

## 第1 原告らの慰謝料算定について

前記説示のとおり，原告らの慰謝料算定に当たっては，①本件アレルギーに罹患していた期間，②現に生じた本件アレルギーの症状の重篤性，③その他本件アレルギーによる精神的身体的苦痛を考慮して算定する。そして，①の期間  
5 においては，本件アレルギーによる小麦摂取等の制限が本件石鹸の使用中止後  
6 5か月（5年5か月）継続したものと推定してこれを基準とし，6 5か月以  
内に治癒したことが証拠上認められる原告及び6 5か月を超えて本件アレルギー  
一発症の危険が証拠上認められる原告については，それぞれの期間を基準とす  
る。②の重篤性においては，アナフィラキシーショック，意識喪失，重度の蕁  
10 麻疹及び嘔吐の有無を考慮する。なお，既払金は，原告らの指定に基づき，元  
本から充当する。

## 第2 原告Aの損害

### 1 原告の主張

#### (1) 原告Aの症状経過等

15 ア 原告Aは，平成18年9月本件石鹸の使用を開始し，同年10月以降平  
成23年2月までの間，本件石鹸を毎朝晩の洗顔に使用した。平成24年  
1月19日京都府立医科大学付属病院（以下「京都府立医大病院」という。）  
で本件アレルギーの確定診断を受けた。

20 イ 原告Aは，平成21年夏ころから，洗顔後に目や口の周りが赤くなって  
腫れ，かゆくなる，ひりひりするといったことがときどき起こるようにな  
ったが，当該症状は汗やメイクがきちんと落ちていないからであると考え，  
本件石鹸による洗顔を継続した。平成22年夏ころには，前記症状が連日  
25 により出始めたため，近医に通院し，ステロイド剤の処方を受けるなど  
して治療を続けたが，症状は安定しなかった。同年12月10日，なぎ辻  
病院を受診し，医師の指導に従って口紅の使用もやめ，飲み薬や塗り薬の  
処方を受けたが，症状は改善しなかった。

原告Aは、同月20日、東京観光中、昼食としてパスタを食べ、散策をしていたところ、しばらくして突然、白目が浮き上がるような感覚とともに、顔全体（特にまぶた）が腫れあがって目を開けていられないようになり、手足がしびれ、体中に蕁麻疹が現れた。同時に動悸がして呼吸が苦し  
5 くなりその場でうずくまって動けなくなり、東京警察病院に救急搬送された。救急搬送後も前腕及び下腿に膨疹があり、眼瞼浮腫著明であったため、抗アレルギー剤等の点滴を受けた。

また、原告Aは、平成23年2月1日、自宅で昼食としてパン2個を食べた後自転車に乗って出かけたところ、10分ほどして白目が浮き上がる  
10 ような感覚に襲われ、自宅に戻ったところ、顔全体が腫れあがっていて目を開けにくくなり、全身に蕁麻疹が現れ、呼吸が苦しくなり始めたほか、腹痛があったため、救急に連絡し、搬送された。搬送先病院で、発赤腫脹膨疹、じんましん、呼吸苦、腹痛といった全身症状からアナフィラキシーショックとの診断を受け、抗アレルギー剤等の点滴を受けた。夕方になると蕁麻疹も収まってきたが、顔の腫れはその後も1週間程度続した。  
15

ウ 原告Aは、平成23年2月15日近医の医療法人社団恵仁会なぎ辻病院（以下「なぎ辻病院」という。）を受診し、上記救急搬送等を同病院医師に伝えたところ、同医師から本件アレルギーの可能性を指摘され、血液検査を受け、本件石鹼の使用を中止し、小麦製品の摂取も控えるよう指示された。血液検査の結果は、小麦特異的IgE抗体価が18.20であった。  
20 その後、平成24年1月19日京都府立医大病院においてプリックテストを受けたところ、15分後判定でグルパール19S0.01%が3+、本件石鹼が2+（30分後3+）といずれも陽性であり、本件アレルギーとの確定診断を受けた。また、平成25年10月28日の同病院におけるプリックテストは、0.01%グルパール19Sと本件石鹼ともに2+でい  
25 ずれも陽性であった。

エ 原告Aは、平成21年夏ころから前記アレルギー症状を発症し、平成24年1月にその原因が本件石鹼にあると判明するまでの間、顔面及び口周囲に繰り返し発生する皮膚炎に苦しんだ。平成23年2月に本件アレルギーの指摘を受けた後は、パンやパスタをまったく口にできないようになり、  
5 醤油に入っている小麦原料のために和食も食べられなくなった。

原告Aは、平成25年8月、小さじ1杯のカレーを口にしたところ、眼の周囲の腫れ、のどの痒み、呼吸苦等といったアナフィラキシー症状を起こした。以降現在に至るまで厳格な食事制限を続けている。

また、原告Aは、本件アレルギー罹患後、結婚、妊娠、出産を経て、現在は一児の母として生活しており、妊娠中は服薬ができず、出産後も乳児を抱えての通院が難しいことから、現在も小麦製品を除去する生活を続けている。  
10

オ 以上の事情に鑑み、原告Aの身体的精神的経済的損害を慰謝するに足りる慰謝料相当額は、悠香からの既払金を控除しても700万円を下らない。  
15 また、原告Aは、本件石鹼及びグルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余儀なくされ、これによる損害は70万円を下らない。

## (2) 被告らの主張に対する反論

### ア 血液検査

原告Aについて、平成23年2月15日時点で18.2あった小麦特異的IgE抗体価が同年12月27日には0.34以下（陰性）となり、平成24年1月19日のパン、小麦のプリックテストで陰性であったが、同日のグルパール19S0.01%、本件石鹼のプリックテストではいずれも陽性であり、小麦の結果のみから回復傾向にあると判断することはできない。実際、原告Aは、前記(1)エのとおり、その後小麦によるアレルギー症状を発症している。  
20  
25

## イ コムギ類の摂取

被告らは、原告Aが小麦を摂取できる状態にあると主張するが、小麦を摂取後運動しなかった結果症状が出なかったとしても、日常小麦が摂取できることにならない。原告Aは3度のアナフィラキシー症状を経験し、今  
5 なお小麦製品を避けている。

## ウ 素因

原告Aについて、コナヒョウダニ、ネコ皮膚、イヌ皮膚、スギ等の特異的 I g E 抗体価が陽性であるものの、これらの抗体反応は広くみられるもので素因減額の対象となる素因ではないし、本件石鹼を使用する以前は小麦製品を摂取しても何ら症状が出なかったのであり、原告Aが本件で訴えている症状はすべて小麦製品を摂取した後に出ているから、前記(1)の各症状は本件アレルギーによる。  
10

## 2 被告フェニックスの主張

原告Aの症状は、最も重篤と思われるものでも全身蕁麻疹、呼吸苦及び腹痛であり、同症状は比較的速やかに消失・軽減し、救急搬送から約1時間で帰宅  
15 することができる程度のものであって、アナフィラキシーショックないしこれに準ずるものとはいえない。

原告Aの I g E 抗体値について、平成23年2月1日当時小麦は18.2 (クラス4)であったが、同年12月27日当時小麦及びグルテンのいずれについても陰性化し、平成25年10月には小麦・パンのプリックテストで陰性であった。原告Aは、遅くともこのころまでには小麦摂取可能な状態に至っていた。  
20

原告Aは、コナヒョウダニ (クラス5)、ハウスダスト1 (クラス4)、スギ (クラス4)、ネコ皮膚 (クラス3) の重篤なアトピー素因を有する。

## 3 悠香の主張

原告Aの小麦特異的 I g E 抗体値は、平成23年2月15日18.2であったところ、同年12月27日には0.34以下となっており、回復傾向が明らか  
25

かである。そして、すでに同日から現在まで相当期間経過していることから、さらに回復しているものと考えられる。少なくとも、平成23年12月27日ころ原告Aは特段の支障なく小麦摂取可能な状態にあった。また、平成24年1月19日のパン、小麦のプリックテストでは、陰性であり、回復傾向が明らかである。

小麦特異的IgE抗体価が陽性である期間における原告Aの通院日数は2日（総通院日数でも8日）で、症状による入院はなく、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。

原告Aは、遅くとも平成23年1月ころ小麦摂取後の運動を控えてさえいれば、症状が出ることなく小麦製品を摂取できる状態にあり、最終通院日が平成25年10月18日であって、遅くとも同日までには小麦アレルギー発症に関する心配がなくなっていた。また、特異的IgE抗体価について、コナヒョウダニ52.90、ハウスダスト1・24.00、ネコ皮膚10.10、イヌ皮膚0.32、スギ20.50、カニ0.26、牛肉0.36、卵白0.13等であり、多数の抗体に強い反応を示しており、訴えている症状が本件アレルギーによるものか不明である。

#### 4 被告片山化学の主張

被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

#### 5 当裁判所の判断

##### (1) 原告Aの症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠（甲個1の4の1、個1の4の2ほか後掲）並びに弁論の全趣旨によれば、原告Aの症状経過等に関し、以下の事実が認められる。

##### ア 原告Aの本件石鹼使用等

原告A（昭和61年3月20日生）は、平成18年9月23日本件石鹼の購入を開始し、以降平成22年6月9日までの間、およそ年に1回、1

0個(60g)まとめ買いの方法により購入し続けた(甲個1の3の1)。  
原告Aは、本件石鹸を、毎朝晩の洗顔に使用していたが、平成23年2月  
ころ、なぎ辻病院医師から本件アレルギーの可能性を指摘され、本件石鹸  
の使用を中止した(甲個1の2の5・7頁)。

5 イ 原告Aの症状経過等

原告Aは、平成21年末ころから顔面や口周囲に皮膚炎(皮疹)が繰り返  
しできるようになった(甲個1の2の5・5頁)。近医である前川医院  
を受診し、医師からステロイド外用薬の処方を受け、治療により一定の改  
善がみられたが、その後も皮膚炎を繰り返し発症したため、平成22年1  
10 2月10日、なぎ辻病院を受診した(甲個1の1の2, 個1の2の5, 個  
1の2の6)。同病院では、医師から、口周囲の接触源の可能性を考えて、  
化粧品、リップクリーム、口紅、シャンプー等をやめること、処方した漢  
方を毎日服用し保湿をしっかりとすること、増悪期があれば接触源をチェ  
ックすることを指導された(甲個1の2の5・5頁)。

15 原告Aは、同月20日午後3時ころ、パスタを食べたあと帰宅途中に、  
突然目が開けにくくなり、手足がしびれ、全身の発疹等を感じ、自宅へ帰  
ったものの異変がなお継続していたため、救急要請し、東京警察病院に搬  
送された(甲個1の2の1・2枚目)。救急隊が現場に到着したときの原  
告Aのバイタルサインは、意識レベル正常、血圧138/106, 心拍9  
20 0回/分、体温36.8℃, 呼吸24回/分, SpO<sub>2</sub>(経皮的酸素飽和  
度)98%であった(同)。また、受診時、原告Aにつき、前腕及び下腿  
に膨疹があり、眼瞼浮腫著明であったが、気道狭窄音及び喘鳴はなく、搔  
痒感、呼吸苦症状もなかった(同)。同病院医師は、原告Aに点滴をした  
ところ、30分後に全身の発疹が消えたため、アレロック及びセレスタミ  
25 ン(抗ヒスタミン剤兼ステロイド剤)を処方して帰宅させた(同)。

原告Aは、平成23年2月1日、自宅で昼食としてパン等を食べた後、

顔面の浮腫，全身の搔痒，発赤が出たため，救急要請し，午後１時５０分ころ洛和会音羽病院に搬送された（甲個１の２の２・４頁）。原告Ａは，受診時，呼吸苦や腹痛があり，バイタルサインは，意識清明，血圧１６７／８６，心拍１０３回／分，体温３７．０℃，呼吸１３回／分，SpO<sub>2</sub>・

5 １００％であり，全身に発赤，腫脹，膨疹があったが，呼吸苦及び腹痛は比較的速やかに消失し，皮疹も徐々に軽減していった。原告Ａは，抗ヒスタミン薬やステロイドの処方を受け午後５時ころ帰宅した。

原告Ａは，平成２３年２月１５日，なぎ辻病院を受診し，前記音羽病院へ救急搬送された旨伝えたところ，なぎ辻病院医師は，本件石鹼による小麦アレルギーを疑い，本件石鹼の使用中止及び小麦製品摂取制限を指示し，

10 血液検査をした（甲個１の２の５・７頁）。結果，小麦（クラス４），ハウスダスト，ダニ，スギについて陽性であった（同・１７，１８頁）。

原告Ａは，その後，京都府立医大病院を受診し，平成２３年１２月２７日に血液検査をしたところ，小麦及びω－５グリアジンについて陰性であり（甲個１の２の３・５４頁），平成２４年１月１９日に受けたプリック

15 テストでは，グルパール１９Ｓ０．０１％及び本件石鹼について陽性であったが，パン及び小麦粉について陰性であった（同・１６頁）。

原告Ａは，平成２５年８月７日午後９時ころ，カレーを一口食べたところ，呼吸苦症状並びに目及び咽頭部のかゆみが出たため，音羽病院を受診した（甲個１の２の４・４頁）。このとき，原告Ａのバイタルサインは，意識清明，血圧１１９／７５，心拍１００回／分，呼吸数１６回／分，SpO<sub>2</sub>・

20 ９９％であり，嘔吐や下痢はなかった（同）。原告Ａは，診察時，軽度の喘鳴を聴取できる程度の呼吸苦があり，右眼球結膜が軽度充血していたが，眼瞼・咽頭の搔痒感は消失し，咽頭発赤腫大はなかった（同）。抗ヒスタミンの投与を受けたところ，前記症状が改善した（同）。

25

その後，原告Ａは，平成２５年１０月２８日及び平成２９年６月２７日

京都府立医大でプリックテストを受けたところ、いずれの時点においても、グルパール19S0.01%・本件石鹼について陽性であったが、小麦・パンについて陰性であった(甲個1の1の4, 乙イ個1の2の2・18頁)。

#### ウ 原告Aの既往歴等

原告Aは、小児期に喘息の指摘を受けたことがあるほか、本件当時、スギ花粉症、ネコアレルギーに罹患していた(甲個1の2の1, 個1の2の4・4頁)。

#### (2) 原告Aの損害及び損害額

症状の内容及び経緯に照らせば、平成21年末ころから発症した顔面や口周囲の皮疹等の症状は、本件アレルギーによるものと推認できる。原告Aは、遅くとも平成21年末ころから本件アレルギーを発症した。原告Aについて、同月以降、本件石鹼の使用中止後5年5か月経過時点である平成28年7月ころまでに、本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく、また、同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。原告Aは、平成25年10月時点で、小麦及びパンのプリックテストで陰性であるが、平成24年1月の時点でも同様にいずれも陰性であったにもかかわらず、平成25年8月に小麦アレルギー症状を発症したことに照らし、平成25年10月のプリックテストの結果をもって、本件アレルギーが治癒寛解に至ったということとはできない。原告Aは、平成21年末から平成28年7月までの間の6年7か月、本件アレルギーに罹患しており、本件アレルギーにより、全身の腫脹、膨疹等の症状を発症した。

以上を勘案し、原告Aの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 200万円

既払金控除 159万円

弁護士費用 4万1000円

合計 45万1000円

よって、原告Aの請求は、被告フェニックスに対し、45万1000円及びこれに対する平成24年5月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

### 第3 原告Bの損害

#### 5 1 原告の主張

##### (1) 原告Bの症状経過等

ア 原告Bは、平成19年1月ころから本件石鹸を毎朝晩の洗顔に使用し、平成20年ころから夜身体にも使用したが、平成23年6月、インターネットで本件石鹸によるアレルギー発症を知り、以降使用を中止した。平成10 23年7月14日、京都府立医大病院で本件アレルギーの確定診断を受けた。

イ 原告Bは、平成20年8月ころから、入浴後に両目の掻痒、鼻水、顔面・両手の紅斑、掻痒が起こり、次第に日中まで痒みが続くようになった。平成21年1月ころから、軽く掻いたり軽くものに当たったりするだけで皮膚が赤く、ミミズ腫れのようになり、食後に吐き気をしばしば感じるよう15 になった。

原告Bは、平成22年7月18日、夕方にトマトそば（小麦を含むもの）を食べ、午後7時ころに運動を始めたところ、運動を始めて20分後くらいで気分が悪くなり、口や目の周り、手が赤く腫れ、立っていられなくなった。三、四回ほど嘔吐し、次第に目の前が真っ暗になった。救急車を呼ぼうとしたが、手がグローブのように腫れ、目も見えず、体中の感覚がほとんどなくなり、意識がもうろうとして、助けを呼ぶこともできず、ベッドで休み、数時間後に気が付いたときは、体中がだるく、顔や手足がひどく腫れあがっていた。翌日も体中がむくみ倦怠感があり、ほとんど動くことができず、顔や手の腫れがおさまったのは同月20日であった。原告B25 は、同日京都市立病院を受診したところ、運動誘発性食物アナフィラキシ

一の疑いと診断され、検査の結果同年8月3日小麦アレルギーの陽性反応が確認された。

原告Bは、その後も同年10月17日に顔、手が腫れ、痒み、吐き気が生じ、同月28日にはパン等を食べて唇の周りが腫れ、手に痒みが生じ、  
5 同年11月8日にはお菓子を食べて唇が腫れ、同月14日には太腿からふくらはぎにかけて蕁麻疹様の発疹が出た。平成23年6月の本件石鹼使用中止後、入浴のたびに生じた多量の鼻水、尋常でない痒み等は止まった。

ウ 原告Bは、平成23年6月22日京都府立医大病院を受診し、血液検査を受け、その後同年7月13日入院してプリックテストを受けたところ、  
10 本件石鹼、加水分解コムギで強陽性であり、同月14日本件アレルギーの確定診断を受けた。同月14日の退院時、医師から、本件石鹼を使用せず、できるだけ小麦を摂取しない、食後の運動は避ける、食物表示をよく注意することと指示された。しかし、その後も小麦製品を食べて、手足が腫れたり、蕁麻疹ができたり、気分が悪くなったりすることがあった。

15 投薬については、かかりつけ医である岩橋クリニックから処方を受けている。同クリニック通院当初、2か月に1回の通院の間に頓服のアレルギー薬（ニポラジン等）を10回以上飲んでおり、最近は2か月の間に数回飲むか飲まないか程度であるが服用している。常用薬であるアレルギー薬は現在も服用している。平成24年10月以降はアレルギー除去のためカイロプラクティックに通院している。  
20

エ 原告Bの通院は9年間にわたり、岩橋クリニックに59回、京都府立医大病院に17回、京都市立病院に7回、白石耳鼻科に1回、中島眼科クリニックに6回の合計90回である。カイロプラクティックの通院は現在まで5年間にわたり、合計115回である。原告Bが支払った本件アレルギーに係る治療費等は合計160万3110円に及ぶ。  
25

原告Bは、平成24年ころ以降基本的に小麦を食べないようになり、自

5 宅では調味料の小麦を除去し、外食においても小麦を含まない醤油を持ち歩いている。現在は、醤油やたれ等薄い味付けのものをごく少量であれば、以前ほどのアレルギー症状が出ていないが、平成29年7月に醤油が入っている和風ドレッシングを通常の3分の1の量かけたサラダを食べたところ、胃が痛くなり痒みが生じた。現在もパンや pasta、カレーライス等の小麦製品は少しも口にできない。

10 原告Bは、小麦製品を摂取できないことから、外食をするのも支障があり、職場においても、小麦製品摂取後痒みが出て気分が悪くなるなどして仕事に影響が生じたほか、通院のため休まざるを得ず、通勤手段も自転車から電車に変更を余儀なくされた。

15 オ 以上の事情に鑑み、原告Bの身体的精神的経済的損害を慰謝するに足りる慰謝料相当額は、悠香からの既払金を控除しても700万円を下らない。また、原告Bは、本件石鹼及びグルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余儀なくされ、これによる損害は70万円を下らない。

## (2) 被告らの主張に対する反論

### ア 血液検査

20 原告Bの小麦特異的IgE抗体価は、平成23年6月22日から平成24年9月10日にかけて陰性化の方向にあるが、平成24年12月10日のプリックテストでは、小麦は陽性であり、前回(平成23年7月15日)のプリックテストの結果よりも反応が強くなっている。血液検査が陰性化傾向にあることをもって、小麦摂取可能であるとはいえない。

### イ 食物経口負荷試験

25 被告らは、平成22年12月8日の食物経口負荷試験で症状が出ていないことを指摘するが、同月10日の同試験では、運動直後に頸部に掻痒があり、15分後には頸部に膨疹・掻痒感があった上、平成23年1月6日

京都市立病院からエピペンを処方されたから、同日以降においても本件アレルギーによるアナフィラキシーショックの可能性があった。

#### ウ 既往症による影響

原告Bのアトピー性皮膚炎は、平成23年6月15日には治癒しかかっていたほか、ラテックス及び研磨剤に対して示したアレルギー反応は、平成23年6月16日の歯科治療の際に生じたもので、本件アレルギーの症状と混同するようなものではない。原告Bは、本件アレルギーに罹患するまで、小麦も含めて食物アレルギーを有していなかったし、イネ科花粉症ではない。また、原告Bの症状は、口腔アレルギー症候群（OAS）によるものではない。

#### エ 過失相殺

原告Bは、目や鼻等に異常を認識した後も本件石鹸を使用しているが、これは、悠香が、本件石鹸のお茶の美容効果や有名女優を登用したテレビ広告を見て、本件石鹸に安心感を持ち、信頼していたからであって、普段使用する石鹸にアレルギーに罹患するような成分が含まれているとは考えつかなかったからである。当該事情は過失相殺を基礎づける事情ではない。

## 2 被告フェニックスの主張

アナフィラキシーショックとは、アレルゲンの侵入により複数臓器に全身性のアレルギー症状が惹起されるとともに、これに血圧低下や意識障害を伴う場合をいうところ、原告Bの本件アレルギーによる症状は、重いものでも血圧低下や意識障害を伴うものではなく、アナフィラキシーショックとはいえない。原告Bは、エピペンの処方を受けておらず、アナフィラキシーショックを想定した投薬をされていない。

原告BのIgE抗体値について、平成23年6月22日当時小麦はクラス2、グルテンはクラス2であったが、平成24年9月10日当時コムギはクラス1、

グルテンは陰性化した。

原告Bは、平成22年12月、京都府立医大病院において、アスピリン及び運動負荷下での経口小麦負荷試験を実施したが、症状は誘発されなかったほか、平成23年7月26日時点では小麦製品を摂取してもアレルギーは起こってい

5

なかった。

原告Bは、本件石鹼使用当時から、キウイやトマトで口腔アレルギー症候群（OAS）を発症する状態にあり、これが重篤な場合には呼吸苦や下痢等に発展し、さらに重い場合には意識低下等のアナフィラキシー症状に発展することがある。したがって、原告Bに下痢等のアナフィラキシー症状があったとしても、OASの相当程度の寄与があったと考えられる。原告Bの主張する症状が本件アレルギーによる症状であるのか相当に疑問がある。また、原告Bは、ラ

10

テックス（クラス3）、アトピー性皮膚炎、花粉症等のアトピー素因を有する。

### 3 悠香の主張

原告Bの小麦特異的IgE抗体価は、平成24年1月23日、0.62と擬陽性になっており、同年9月10日には0.35と陰性（0.35未満）に近い数値になっており、回復傾向が明らかであるが、同日の最終検査から現時点まで相当期間経過しており、かなり以前の時点で陰性化していたと考えられる。平成22年12月8日の食物経口負荷試験では、食パン1枚+踏み台昇降15分間で症状が出ておらず、少なくとも同日ころ原告Bは小麦摂取可能な状態に

15

20

あった。

原告Bは、小麦以外にも、豚肉、ぶどう、ワイン、リンゴを食べると調子が悪いことがあり、本件アレルギーと関連性がある通院日数は不明である。

また、原告Bは、ラテックスに強い反応を示している上、本件石鹼使用前である平成18年1月17日にはアトピー性皮膚炎の治療をしており、花粉症の既往もあるほか、前記のとおり豚肉等を食べると調子が悪いときがあるなど、多数の既往があり、訴えている症状が本件アレルギーによるものか不明である。

25

さらに、イネ科花粉症から合併して小麦に対するFDEIAを発症する者もいるところ(乙イB27)、原告Bは花粉症を発症する時期が春から初夏にかけてであるため、イネ科花粉症の疑いがあり、これによって小麦に対するアレルギーを発症した可能性がある。

5 原告Bは、平成20年ころから本件石鹼の使用を開始し、同年8月ころにはその使用中・後に両目の掻痒、鼻水、顔面・両手の紅斑や掻痒がみられるようになったにもかかわらず、本件石鹼の注意表示に従うことなく、本件石鹼を使用し続けた。

#### 4 被告片山化学の主張

10 被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

#### 5 当裁判所の判断

##### (1) 原告Bの症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠(甲個4の4の1、個4の4の2ほか後掲)並びに弁論の全趣旨によれば、原告Bの症状経過等に関し、以下の事実  
15 が認められる。

##### ア 原告Bの本件石鹼使用等

原告B(昭和52年2月25日生)は、平成19年1月ころ、本件石鹼のまとめ買いをした母親から本件石鹼を分けてもらい、また同年6月には自分で購入するなどし、平成19年1月ころから平成23年6月ころまでの間、本件石鹼を、洗顔や体を洗うのに使用した(甲個4の3の1)。  
20

##### イ 原告Bの症状経過等

原告Bは、平成22年7月18日昼過ぎころにトマトそば等を食べ、午後7時からDVDを利用したエクササイズをしていたところ、眼瞼周囲や手が腫れ、悪寒が生じ、嘔吐した。2時間程度臥位で安静にしていたところ、症状が改善した。このとき、腹痛、下痢はなかった。原告Bは、同月  
25 20日京都市立病院を受診した(乙イ個4の2の2の1・41枚目)。受

診時もなお眼瞼に軽度浮腫様があったが、四肢の浮腫等は治まっていた  
(同・42枚目)。同病院医師は、運動誘発性食物アナフィラキシーを疑  
い、原告Bの血液検査をしたところ、小麦について陽性であった(同・4  
3枚目)。その後も、原告Bは、小麦製品やトマト等を摂取することがあ  
り、唇が腫れるなどの症状が出た(甲個4の2の1・67, 68頁, 乙イ  
5 個4の2の2の1・15枚目)。

原告Bは、同年12月7日、食物負荷試験、運動負荷試験、アスピリン  
負荷試験及びプリックテストを受けるため、京都市立病院に入院した(乙  
イ個4の2の2の1・47枚目)。ライスヌードルやそばを食べたが異常  
10 はなく(同・51枚目)、同月8日に受けた運動負荷試験及びアスピリン  
負荷試験では、皮疹や掻痒感は出なかった(同・52, 53枚目)。しか  
し、同月9日の運動負荷試験では、アスピリン500mg内服後パン1枚  
を摂食し、運動したところ、運動直後、頸部に軽度掻痒感が生じ、その1  
5分後、頸部に膨疹・掻痒感が生じた(同・54枚目)。なお、このとき、  
15 バイタルサインに異常はなかった(同)。

原告Bは、京都府立医大病院において、平成23年6月22日、血液検  
査を受けたところ、小麦(クラス2)、グルテン(クラス2)、ラテックス  
(クラス4)で陽性であったが、キウイ、トマト、スギで陰性であり(甲  
個4の2の1・30, 112頁)、同年7月14日に受けたラテックス、  
20 キウイ、トマト及びトマトジュースのプリックテスト並びに研磨剤のスク  
ラッチテストでいずれも陽性、同月15日に受けた加水分解コムギ、本件  
石鹼、小麦、パンでいずれも陽性(加水分解コムギ及び本件石鹼で強陽性)  
であった(甲個4の2の1・4, 29, 30, 33ないし35頁)。また、  
原告Bは、同病院で受けた血液検査では、平成24年1月23日時点で、  
25 小麦についてクラス1(0.62)、グルテンについてクラス2(1.2  
3)、同年9月10日時点で、小麦についてクラス1(0.35)、グルテ

ンについて陰性であり（甲個4の2の1・54ないし56，114，116頁），同年12月10日に受けたプリックテストでは，小麦粉，ブドウ，ワイン，ウォッカ，トマト，ラテックス，加水分解コムギ等で陽性であった（同・60頁）。

5 ウ 原告Bの既往歴等

原告Bは，本件当時，既往歴として，アトピー性皮膚炎，花粉症等を有していた（甲個4の2の1・26頁）。

エ 原告Bの主張について

原告Bは，平成20年ころすでに痒みが生じていた旨主張するが，当時  
10 原告Bが花粉症やアトピー性皮膚炎を有していたことに照らせば，同症状が本件アレルギーによるものと認めることはできない。また，平成22年7月20日の症状について，数時間意識を失った旨主張するが，同事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

オ 被告フェニックスの主張について

15 被告フェニックスは，平成22年12月8日時点で，原告Bは小麦摂取しても症状が出ない状態に回復していた旨主張するが，その翌日のアスピリン内服後の運動負荷試験で頸部膨疹等の症状が出たこと，平成23年7月のプリックテストで小麦及びパンについていずれも陽性であったことに鑑みれば，平成22年12月時点ないしその後に，小麦摂取しても症状が  
20 出ないまでに回復したということ認めることはできない。また，発症時期等によれば，本件石鹼の使用により本件アレルギーを発症したと認められる。

(2) 原告Bの損害及び損害額

25 症状の内容及び経緯に照らせば，平成22年7月に生じた眼瞼や手の腫脹，嘔吐等の症状は，本件アレルギーによるものと推認できる。原告Bは，遅くとも平成22年7月ころから本件アレルギーを発症した。ただし，当時の嘔

吐について、その後、トマト等のプリックテストにおいて陽性反応を示しているところからみれば、本件アレルギーとトマト等へのアレルギーが複合して生じたものと認めるのが相当である。原告Bについて、平成22年7月以降、本件石鹸の使用中止後5年5か月経過時点である平成28年11月ころまでに、本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく、また、同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。原告Bは、平成22年7月から平成28年11月までの間の6年5か月、本件アレルギーに罹患しており、本件アレルギー等により、嘔吐等の症状を発症した。

以上の事情を勘案し、原告Bの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 185万円

既払金控除 165万円

弁護士費用 2万円

合計 22万円

よって、原告Bの請求は、被告フェニックスに対し、22万円及びこれに対する平成24年5月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

#### 第4 原告Cの損害

##### 1 原告の主張

###### (1) 原告Cの症状経過等

ア 原告Cは、平成21年2月から平成22年末ころまでの間、本件石鹸を毎朝晩の洗顔に使用した。

イ 原告Cは、平成22年4月30日、本件石鹸で洗顔し、朝食のパンを食べた後、午後7時半ころ自宅から500m程離れた場所に長男を徒歩で送り届け帰宅直後、全身に蕁麻疹が出たため、車を運転して公立南丹病院（以下「南丹病院」という。）を受診した。受診中、血液検査結果を待ってい

る間に、心臓がドキドキし、急にめまい、吐き気がして、待合所の椅子に倒れこみ、意識がほとんどなくなった。血圧は96／56に低下し、点滴を受け、しばらく安静にしなければならなかった。

原告Cは、同年7月6日昼食に菓子パンを食べ仕事に戻ったとき、目頭が熱く、目が痛くかゆくなり、全身に蕁麻疹が起こり、目の周りが腫れた。原告Cは、早退して自動車で帰宅したが、息苦しく立ち上がれなくなり、めまいや吐き気が生じ、意識が薄れ倒れて動けなくなり、連絡を受けた夫に南丹病院に連れて行ってもらった。そのとき、原告Cは、ショック症状に伴う急性蕁麻疹を発症し、全身に拡散浮腫を伴うミミズ腫れがあり、血圧低下（77／36）があり、吐き気、不快感等の症状があった。目の周りの腫れは10日間ほど継続し、仕事も休まざるを得なかった。

原告Cは、同月下旬ころ、朝食後自宅の掃除や洗濯等家事をした後、体中に蕁麻疹を発症した。同年9月24日にも、職場で昼食の菓子パンを食べたところ全身がかゆくなり、蕁麻疹が出現した。

原告Cは、南丹病院で、前記各症状がストレスによると言われるにとどまっていたため、転医先を探し、平成22年10月25日入浴後、全身に蕁麻疹が出たこともあり、なら皮フ科クリニックを受診したところ、京都府立医大病院を紹介された。同月31日の昼食後、再度全身に蕁麻疹が出たため、同病院を受診し、血液検査を受けたところ、FDEIAの可能性が指摘された。同年12月7日にプリックテストを受け、本件石鹼がアレルギーの原因であることが判明したところ、医師から、小麦の摂取を控えること、小麦製品を摂取した場合その後の運動を避けること、吸収を押さえる薬を食前に服用することを指示され、抗アレルギー薬を処方された。

ウ 原告Cは、その後小麦摂取を控えていたが、平成23年2月4日昼休みにシュークリームを食べてしまい、全身に蕁麻疹を発症した。原告Cは、早退し、帰宅するため自動車の運転を始めたところ、吐き気がひどく、意

識が遠のきそうになり、運転をやめ、夫に連絡し、南丹病院に連れて行ってもらった。同病院では、急性蕁麻疹、ショック症状に伴うミミズ腫れ、  
5 5 5 0) が確認された。

原告Cは、同年4月5日に入院し、運動負荷試験を受けたところ、アレルギー症状を発症し、医師から、小麦製品を避けること、摂取する場合は  
10 就寝前か摂取後に一、二時間は体を動かさないことを指示された。

エ 原告Cは、小麦製品には触れないようにし、化粧品の成分にも気を付け、  
加水分解コムギを含む化粧品は避けるようにしてきた。医師の指導もあり、  
小麦製品摂取後運動しないことを条件に、平成25年前後ころから少量ずつ  
15 食材を選びながら食べるようにしているが、これによる精神的負担は大きい。小麦は広範な食品に含まれており、注意していても誤って口に  
してしまうことがあるから、抗アレルギー薬であるアレロックを常備し、服用  
している。

原告Cは、本件アレルギーを発症し、顔が腫れるたび腫れがおさまるま  
15 まで少なくとも1週間仕事を休んだ。また、入通院日数は40日に及び、その  
たび仕事を休まざるを得ず、治療費は20万円にも及ぶ。

オ 以上の事情に鑑み、原告Cの身体的精神的経済的損害は、悠香からの既  
払金を控除しても700万円を下らない。また、原告Cは、本件石鹸及び  
20 グルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余  
儀なくされ、これによる損害は70万円を下らない。

## (2) 被告らの主張に対する反論

### ア 血液検査等

原告Cの平成23年2月のパンのプリックテストは陰性であったが、加  
加水分解コムギは陽性であり、平成22年11月の血液検査では小麦特異的  
25 I g E抗体価は3.30(クラス2)と陽性で、この時期における原告C  
の小麦に対する反応は強かった。その後のプリックテストにおいても、平

成23年3月に麦茶陽性、同年4月にお茶陽性、平成24年2月に本件石  
鹼及びグルパール19S陽性であり、アレルギー体質は継続していた。

平成23年12月の小麦特異的IgE抗体価は0.47（クラス1）で  
あったが、同時期以降のプリックテストにおいては陽性であり、平成24  
5 年5月には小麦摂取後顔面及び手足がむくみ、平成26年4月には疲れて  
いるときに小麦を摂取すると蕁麻疹を発症する状態にあったのであり、ア  
レルギー症状は継続していた。

原告Cは、一定程度小麦の摂取を開始しているが、医師から、小麦を摂  
取した後はインターールを服用すること、少量のみ食べ食事後動かないよう  
10 にすること、昼はクッキー程度にとどめることを指示され、食事制限及び  
運動制限を伴う。

#### イ 既往症による影響

原告Cにスギやヒノキの花粉症の経験はない。平成22年4月における  
特異的IgE抗体価は、スギ2.71（クラス2）及びヒノキ1.23（ク  
15 ラス2）と数値自体は高くなく、平成23年3月の検査においては、スギ  
1.17（クラス2）、ヒノキ0.49（クラス1）と低下している。

#### 2 被告フェニックスの主張

原告Cの本件アレルギーによる症状は、重いものでも意識障害を伴うもので  
はなく、アナフィラキシーショックとはいえない。原告Cは、エピペンを処方  
20 されておらず、アナフィラキシー症状を想定されていない。

原告CのIgE抗体値について、平成22年11月1日当時小麦はクラス2、  
平成23年3月15日当時グルテンはクラス2であったが、平成24年8月2  
1日小麦及びグルテンのいずれについても陰性化し、平成23年2月1日の小  
麦プリックテストは陰性であった。

原告Cは、平成22年11月16日までに自宅及び外食でうどん、パンを食  
25 べたが異常はなく、平成24年8月21日時点でうどん、素麺、パスタ等最高

一人前食べても反応はなく、週3回くらい少量摂取しているが摂取後仕事継続しても発作はなく、平成25年2月26日には食べる頻度が増え、小麦摂取の翌朝に顔が腫れていることがあるにすぎず、同年12月10日には小麦製品摂取しても蕁麻疹が出なくなり、平成26年11月17日には食事をしてても皮疹はなくなった。

また、原告Cは、スギ（クラス2）、ヒノキ（クラス1）のアトピー素因を有する。

### 3 悠香の主張

原告Cの小麦特異的IgE抗体価は、平成23年12月6日、0.47と擬陽性であり、少なくとも同日ころ小麦摂取可能な状態にあったと考えられ、平成24年8月21日には陰性化しており、回復傾向が明らかである。また、平成23年2月1日のプリックテストでは、パンについて陰性である上、同年4月5日の食物経口負荷試験では、食パン2枚＋踏み台上り下り10分で、下眼瞼のむくみ、耳の搔痒感あり、背部には明らかな膨疹が2つ、SpO<sub>2</sub>（経皮的酸素飽和度）の低下はなしとの結果であり、症状は軽微であった。

小麦特異的IgE抗体価が陽性である期間における原告Cの通院日数は17日で、症状による入院はなく、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。

原告Cは、平成22年11月16日自宅・外食でうどん・パンを食べたが異常はなく、平成23年3月31日それまでにパスタを一人前食べたが膨疹は出ず、平成24年8月21日うどん・素麺・パスタ等最高一人前を食べても反応はなく、以前より改善しており、平成25年7月2日ころまでに小麦製品を食べる頻度が増えており、夜はうどんやパスタ、ピザ等を一人前食べるができるなど、当初から特段の支障なく継続して小麦摂取をすることができている。

また、原告Cは、アレルゲンとして、スギ2.71（クラス2）、ヒノキ1.23（クラス2）に強い反応を示しており、眼の腫れ等訴えている症状が本件

アレルギーによるものか不明である。

#### 4 被告片山化学の主張

被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

#### 5 当裁判所の判断

##### 5 (1) 原告Cの症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠（甲個5の4の1，個5の4の2，原告C本人ほか後掲）並びに弁論の全趣旨によれば、原告Cの症状経過等に関し、以下の事実が認められる。

##### ア 原告Cの本件石鹼使用

原告C（昭和50年8月10日生）は、平成21年2月21日本件石鹼の購入を開始し、同月ころから平成22年末頃までの間、およそ二か月に1個程度、毎朝晩の洗顔に使用した（甲個5の3の1）。原告Cは、平成22年末ころ、京都府立医大病院医師から、本件石鹼によるアレルギーの可能性を指摘され、本件石鹼の使用を中止した（甲個5の2の1・28頁）。

##### イ 原告Cの症状経過等

原告Cは、平成22年4月30日、朝食にパン等を食べた後に息子を学校に送り出したときに、気分が悪くなり、全身に蕁麻疹が生じたため、同日午後11時ころ、南丹病院を受診した（甲個5の2の2・2，3頁）。受診時、意識は清明で、呼吸苦はなかったものの、だるさがあり、全身に膨疹・搔痒があり、血圧が96／56まで低下していた。血液検査をしたところ、スギ及びヒノキについてクラス2であったことが判明したものの、当該症状の原因は分からなかった。

原告Cは、同年7月6日、昼食に菓子パンを食べ、お茶をティーパックに詰める仕事をしていたところ、全身に蕁麻疹が生じたため、再び南丹病院を受診した（甲個5の2の2・10，11頁）。受診時には、ショック症状を伴う蕁麻疹が出現しており、血圧が77／36まで低下し、心拍5

7回／分、体温35.6℃であった。同病院医師は、高温多湿の職場環境、人間関係等からのストレスが原因の可能性もあると考え、ストレスをできるだけ取り除くよう指導した（同・13頁）。原告Cは、その後も、全身に蕁麻疹が生じるなどしたため、なら皮膚科クリニックからの紹介を受けて、京都府立医大病院を受診し、同年11月1日に血液検査を、同年12月7日にプリックテストをしたところ、いずれも小麦について陽性であった（甲個5の2の1・15, 19, 24頁）。同病院医師は、本件石鹼による小麦アレルギーを疑い、原告Cに対し、平成23年1月4日本件石鹼のプリックテストを、同年2月1日加水分解コムギのプリックテストをしたところ、いずれも陽性反応を示したが、同日にしたパンのプリックテストでは陰性であった（同・28, 29頁）。

原告Cは、その後も、平成23年2月4日にシュークリームを食べた後、ショック症状を伴う（血圧は95／50まで低下）みみず腫れを起こすなどした（甲個5の2の2・17頁）。

原告Cは、京都府立医大において、平成23年3月15日に麦茶のプリックテストを（同・32頁）、同年4月5日は入院の上、食パン2枚による運動負荷試験を受け（同・43頁）、いずれも陽性であった。なお、この運動負荷試験では、膨疹が生じたものの、呼吸困難感や血圧低下は生じなかった（同・43, 49頁）。血液検査については、平成23年12月6日時点で、小麦について擬陽性（クラス1）、グルテンについて陽性（クラス2）であったが（同・62頁）、平成24年8月21日はいずれについても陰性化した（同・67頁）。プリックテストについては、平成24年2月14日時点で本件石鹼及びグルパール19Sについて陽性であったが、パン及び麦茶については陰性であり、小麦粉についても陽性と判断できるものではなく（同・62, 64頁）、同年10月29日時点では、本件石鹼及びグルパール19Sのほかにパンについても陽性反応を示し

(同・68頁),平成25年8月6日には,パンについて陰性となり(本件石鹼,グルパール19Sについては陽性。甲個5の2の3・22頁),平成29年3月16日に至って初めて,本件石鹼及びグルパール19Sについて陰性化した(同・40,41頁)。

5 ウ 被告らの主張について

被告らは,原告Cが,平成22年11月ころの時点で,小麦製品を食べており,かつ食べても症状が出ていなかった旨主張する。確かに,原告Cの京都府立医大のカルテ(甲5の2の1・64頁)には,外食でうどんやパンを食べても症状が出なかったことが記載されているが,その後も,原告Cは,前記運動負荷試験において症状が出ており,小麦摂取後にショック症状が出るなどしていたことが認められるのであって,同月ころ時点で,原告Cが,小麦を摂取しても症状が出ない状態にまで回復していたということとはできない。

15 また,原告Cが訴える目の腫れ等の症状について,スギや花粉の一般的な症状とは異なり,本件アレルギーに典型的な症状であることに鑑みれば,本件アレルギーによって生じたものと認められる。

(2) 原告Cの損害及び損害額

20 症状の内容及び経緯に照らせば,平成22年4月に発症した全身蕁麻疹等や,平成23年2月に発症したショック症状を伴うみみず腫れ等の症状は,本件アレルギーによるものと推認できる。原告Cは,遅くとも平成22年4月ころから本件アレルギーを発症した。原告Cについて,平成22年4月以降,本件石鹼の使用中止後5年5か月経過時点である平成28年5月ころまでに,本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく,また,同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。

25 原告Cは,平成24年2月時点で,小麦及びパンのプリックテストで陰性であり,同年8月には,小麦及びグルテンの血液検査で陰性であるが,その後,

平成24年10月のパンのプリックテストで陽性反応を示したことに照らせば、本件アレルギーが治癒寛解に至ったと認めるに足りない。原告Cは、平成22年4月から平成28年5月までの間の6年2か月、本件アレルギーに罹患しており、本件アレルギーにより、アナフィラキシーショック等の症状を発症した。

以上を勘案し、原告Cの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 240万円

既払金控除 150万円

弁護士費用 9万円

合計 99万円

よって、原告Cの請求は、被告フェニックスに対し、99万円及びこれに対する平成24年5月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

## 第5 原告Dの損害

### 1 原告の主張

#### (1) 原告Dの症状経過等

ア 原告Dは、平成19年7月から平成23年8月までの間、本件石鹸を月に1個弱程度使用してきたが、同月ころ、被害報道を知り、本件石鹸の使用を中止した。同年12月20日京都府立医大病院で本件アレルギーの確定診断を受けた。

イ 原告Dは、平成21年ころ、本件石鹸で洗顔後、眼瞼の周囲を中心に顔に発赤や膨疹が出るようになった。このときは、発赤や膨疹は自然消滅していた。

原告Dは、平成21年12月17日、昼食にたこ焼きを食べ、自転車で子供の小学校へ行き、課外授業のために教室の掃除をしていると、突然、寒気、気分不良、全身搔痒感を覚え、両前腕の発疹を認め、目の前が白く

なり、呼吸苦を感じた。近くにいた友人らに連れられて、学校の保健室に行った後、済生会京都府病院に救急搬送された。同病院では、ソル・メルコート（副腎皮質ホルモン）の点滴を受けたところ、症状が改善し、蕁麻疹が消失し、アナフィラキシーショックと診断され、アレロックを処方された。このとき、血圧も下が50くらいまで低下していた。

また、原告Dは、平成22年1月から2月ころ、パスタを食べた後の買い物中に蕁麻疹が出現した。アレロックを飲むと、蕁麻疹は消失した。その余に同年3月24日までに1回蕁麻疹が出現している。

原告Dは、平成22年5月7日医師から、蕁麻疹が出なくともアレロックを服用するよう指示され、以降每日一、二錠服用している。

ウ 原告Dは、本件石鹼の被害を報道で知り、平成23年12月13日京都府立医大病院で血液検査を受けたところ、小麦12.80（クラス3）、グルテン27.70（クラス4）の陽性反応が出た。同月19日同病院で検査入院してプリックテストを受けたところ、加水分解コムギと本件石鹼で陽性反応が出た。同月20日本件アレルギーの確定診断を受けた。

平成23年12月13日当時、医師に「小麦制限はしていなく、摂取後の運動もしているが特に症状なし」と説明したことはあるが、これはアレロックを服用した上で重篤なアレルギー症状が出ていないことを説明したものである。その後も、小麦を摂取すると、小さい蕁麻疹のような少し痛痒い気がする状態にある。アレロックを飲み忘れると発赤が出る状態は現在も続いている。

原告Dは、平成29年4月26日時点の血液検査で、小麦0.72（クラス2）、グルテン1.09（クラス2）の陽性反応が出ており、本件アレルギーの症状は続いている。

エ 原告Dは、前記のショックになったときの恐怖から、現在もアレロックを常用し、小麦製品の摂取及び運動を抑制している。平成21年12月よ

り現在まで8年弱にわたり通院加療を続け、通院日数も30日を超える。

また、原告Dは、平成29年4月26日、前記ウの血液検査の陽性反応を受け、医師から引き続き小麦を多量に摂取することなく、少量でも摂取した場合には4時間運動を避け、鎮痛剤を内服したときは小麦摂取を避けるよう指導された。

5

オ 以上の事情に鑑み、原告Dの精神的経済的損害は、悠香からの既払金を控除しても800万円を下らない。また、原告Dは、本件石鹼及びグルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余儀なくされ、これによる損害は80万円を下らない。

10

## (2) 被告らの主張に対する反論

原告Dは、本件アレルギーに罹患するまで、小麦をはじめ食物アレルギーを有していなかった。京都府立医大病院のカルテの「20年前より小麦アレルギー」との記載（甲個7の2の2・62頁）は、2年前の誤記である。

15

原告Dは、アトピーや花粉症の既往歴を有していたが、アトピーの症状が出たときに医師からアレロックを処方されたことはなかったし、悠香から郵送された顧客の体験話にアトピーが良くなったなどと書かれていたことから、これを信じて本件石鹼を使用したにすぎない。花粉症については、だいたい1月末から4月末ころまでの期間が限定されており、年中内服薬を服用していたわけではない。

20

## 2 被告フェニックスの主張

原告Dの本件アレルギーによる症状は、最も重いものでも呼吸困難を伴うものではなく、医療機関来院時は独歩可能で、意識レベルもクリアで、来院後約1時間で症状が軽快したというものであり、極めて軽度である。原告Dは、エピペンの処方を受けておらず、アナフィラキシー症状を想定されていない。

25

原告DのIgE抗体値について、平成23年12月13日当時小麦はクラス3、グルテンはクラス4であったが、同検査からすでに5年を経過しており、

現時点では陰性化している可能性が高い。

原告Dは、平成23年12月19日当時、小麦制限をしておらず、摂取後の運動をしても特に症状はなかったほか、普段の食事で小麦製品に関して気にせず食べており、パン・麺類は食べても、ちょっと痛痒い気がするものの、ひどい痒みはなかった。

原告Dは、本件石鹼使用当時、ヤケヒョウダニ（クラス3）、ハウスダスト1（クラス3）、ハウスダスト2（クラス3）、スギ（クラス5）、ネコ皮屑（クラス3）、イヌ皮屑（クラス2）、カモガヤ（クラス2）、ブタクサ（クラス3）、ヨモギ（クラス4）、ゴキブリ（クラス2）、蛾（クラス3）、ラテックス（クラス2）、カビ（クラス2）、アトピー性皮膚炎、喘息アレルギー等の重度のアトピー素因を保有していたが、同素因による症状と本件アレルギーが示す諸症状とは客観的には共通している。

### 3 悠香の主張

原告Dは、平成21年12月17日、本件アレルギーによる症状として、蕁麻疹が出、血圧が50まで下がった旨主張するが、これらは当時のカルテの記載に反する。原告Dの本件アレルギー症状に関するその他のエピソードも、抗アレルギー薬を服用すれば1時間程度で収まる蕁麻疹程度にすぎず、症状は軽微である。

原告Dの小麦特異的IgE抗体価は、平成23年12月13日、12.80（クラス3）であったが、約5年後の平成29年4月26日には0.78（クラス2）へ激減している。原告Dの本件アレルギー回復傾向は明らかである。

小麦特異的IgE抗体価が陽性である期間における原告Dの通院日数は29日で、症状による入院はなく、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。まして、原告Dは、以下のとおり、もともとアレルギーが強く、本件アレルギーに基づく入院であることが明らかなのは平成21年12月17日の1回のみである。

原告Dは、平成23年12月13日ころ小麦制限をしておらず、摂取後の運動もしているが特に症状が出なかったのであり、小麦製品を継続摂取できていた。

また、原告Dは、アレルゲンとしてヤケヒョウダニ4.85（クラス3）、スギ99.30（クラス5）等多数の抗原に反応を示しており、アトピー性皮膚炎の既往もあるなど、訴えている症状が本件アレルギーによるものか不明である。

#### 4 被告片山化学の主張

被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

#### 5 当裁判所の判断

##### (1) 原告Dの症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠（甲個7の4の1、個7の4の2、原告D本人ほか後掲）並びに弁論の全趣旨によれば、原告Dの症状経過等に関し、以下の事実が認められる。

##### ア 原告Dの本件石鹸使用

原告D（昭和42年9月28日生）は、平成19年7月17日本件石鹸の購入を開始し、以降半年に1回程度本件石鹸10個をまとめ買いして友人と分け合うなどして、同月ころから平成23年8月ころまでの間、本件石鹸を毎朝晩の洗顔に使用した（甲個7の3の1）。原告Dは、平成23年8月ころ、報道で本件アレルギーを知り、本件石鹸の使用を中止した（甲個7の3の1）。

##### イ 原告Dの症状経過等

原告Dは、平成21年12月17日、昼食にたこ焼きを食べ、5分ほど自転車を漕いで小学校に行き、その和室において掃除機をかけていたところ、全身に掻痒を伴う発赤・膨疹が生じた（甲個7の2の1・7枚目、個7の2の2・14頁ほか）ほか、倦怠感を覚え、目の前が白くなったため、

友人に救急車の手配を依頼し、済生会京都府病院に救急搬送された。このとき、原告Dに、意識消失、呼吸苦はなく、気道閉塞感、下痢や腹痛もなかった（甲個7の2の1・7枚目）。原告Dは、同病院受診時、独歩可能であり、血圧125／61であり、気道における喘鳴音はなく、腕付近は膨疹はないが発赤があった（同・7，8枚目）。原告Dは、その後も、小麦製品を食べるなどし、蕁麻疹等が出るなどした（甲個7の2の1・17枚目）。

原告Dは、本件石鹼による被害報道に接したため、平成23年12月ころ、同病院の紹介を受けて京都府立医大を受診し、同月13日血液検査を受けたところ、小麦についてクラス3（12.80）、グルテンについてクラス4（27.70）、 $\omega$ -5グリアジンについてクラス1（0.58）であった（甲個7の2の2・15頁）。また、同月19日同病院にてプリックテストを受けたところ、加水分解コムギ及び本件石鹼について陽性反応を示した（甲個7の2の2・63ないし67頁）。

また、原告Dは、平成29年4月26日京都府立医大において血液検査を受けたところ、小麦についてクラス2（0.78）、グルテンについてクラス2（1.09）であった（甲個7の2の3）。

#### ウ 原告Dの既往歴等

原告Dは、本件当時、アトピー性皮膚炎の既往を有していた（甲個7の2の1・28枚目）。

#### エ 原告Dの主張について

原告Dは、平成21年12月17日に意識消失及び呼吸苦があった旨主張し、原告Dの陳述書（甲個7の4の1）はこれに沿う。しかし、当時のカルテの記載（甲個7の2の1・7頁）は、当時の原告Dを診察し、原告Dから聴取した事項を記載したものと認められるが、当該カルテには、意識消失及び呼吸苦が無かったことが記載されている。原告Dの前記主張は、

当該カルテの記載に反するもので採用できない。

また、原告Dは、平成29年4月時点で、小麦及びグルテンの血液検査で陽性（いずれもクラス2）であり、医師からも小麦摂取制限等を指示されたものであるが、前記認定のとおり、血液検査の結果は、アレルギー症状発症の有無と必ずしも相関せず、その余に、同月時点においても小麦摂取後アレルギー症状を発症することを示す客観的証拠はないから、原告Dにつき、平成29年1月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めることはできない。

## (2) 原告Dの損害及び損害額

症状の内容及び経緯に照らせば、平成21年12月ころに発症した全身蕁麻疹等の症状は、本件アレルギーによるものと推認できる。原告Dは、遅くとも平成21年12月ころから本件アレルギーを発症した。原告Dについて、同月以降、本件石鹼の使用中止後5年5か月経過時点である平成29年1月ころまでに、本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく、また、同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。原告Dは、平成21年12月から平成29年1月までの間の7年2か月、本件アレルギーに罹患しており、本件アレルギーにより、全身の膨疹等の症状を発症した。

以上を勘案し、原告Dの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 200万円

既払金控除 144万円

弁護士費用 5万6000円

合計 61万6000円

よって、原告Dの請求は、被告フェニックスに対し、61万6000円及びこれに対する平成24年5月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

## 第6 原告Eの損害

### 1 原告の主張

#### (1) 原告Eの症状経過等

ア 原告Eは、平成18年9月末から平成23年6月までの間、本件石鹼を  
5 毎朝晩の洗顔に使用した。平成24年5月29日、京都府立医大病院で本  
件アレルギーと診断された。

イ 原告Eは、平成23年6月まで、蕁麻疹を発症したことはなかった。入  
浴後に顔の発赤、腫脹感があり、細かい発疹が出たことがあったが、1時  
間程度で収まった。

原告Eは、同年6月11日、朝食にパンを食べ、おおがかりな掃除をし、  
10 ダイエットのため運動量の多い腹筋体操をしたところ、喉の奥に違和感を  
覚え、のどが詰まる感じがし息苦しくなった。このとき、右目の上眼蓋が  
腫れあがり、顔中が発赤し、顔、上体、右腕にかけて細かい湿しんが出た。  
苦しくて横にならないと動けない状態であり、1時間ほど安静にした後、  
15 右目の腫れがおさまったところで夫が経営する医院に行き、その後昼ころ  
近くの大西皮膚科医院を受診した。同医院医師から本件アレルギーが疑わ  
れる旨説明を受け、小麦を食べないこと、食べるのであれば2時間は絶対  
に休むことを指示された。その後、原告Eは、小麦粉を使用する料理はす  
べて米粉に換え、小麦をとらないようにし、前記腹筋体操のような体操を  
20 一切やめた。同医師からアレグラを処方され、以降服薬してきており、エ  
ピペンも処方され、外出時には持参していた。

同月25日の血液検査では、小麦1.44、グルテン2.46の反応が  
出ており、同年10月11日京都府立医大病院で受けたプリックテストで  
は本件石鹼1%溶液、加水分解コムギ0.01%液でいずれも3+であつ  
25 た。同月31日から同年11月2日まで入院して運動負荷試験を受け、昇  
降試験では症状が発症しなかったが、これまで原告Eがダイエットのため

にしていた運動は激しいものであり、医師からはそのような運動は避けるように指示された。

ウ 原告Eは、平成24年2月14日のプリックテストで、グルパール3+、本件石鹼2+、小麦粉2+であり、同年5月29日に再度プリックテストを受けた際は、血液検査では数値が下がっているもののプリックテストでは反応が出る状態で、同プリックテスト後、胸の重たさやのどの痛みが強く、倦怠感を覚え、テストの場所が赤く腫れるなどしたため、以降プリックテストを受けるのを止めた。同年9月18日の血液検査では、小麦1+、グルテン2+であった。

平成25年ころから、アレグラの服用を続けながら小麦製品の摂取を試み、歩行程度はしているが、以前のような運動量の多い体操はしていない。同年5月2日、クッキーを作る際に小麦粉を使用したら、作る最中に右手が赤く腫れ、かゆく、くしゃみが止まらなくなった。

エ 本件アレルギーの血液検査の結果の低減の速度はゆっくりである。原告Eは、アレグラの投与を受け、様子を見ながら小麦製品をとることは制限されていないが、なお医師から、食後2時間は運動をしないように指示されている。アレグラの服用は運動する予定のないときにたまに忘れることもあるが、現在も継続して服用している。

原告Eは、京都府立医大病院を定期的に受診し、検査を受けるなど、30回を超える通院や入院を余儀なくされ、そのたび仕事を休んでいる。その医療費は15万円余りに及ぶ。また、小麦製品を除去するために、米粉を使用するが、米粉は小麦粉より高価で探すのに時間が掛かり、時間的経済的負担がある。以前のような運動量の多い体操していない。

オ 以上の事情に鑑み、原告Eの身体的精神的経済的損害は、悠香からの既払金を控除しても500万円を下らない。また、原告Eは、本件石鹼及びグルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余

儀なくされ、これによる損害は50万円を下らない。

## (2) 被告らの主張に対する反論

### ア 血液検査の結果等

原告Eの血液検査の結果について、平成24年8月28日、小麦について  
5 クラス1であったが、同数値が陰性化するのはその約2年後である。血液検査上の数値が陰性化するのに、本件石鹼使用中止後3年の歳月を要している。

### イ コムギ類の摂取

被告らは、平成23年11月2日の経口負荷試験において、症状が出な  
10 かったことを強調するが、原告Eは、このころ以降、医師から食後一、二時間の運動を避けるよう指示されていたのであり、小麦を自由に摂取することができる状態になかった。

### ウ 素因

被告らは、原告Eのアトピー素因を指摘するが、原告Eは、スギ、ダニ、  
15 ハウスダスト等一般的に見られるものに反応しているにすぎず、又花粉症は今日特別な疾病ではない。

## 2 被告フェニックスの主張

原告Eの本件アレルギーによる症状は、最も重いものでも右目の腫れ及び身体  
20 の蕁麻疹にとどまり、極めて軽度であった。原告Eは、エピペンを継続的に処方されておらず、アナフィラキシー症状を想定した投薬をされていない。

原告EのIgE抗体値について、平成23年6月25日当時小麦はクラス2、  
グルテンはクラス2であったが、平成25年9月17日小麦について陰性化し、  
グルテンについてクラス1に低下した。

原告Eは、平成23年10月31日に、医師から今後は小麦製品の摂取をす  
25 ることのみはよいと言われ、また自宅で小麦類を摂取した後に掃除程度の動作をしたものの症状は出現していなかったほか、同年11月2日の運動負荷試験

を実施したときも、運動開始2分後に鼻汁、軽度呼吸困難感を生じたにすぎず、運動継続も自覚症状増悪せず、アナフィラキシーを示唆する症状を起さなかった。その後、平成24年1月26日ころは小麦を通常どおり食べており、小麦運動負荷テストは陰性であり、同年2月14日ころ以降小麦摂取制限を止めた。平成25年3月19日ころは小麦摂取をほぼ毎日していたが、外食して歩

5  
行しても問題はなく、平成26年4月25日には食後2時間後にストレッチ・ピラティスをしているが異常はなく、同年9月30日には、小麦製品摂取後買い物程度をしても異常はなかった。

原告Eは、ヒノキ（クラス2）、スギ（クラス3）、コナヒョウダニ（クラス

10  
3）、ハウスダスト1（クラス3）、花粉症の重篤なアトピー素因を有する。

### 3 悠香の主張

原告Eの小麦特異的IgE抗体価は、平成24年8月28日には0.69と擬陽性になっており、平成26年8月26日には0.30と陰性化していることから、回復傾向が明らかである。平成23年11月2日の食物経口負荷試験

15  
では、食パン1/4斤の摂取のみでは症状が出ず、小麦摂取+運動でも明確な症状は出なかったのであり、遅くとも同日時点で原告Eは小麦摂取可能な状態にあった。

小麦特異的IgE抗体価が陽性である期間における原告Eの通院日数は6日で、症状による入院はなく、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。

20

原告Eは、平成23年11月2日ころ小麦製品を摂取することができる状態にあり、平成24年1月26日ころは小麦を通常どおり食べており、食後に歩行程度できていた。また、同年2月14日ころ小麦摂取制限をしておらず、食事後に掃除をしたり、外食後に買い物をしたりしても症状の誘発はなく、同年

25  
12月18日ころは小麦製品をほぼ気にせず毎日摂取していたのであって、小麦製品を継続摂取することができていた。

また、原告Eは、花粉症の既往があり、ダニ2・11・40（クラス3）、スギ2・58（クラス2）、ハウスダスト1・9・26（クラス3）等多数の抗原に反応を示しており、訴えている症状が本件アレルギーによるものか不明である。

5 さらに、イネ科花粉症から合併して小麦に対するFDEIAを発症する者もいるところ（乙イB27）、原告Eの花粉症の原因は特定されておらず、イネ科花粉症の疑いがあり、これにより小麦に対するアレルギーを発症した可能性がある。

#### 4 被告片山化学の主張

10 被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

#### 5 当裁判所の判断

##### (1) 原告Eの症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠（甲個10の4の1、個10の4の2、原告E本人ほか後掲）並びに弁論の全趣旨によれば、原告Eの症状経過等に関し、以下の事実が認められる。

##### ア 原告Eの本件石鹸使用

原告E（昭和36年12月8日生）は、平成18年9月17日本件石鹸の購入を開始し、以降平成22年11月に至るまで、本件石鹸を毎月1個程度、定期注文により購入し続けた（甲個10の3の1）。原告Eは、本件石鹸を毎朝晩の洗顔に使用していたが、平成23年6月ころ、大西皮膚科クリニック医師から、本件石鹸によるアレルギーを聞き、本件石鹸の使用を中止した。

##### イ 原告Eの症状経過等

原告Eは、平成23年6月11日朝、本件石鹸で洗顔後、パンを食べ、掃除や体操をしたところ、ミミズ腫れやのどに違和感を生じた（甲個10の2の1・84頁）。そこで、大西皮膚科クリニックを受診したが、そこ



ころ、小麦についてクラス2 (1.53), グルテンについてクラス2 (2.04) であり, 同年2月14日プリックテストを受けたところ, グルパール19Sについて3+, 本件石鹼, 小麦粉及びパンについて2+であった (同・59頁)。その後, 原告Eは, 同病院で, 平成24年5月29日に  
5 プリックテストを受けたところ, 本件石鹼, グルパール19S, 小麦粉及びパンのいずれについても陽性であった (同・66頁)。平成24年5月15日以降受けた血液検査の結果は以下のとおりである (同・68, 77, 80頁, 乙イ10の2の1・80ないし83頁)。

平成24年5月15日 小麦 0.84 (クラス2)

10 グルテン 0.99 (クラス2)

同年8月28日 小麦 0.69 (クラス1)

グルテン 0.87 (クラス2)

平成25年2月28日 小麦 0.53 (クラス1)

グルテン 0.73 (クラス2)

15 同年9月17日 小麦 0.31 (クラス0)

グルテン 0.48 (クラス1)

平成26年2月25日 小麦 0.38 (クラス1)

グルテン 0.42 (クラス1)

同年8月26日 小麦 0.30 (クラス0)

20 グルテン 0.43 (クラス1)

平成27年2月4日 小麦 0.31 (クラス0)

グルテン 0.41 (クラス1)

#### ウ 原告Eの既往歴等

原告Eは, 高校生くらいまで小児喘息があり, 本件当時花粉症でもあつ  
25 た (甲個10の2の1・16頁)。

#### エ 原告Eの主張について

原告Eは、平成23年6月以前にも、入浴後鼻水や顔に発赤、細かい発疹等が出たことがある旨主張し、原告作成の陳述書（甲個10の4の1、個10の4の2）はこれに沿うが、その時期や症状の内容が不明確であり、また本件アレルギーとの関連性も不明で、同症状を本件アレルギーによるものと認めることはできない。

#### オ 被告らの主張について

被告らは、原告Eにつき、平成23年11月の運動負荷試験の時点や以降の時点において、小麦を摂取して運動しても症状が誘発されなかったとして、遅くとも小麦摂取制限していないなどと医師に申告した平成24年1月26日（甲個10の2の2・12頁）や同年2月14日（甲個10の2の1・59頁）時点で小麦摂取可能であったなどと主張する。しかし、各同日の原告Eの申告は、小麦摂取後激しい運動をしていない場合には症状が誘発されなかったことを申告するものにすぎず、これをもって、各同日時点で小麦摂取しても症状が誘発されない状態にあったということとはできない。実際、前記のとおり、同年2月14日のプリックテストでは、小麦及びパンについて陽性反応が出た。その余に、本件石鹼使用中止後65か月以内に、原告Eが小麦摂取しても症状が出ない状態になっていたことを認めるに足りる証拠はない。また、原告Eにつき、イネ科花粉症から本件アレルギーを発症したことをうかがわせる事情はない。

#### (2) 原告Eの損害及び損害額

症状の内容及び経緯に照らせば、平成23年6月に発症したみみず腫れ等の症状は、本件アレルギーによるものと推認できる。原告Eは、遅くとも平成23年6月ころから本件アレルギーを発症した。原告Eについて、平成23年6月以降、本件石鹼の使用中止後5年5か月経過時点である平成28年11月ころまでに、本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく、また、同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる

証拠もない。原告Eは、平成23年6月から平成28年11月までの間の5年6か月、本件アレルギーに罹患しており、本件アレルギーにより、ミミズ腫れ等の症状を発症した。

以上を勘案し、原告Eの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

5 慰謝料 160万円

既払金控除 120万円

弁護士費用 4万円

合計 44万円

よって、原告Eの請求は、被告フェニックスに対し、44万円及びこれに  
10 対する平成24年5月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

## 第7 原告Fの損害

### 1 原告の主張

#### (1) 原告Fの症状経過等

15 ア 原告Fは、平成19年7月ころから平成22年1月ころまでの間、本件石鹸を毎朝晩の洗顔に使用した。平成21年7月25日、京都大学付属病院（以下「京大病院」という。）でFDEIAと診断された。

イ 原告Fは、平成20年ころ、ウォーキングしていると、涙が出てきて、鼻水が止まらないようになり、ジョギング中に息が苦しくなり、道端に座り込み、そのままじっと呼吸が回復するまで待つことが多くなった。平成  
20 21年7月ころ、2回にわたり、目の腫れや蕁麻疹が出た。

原告Fは、同月14日、夕食に冷麺を食べた後、自宅付近でウォーキングをしたところ、鼻水が止まらなくなり、蕁麻疹が出、身体全体、特に顔が腫れあがり、目が開かなくなった。公園の水飲み場で目を洗うも眼蓋が  
25 開かず、必死で自宅に帰った。口の中が腫れ、息を吸うこともはくこともできない状態になったため、119番通報をしたが、待っている間も意識

がもうろうとし、玄関先に倒れた。このとき、血圧が低下していた。原告Fは、亀岡市立病院へ救急搬送され、アレルギー性浮腫、気道狭窄、アナフィラキシーショックと診断された。点滴を受け、呼吸状態が安定したため、顔の腫れが残るもののその日の深夜に帰宅した。

5 原告Fは、翌日職場に出勤したが、上司に病院に行くよう指示され、京大病院を受診し、アレロック及びエピペンの処方を受けた。

ウ 平成21年7月15日原告Fが京大病院で血液検査を受けたところ、IgE抗体価は、小麦1.56、グルテン2.39であり、小麦によるFD E I Aと診断された。医師から、小麦の摂取自体は禁止されなかったが、  
10 小麦を食べた後の運動は絶対にしてはならないと指導された。

平成24年1月27日の血液検査で小麦の抗体価が0.36となり、医師から改善の可能性を指摘されたため、同年2月14日京大病院にて加水分解コムギ0.01%のプリックテストを受けたが、投与直後に口の中が熱くなるような感覚があり、咽頭の違和感、くしゃみ、右腕全体の発赤、  
15 顔面発赤、浮腫が出、口の中がぼこぼこ膨れのどが締め付けられるような感覚があり、10秒ほど息ができなくなり、瞼が下がった。直ちに医師から酸素マスクを着用させられ、6Lの酸素吸入がされた。同日の夕食時には全身の熱感、頭痛を生じ、食道やのどが傷ついてやけどのようになる状態がその後数日間続いた。

20 エ 原告Fは、現在も月に1回程度京大病院で定期検診を受け、アレロックを毎朝晩服用している。食後に少し動いただけで鼻汁や蕁麻疹が出ることもある。

原告Fは、ウォーキングやジョギング、マラソンの前には小麦製品を摂取しないよう厳格に注意しており、それでも知らないうちに小麦製品を摂取して  
25 いて運動時症状が出たこともあるため、走る趣味がかなり制限されている。布団を干す、入浴するという日常生活における動作でも蕁麻疹等

が出ることもある。

オ 以上の事情に鑑み、原告Fの身体的精神的経済的損害は、悠香からの既払金を控除しても700万円を下らない。また、原告Fは、本件石鹼及びグルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余儀なくされ、これによる損害は70万円を下らない。

## (2) 被告らの主張に対する反論

### ア 血液検査

被告らは、原告Fの小麦、グルパール19S特異的IgE抗体価が陰性化ないし擬陽性化していることから、回復傾向にある旨主張するが、平成24年2月14日のプリックテストで酸素マスクが必要となるほどの症状が出たのは前記のとおりであり、その後も、平成25年2月から同年11月にかけて小麦摂取後に蕁麻疹や鼻水が出ており、平成26年2月13日にも、パンを食べた後の布団干しで違和感が出るなどした。現在もアレロックを常用しており、小麦製品摂取後は運動していない。原告Fの症状を特異的IgE抗体価のみで判断することは妥当でない。

### イ 小麦摂取

被告らは、原告Fが実際に小麦を摂取していることを強調するが、原告Fは、小麦摂取後運動を控えることで症状発症を避けているにすぎない。小麦製品摂取後は、布団干し等の軽い運動でも症状を発症するため、そのような運動さえできない。また、小麦製品を食べるにしても、アレロックを服用している。

### ウ 症状の重さ

被告らは、原告Fの症状が軽微であると主張するが、原告Fは、前記のとおり、平成21年7月14日に救急搬送され、アナフィラキシーショックと診断され、その数年後においても小麦摂取後ののどの違和感、蕁麻疹等の発症が残存しているのであるから、原告Fの症状が軽微であるとはい

えない。

## エ 既往等による影響

原告Fは、イネ科のハルガヤを原因とするアレルギーについて、30代のころに毎年五、六月に鼻水や涙が多少出ることがあったが、現在は症状が軽微になっている。症状の内容も異なり、ハルガヤによるアレルギーと本件アレルギーとは鑑別可能である。被告らが指摘する特発性蕁麻疹は、物理的刺激を受けたときに生じるもので、本件とは機序を異にする。

## 2 被告フェニックスの主張

原告Fの本件アレルギーによる症状は、最も重いものでも血圧低下や意識障害を伴うものではなく、その翌日には出勤できる程度のものである。特別重症なものではなく、アナフィラキシーショックとはいえない。原告Fは、エピペンを継続的に処方されておらず、アナフィラキシーショックを想定した投薬をされていない。

原告FのIgE抗体値について、平成23年1月6日当時小麦はクラス2、グルテンはクラス2、平成24年2月14日小麦及びグルテンのいずれについてもクラス1に低下し、平成26年11月19日小麦について陰性化した。平成26年12月4日当時のグルパール19S特異的IgE抗体値は、疑陽性であった。

原告Fは、平成21年8月31日ころ小麦を食べており、その後の運動を避けているにすぎず、平成24年10月11日時点では、小麦摂取後早歩きをしたときにのどがいがいがして涙が出そうな軽い症状が出たにすぎなかった。

また、原告Fは、ハルガヤ（クラス2）のアトピー素因を有する。

## 3 悠香の主張

原告Fの小麦特異的IgE抗体価は、平成23年1月6日、1.56（クラス2）であったところ、平成24年1月27日は0.36（クラス1）と陰性（0.35未満）に近い数値になっており、回復傾向は明らかである。

小麦特異的 I g E 抗体価が陽性である期間における原告 F の通院日数は 12 日で、症状による入院はなく、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。

原告 F は、平成 21 年 8 月 31 日ころ小麦摂取できており、平成 24 年 10 月 11 日も食べた後に早歩きをすると軽い症状はあるものの、小麦を摂取することができていたのであって、小麦製品を継続摂取することができていた。なお、いつからいつまで小麦摂取に加え運動をした場合に症状が出る状態にあったのかは不明である。そして、主訴は目の腫れ、鼻水等軽微なものにとどまる。

また、原告 F は、アレルギーであるハルガヤ 2.14 (クラス 2) に反応し、特発性蕁麻疹で物理的な刺激により膨疹が時々出る状態にあり、訴えている症状が本件アレルギーによるものか不明であるし、イネ科花粉症の疑いもあり、これにより小麦に対するアレルギーを発症した可能性がある。

#### 4 被告片山化学の主張

被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

#### 5 当裁判所の判断

##### (1) 原告 F の症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠 (甲個 11 の 4 の 1, 個 11 の 4 の 2, 原告 F 本人ほか後掲) 並びに弁論の全趣旨によれば、原告 F の症状経過等に関し、以下の事実が認められる。

##### ア 原告 F の本件石鹸使用

原告 F (昭和 35 年 6 月 24 日生) は、平成 19 年 9 月ころから平成 20 年 4 月までの間は、友人が購入したものを分け合い、平成 20 年 7 月からは自分で購入し、本件石鹸を、毎朝晩の洗顔に使用した (甲個 11 の 3 の 1, 個 11 の 3 の 2, 個 11 の 3 の 3)。原告 F は、平成 22 年 1 月、本件石鹸の使用を中止した。

##### イ 原告 F の症状経過等

原告Fは、平成21年7月14日、夕食に冷麺を食べ、その約30分後に自宅付近でウォーキングをしていたところ、鼻汁、蕁麻疹、顔面浮腫、呼吸苦が出現したため、自宅で救急要請し、同日午後8時10分亀岡市立病院に救急搬送された（甲個11の2の1・54頁、個11の2の2）。  
5 受診時、原告Fには、気道軽度狭窄音があり、浮腫発赤があり、原告Fのバイタルサインは、意識清明、血圧146／79、脈拍62回／分、体温35.4℃、SpO<sub>2</sub>・98%であった（甲個11の2の2）。原告Fは、点滴後、浮腫が改善し、呼吸苦が無くなってきたため、深夜ころ同病院から帰宅した（甲個11の4の1）。原告Fは、同日までにも、2回ほど、  
10 自宅近くを散歩していたときに目の腫れや蕁麻疹が出たことがあった（甲個11の2の1・50頁）。

原告Fは、同月15日、検査のため、京大病院を受診し、血液検査を受けたところ、小麦について1.56（クラス2）、グルテンについて2.39（クラス2）であった（甲個11の2の1・39, 49, 50頁）。  
15 同病院医師は、原告Fにつき小麦によるFDEIAを疑い、小麦摂取後の運動はしないことを指示した（同・47頁）。その後、原告Fは同指示に従っていたが、小麦製品摂取後に入浴等すると症状が出るなどした（同・41, 46, 47頁ほか）。原告Fは、前記症状が本件石鹼によるアレルギーである可能性を調べるため、平成24年1月6日、同病院で血液検査  
20 を受けたところ、ハルガヤについて2.14（クラス2）、小麦について0.36（クラス1）、グルテンについて0.40（クラス1）、ω-5グリアジンについて0.34以下（クラス0）であった（甲個11の2の1・26頁）。その後、同年2月14日同病院に入院の上プリックテストを受けたところ、グルパール19S0.01%の投与を受けたときに、咽頭の違和感、くしゃみ、右腕全体の発赤、顔面発赤、浮腫が出現したため、  
25 同病院医師は、原告Fに対し、酸素マスク6リットルを着用した（同・11

頁)。このとき、原告Fは、血圧101／89、心拍45回／分、SpO<sub>2</sub>・99%であり、前記投与10分後に、2×2mmの膨疹が出たものであり、ボスミンは使用されなかった(同・11頁)。その後、原告Fは、小麦摂取を控えていたが(乙イ個11の2の1・44頁)、平成26年1  
5 1月19日に血液検査を受けたところ、小麦について0.10未満(クラス0)であった(同・73頁)。

#### ウ 原告Fの既往歴等

原告Fは、本件当時、物理的刺激等により蕁麻疹が出る特発性蕁麻疹であった(乙イ11の2の1・13頁ほか)。

#### エ 被告らの主張について

被告らは、原告Fについて、平成21年8月の時点ですでに小麦摂取しており(甲個11の2の1・47頁)、また平成24年10月には、小麦摂取後早歩きをしてもものどがいがいがして涙が出そうな状態になる程度であり(乙イ11の2の1・44頁)、遅くとも同月時点で小麦摂取可能な状態にあった旨主張する。しかし、平成21年8月の時点では、原告Fは小麦摂取後時間を空けてから運動していたのであるから、この時点での小麦摂取自体を捉えて、小麦摂取しても症状が誘発されない状態にあった  
15 ということはできないし、平成24年10月の時点では、原告F自身小麦を避けていたというのであるから、通常量の小麦製品摂取後の症状を説明したものか不明といわざるを得ない。これらの事実をもって、原告Fが、  
20 本件石鹼使用中止から65か月後である平成27年6月までの間に、小麦製品を摂取しても症状が出なかったということはできない。また、原告Fにつき、イネ科花粉症から本件アレルギーを発症したことをうかがわせる事情はない。

#### (2) 原告Fの損害及び損害額

症状の内容及び経緯に照らせば、平成21年7月に発症した顔面浮腫、呼

吸苦等の症状は、本件アレルギーによるものと推認できる。原告Fは、遅くとも平成21年7月ころに本件アレルギーを発症したものであり、症状の内容、気道狭窄音の存在及び救急搬送された事実等に照らせば、同症状は、死の危険を感じさせるほどの症状で、アナフィラキシーショックに準ずるものといえる。被告フェニックスは、原告Fの蕁麻疹の症状については、既往症である特発性蕁麻疹によるものである可能性を指摘するが、併発の症状や誘発の経緯等に照らせば前記認定の蕁麻疹の症状は本件アレルギーによるものと認めるのが相当である。原告Fについて、平成21年7月以降、本件石鹼の使用中止後5年5か月経過時点である平成27年6月ころまでに、本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく、また、同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。原告Fは、平成21年7月から平成27年6月までの間の6年、本件アレルギーに罹患しており、本件アレルギーにより、アナフィラキシーショックに準ずる症状等を発症した。

以上を勘案し、原告Fの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 240万円

既払金控除 156万円

弁護士費用 8万4000円

合計 92万4000円

よって、原告Fの請求は、被告フェニックスに対し、92万4000円及びこれに対する平成24年5月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

## 第8 原告Gの損害

### 1 原告の主張

#### (1) 原告Gの症状経過等

ア 原告Gは、平成20年8月ころから平成21年9月までの間、本件石鹼

を毎晩の洗顔に使用し、たまにダブル洗顔をしていた。平成23年7月5日京都府立医大病院で本件アレルギーと小麦アレルギーの確定診断を受けた。

イ 原告Gは、平成21年8月末、目がかゆく、目の周りが真っ赤になった。同年9月には眼蓋の周りから顔全体の皮がカサカサになり、擦り傷のような状態になった。同年10月ころから、突然、下瞼のきわが焼けるぐらいいにかゆくなり、その後上瞼がかゆくなり、ミミズ腫れが生じることがあった。このとき、血液検査を受けたが、小麦について検査しておらず、以降も小麦を摂取して月に二、三度、目の周りが腫れることがあった。

原告Gは、平成22年7月24日、実父の通夜の際、小麦を使用した食事をし、葬祭会館で宿泊したところ、同月25日午前2時ころ、手のひらが非常にかゆく真っ赤になり、全身に蕁麻疹が出、吐き気が30分、呼吸困難が15分続き、脂汗が出、立っていられなくなった。直後帰宅できたが、背中を中心にひどい痒みが2時間続き、背中が真っ赤になった。症状が引くのに1週間かかった。

原告Gは、平成23年1月6日、叔母の通夜の昼、目がかゆくなり、目の周りが腫れ、蕁麻疹が出た。同月7日、パンを食べ、帰宅したところ、30分後ころ、顔が腫れてきて、喘息のように息苦しくなり、身体に蕁麻疹が出た。呼吸困難も15分ほど続きアナフィラキシーショックといえる状態になった。脂汗が出、吐き気がするが吐くことができない状態であった。原告Gは、このころ、スーパーやホームセンター、立体駐車場等で、全身蕁麻疹を発症し、次第に症状が強くなっていき、胃の上部が詰まるような症状も伴った。

原告Gは、同年1月18日京都府立医大病院を受診し、同年2月同病院医師から小麦アレルギーの可能性を指摘された。同年1月25日にもサンドイッチを食べた20分後に全身に蕁麻疹が出、目の周りを中心に顔が腫

れることがあった。同年7月5日本件アレルギーの確定診断を受けた。

ウ 原告Gは、平成23年12月医師から、小麦製品を食べたいときは、食べる前にアレグラを飲んでから食べるように指示され、平成26年まで、食前にアレグラを服用して小麦製品を食べていた。しかし、アレグラを服用していても、アレルギー症状を発症することがあり、平成25年4月19日には、たこ焼き5個を食べて目が腫れ、同年7月末にはうどんを食べて目の周りが腫れた。3日たってもその腫れはひかなかった。平成24年8月28日には小さなメロンパン1個の摂取で目が腫れ、平成25年4月ころ、医師からの指導を踏まえ、フランスパンを3切れ食べたところ、腕に蕁麻疹が出た。同年12月にパンを食べたときも、眼瞼周囲に掻痒が出現した。原告Gが食パン1枚を食べることができるようになったのは、平成26年4月になってからである。ただし、午前中に仕事がない日に食べるにとどまる。アレグラを服用し忘れ、うどんを食べて、眼瞼周囲が腫れたこともある。乾麺の製品であれば、アレグラを服用しないでも1人前より少ない量であれば食べることができ、パンも、アレグラを内服しないで食パン1枚を食べても大丈夫のときもあれば、目の周りがかゆくなる時もある。

原告Gは、平成26年12月16日京都府立医大病院で、症状ほとんど軽快であり、特定疾患終了すると言われたが、その後平成27年9月29日ころにもサンドイッチを食べて動くと蕁麻疹等が出たことがある。このとき、医師から、小麦製品を食べるのは半人前にして、運動は控えるよう指示された。平成28年3月ころ、朝と昼にパンを食べると痒みと腹部が苦しくなる状態が生じ、うどんを昼と夜食べても同じ症状が出た。同年4月にも、アレグラを内服せずにドッグランでピザを食べた後犬の散歩をしたところ、立っていられなくなり、目が腫れ、蕁麻疹ができ、数時間苦しい状態が続いた。平成28年4月28日に京都府立医大病院で受けたプリ

ックテストでは、本件石鹼、0.01%グルパール、0.1%グルパール、トリーパン、トリー小麦のいずれにも陽性反応を示したため、医師から小麦製品の摂取量に気を付けるよう指示された。同年10月ころ、パンを多く食べると胃の入口が苦しくなり、皮疹がぽつぽつ出、立ってられないことがあった。

5

エ 原告Gは、もともと食物アレルギーを有していなかったが、本件アレルギーに罹患して、定期検査も含めて約8年間もの長期通院を余儀なくされている。小麦製品摂取の際アレグラを内服しなければならず、服用しても症状が出ることも続いた。平成29年5月9日現在未だピザ、たこ焼きは食べられない。原告Gは、本件アレルギー発症後外食を控え、たまに外食するときは料理の原料を調べるなどの制約を受け、交友関係も疎遠となるほか、競走馬の餌となる野菜等の配達を請け負っているため、得意先にアレルギー症状を見せるわけにいかず、平成22年5月から平成29年7月1日まで補助として従業員を雇用せざるを得なかった。原告Gが、本件アレルギー発症により身体的、精神的及び経済的に被った負の影響は極めて大きい。

10

15

オ 以上の事情に鑑み、原告Gのこれまで及び今後の身体的、精神的及び経済的損害を慰謝するに足りる慰謝料相当額は、悠香からの既払金を控除しても800万円を下らない。また、原告Gは、本件石鹼及びグルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余儀なくされ、これによる損害は80万円を下らない。

20

## (2) 被告らの主張に対する反論

### ア 血液検査及び小麦摂取状況

特異的IgE抗体価のみをもって耐性獲得判断はできない。むしろ、原告Gのプリックテストにおいては、平成28年4月18日時点でコムギ及びパンについていずれも陽性であり、平成29年5月9日時点でもコムギ

25

についてなお陽性である。同日時点でパンは陰性であるが、パンやうどん、そばの材料にもいろいろあり、一概に耐性獲得したということとはできない。アレグラ内服を強いられる状態は支障となっている。

#### イ 既往による影響

原告Gに、小麦以外の食物アレルギーに関する具体的なエピソードはない。アトピー性皮膚炎やハルガヤへの反応（花粉症）は、本件疾患と関係はなく、特別なものではない。

### 2 被告フェニックスの主張

原告Gの本件アレルギーによる症状は、最も重いものでも血圧低下や意識障害を伴うものではなく、アナフィラキシーショックとはいえず、格別に重度な症状であったともいえない。原告Gは、エピペンを処方されておらず、アナフィラキシーショックを想定した投薬をされていない。

原告GのI g E抗体値について、平成23年1月18日当時小麦はクラス2、同年6月1日当時グルテンはクラス2であったが、平成23年12月6日小麦及びグルテンのいずれについてもクラス1に低下した。

原告Gは、平成23年4月26日ころうどんを食べても大丈夫であり、平成24年3月27日ころは小麦製品を週一、二回食べており、アレグラを内服した状態でうどん一人前等を食べても皮膚症状は出ていなかった。平成26年4月22日当時食パン1枚を食べる程度であれば、時に目がかゆくなる程度でアレグラなしでもほとんど大丈夫であり、同年8月26日には医師が、原告Gの症状はほとんど軽快であり、特定疾患を終了すると判断し、原告Gに小麦摂取後に犬の散歩等試してはどうかと勧め、平成27年2月23日には、原告Gは、アレグラなしでもうどん一人前、食パン2枚程度食べてもほとんど大丈夫であった。

原告Gは、ハルガヤ（クラス2）、スギ（クラス3）、アトピー性皮膚炎、花粉症の重篤なアトピー素因を有する。

### 3 悠香の主張

原告Gの小麦特異的 I g E 抗体価は、平成23年1月18日には1.03（クラス2）であったところ、同年12月6日には0.56と擬陽性化し、平成24年8月28日には0.36（クラス1）と陰性に近い数値になっており、回復傾向が明らかである。遅くとも平成23年12月6日には特段の支障なく小麦製品を摂取できる状態にあった。平成25年12月3日のパンのプリックテストは陰性であった。

小麦特異的 I g E 抗体価が陽性である期間における原告Gの通院日数は5日で、症状による入院はなく、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。

原告Gは、平成23年4月26日ころパンは避けているがうどんを食べても大丈夫であり、同年6月21日ころは自宅で小麦製品を食べても運動をしなれば問題はなく、同年12月6日ころ小麦製品を週に一、二回食べており、平成24年3月27日ころはアレグラ内服の上うどん一人前等を食べても皮膚症状は出ず、同年10月30日時点ではアレグラ内服の上、週に2回程度うどん一玉食べ、素麺、そば等も食べており、平成25年10月29日時点で毎日アレグラを内服していれば、何を食べても症状が出ない状態にあり、食後歩行しても異常が出ず、平成26年8月26日には症状がほとんど軽快していたもので、特定疾患としての治療が終了したのであって、小麦製品を継続摂取できおり、アレグラを内服していればほとんど症状が出ず、日常生活に支障はなかった。

また、原告Gは、アレルゲンであるハルガヤ1.68（クラス2）、スギ7.10（クラス3）に反応し、植物全般、米、麦、卵、そば、トウモロコシについて特異的 I g E 抗体価が高く、アトピー性皮膚炎、花粉症の既往があるのであって、訴えている症状が本件アレルギーによるものか不明である。

さらに、イネ科花粉症から合併して小麦に対するFDEIAを発症する者も

いるところ(乙イB27)、原告Gはアレルギーとしてのハルガヤに反応を示しており、イネ科花粉症の疑いがあり、これにより小麦に対するアレルギーを発症した可能性がある。

#### 4 被告片山化学の主張

5 被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

#### 5 当裁判所の判断

##### (1) 原告Gの症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠(甲個12の4の1、個12の4の2、原告G本人ほか後掲)並びに弁論の全趣旨によれば、原告Gの症状経過等に関し、以下の事実が認められる。

##### ア 原告Gの本件石鹸使用

原告G(昭和32年10月5日生)は、平成20年8月6日本件石鹸の購入を開始し、同月ころから平成21年6月ころまでの間、本件石鹸を毎晩の洗顔に使用した(甲個12の3の1)。

##### 15 イ 原告Gの症状経過等

原告Gは、遅くとも平成22年7月ころ及び平成23年1月ころに、蕁麻疹等が生じるようになったため(甲個12の2の1・14、28頁ほか)、このころ、近医のすぎうら皮ふ科医院等を受診したが、原因が分からず、精査のため、平成23年1月18日京都府立医大病院を受診した(甲個12の2の1・45頁)。同日、血液検査を受けたところ、ハルガヤについてクラス2(1.68)、スギについてクラス2(3.43)、小麦についてクラス2(1.03)であった(同・24頁)。同病院医師は、原告Gにつき、小麦アレルギーを疑い、また、原告Gの本件石鹸の使用歴及び本件石鹸に係る被害報道等も踏まえて、同年6月21日に血液検査をしたところ、グルテンについてクラス2(0.97)、 $\omega$ -5グリアジンについて0.34以下(クラス0)であり、同年7月5日にプリックテストをし

たところ、本件石鹼，加水分解コムギ0.01%及び小麦について陽性反応を示した（同・26，27，32頁。ただし，パンについては陰性であった。）。平成23年12月6日以降受けた血液検査の結果は以下のとおりである（甲個12の2の1・83，85頁，乙イ個12の2の1・39，

5

平成23年12月6日 小麦 0.56（クラス1）

グルテン 0.65（クラス1）

同年8月28日 小麦 0.36（クラス1）

グルテン 0.39（クラス1）

10

平成25年10月29日 小麦 0.39（クラス1）

グルテン 0.47（クラス1）

平成26年12月16日 小麦 0.36（クラス1）

グルテン 0.39（クラス1）

15

また，原告Gは，平成24年10月30日，平成25年12月3日，平成26年4月22日，平成27年4月21日，平成28年4月28日，平成29年5月9日に同病院でプリックテストを受けたところ，小麦，本件石鹼，グルパール19Sについていずれの時点も陽性，パンについて，平成24年10月30日から平成27年4月21日までは陰性であったが，平成28年4月28日に陽性であり，平成29年5月9日に再度陰性化した（甲個12の2の1・41頁，個12の2の3・18，24頁，個12の2の4，乙イ個12の2の1・24頁）。原告Gは，平成27年9月29日時点においても，ピザを食べて犬の散歩に行ったところ目が腫れるなどしたことがあった（甲個12の2の3・21頁）。

20

#### ウ 原告Gの既往歴等

25

原告Gは，本件当時，花粉症，アレルギー性結膜炎，鼻炎を有していた（甲個12の2の1・14頁）。

エ 原告Gの主張について

原告Gは、平成21年8月ころから、本件アレルギーにより、目の周りの皮膚障害が生じた旨主張し、原告G作成の陳述書（甲個12の4の1）はこれに沿うが、同日頃に医療機関を受診したことを裏付ける証拠はなく、原告の陳述書以外に、前記原告の主張を裏付ける証拠もないため、これを認めることはできない。また、原告Gは、本件アレルギーの症状として、呼吸困難や全身蕁麻疹を生じたと主張するが、このような重篤なアナフィラキシー症状を発症したとすれば、その後速やかに医療機関を受診し、その旨申告するのが通常であると考えられるが、原告Gが、呼吸困難や全身蕁麻疹を発症したことを契機に医療機関を受診し、医師へその申告をしたことを裏付ける証拠はない。原告Gにつき、呼吸困難感や前記認定程度の蕁麻疹を超える症状を発症したことを認めるに足りる証拠はない。

オ 被告らの主張について

被告らは、原告Gの血液検査の結果に照らせば、原告Gは継続して小麦摂取可能であった旨主張するが、プリックテストにおいても小麦について継続して陽性反応が出、パンについても平成28年に至るまで陽性反応を示すことがあったこと及び実際に原告Gが平成27年9月ころピザを食べて発症した症状が目の腫れという本件アレルギーに典型的な症状であったことに照らせば、平成27年9月時点でもなお、原告Gは、小麦摂取によりアレルギー症状を発症し得る状態にあったというべきである。京都府立医大病院医師は、平成26年4月に、原告Gにつき、特定疾患としての治療を終了したものであるが（乙イ個12の2の1・26頁）、これは原告Gが抗アレルギー薬なしでもパン1枚を食べることが出来るまでに回復し、実際にプリックテストの数値が低下傾向にあったことを踏まえての判断にすぎないのであって、同事実をもって原告Gの本件アレルギーが治癒ないし寛解したということとはできない。また、発症時期等によれば、

本件石鹼の使用により本件アレルギーを発症したと認められる。

(2) 原告Gの損害及び損害額

5 症状の内容及び経緯に照らせば、平成22年7月に発症した蕁麻疹等や、  
平成27年9月の目の腫れ等の症状は、本件アレルギーによるものと推認で  
きる。原告Gは、遅くとも平成22年7月ころに本件アレルギーを発症し、  
平成27年9月においても本件アレルギー症状を発症していた。しかし、原  
告Gについて、その後の時期において本件アレルギー発症の危険があったと  
認めるに足りる証拠はない。原告Gは、平成29年5月時点で、小麦のプリ  
ックテストで陽性であったが、平成27年10月以降に、小麦製品を摂取し  
10 て症状が出たことを認めるに足りる証拠はない。カルテでは、原告Gが、平  
成28年10月18日医師に対し、パンを食べた後皮疹が出る旨申告したと  
記載されているが（甲個12の2の3・25頁）、その症状がいつのものかは  
判然としない。同記載をもって、原告Gが平成27年9月以降も本件アレル  
ギーに罹患していたことを認めるに足りない。原告Gは、平成22年7月か  
15 ら平成27年9月までの間の5年3か月、本件アレルギーに罹患しており、  
本件アレルギーにより、蕁麻疹等の症状を発症した。

以上を勘案し、原告Gの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 160万円

既払金控除 120万円

20 弁護士費用 4万円

合計 44万円

よって、原告Gの請求は、被告フェニックスに対し、44万円及びこれに  
対する平成24年5月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金  
の支払を求める限度で理由がある。

## 第9 原告Hの損害

### 1 原告の主張

#### (1) 原告Hの症状経過等

5           ア 原告Hは、平成21年5月ころから平成23年6月ころまでの間、本件  
石鹼を毎朝夕使用していた。平成23年12月13日宇治武田病院で本件  
アレルギーと診断された。

10           イ 原告Hは、平成22年3月20日、ウォーキング大会に参加し、昼食に  
おにぎりとお惣菜パンを食べ、ウォーキングをしたところ、くしゃみが止ま  
らなくなり、手のひらと足の裏がかゆくなった。体（皮膚）の中に赤い発  
疹が見え、かかとが赤くなり、目がかゆくなり、身体のところどころに腫  
れや痒みが出た。舌も腫れあがり、重いような分厚いような感じがした。  
徐々に症状が治まる感じがしたため、ウォーキングを最後まで続け、病院  
へは行かなかった。手のひらや足の裏の発疹、目のかゆみが夜まで残り、  
舌の腫れは翌日まで残った。

15           原告Hは、同年6月5日、昼食にうどんを食べ、自宅の庭の手入れをし  
ていたところ、夕方ころになり突然くしゃみが止まらなくなり、目がかゆ  
く、息苦しく、舌から耳の奥にかけて浮腫のような感じがし、全身に蕁  
麻疹が出、ミミズ腫れになった。医仁会武田総合病院（以下「武田総合病院」  
という。）に電話するうち、ろれつが回らなくなり、自動車を運転して同  
20 病院へ向かったが、到着直前には、耳が聞こえず、舌が腫れあがり声が出  
にくくなり、会話も困難になった上、気道が塞がる感じで息苦しくなった。  
原告Hは、同病院で、全身に広範な膨隆診あり、掻痒感（+）、気道狭窄  
軽度、呼吸器症状を呈しているとして、経過観察のため、同月7日まで入  
院し、抗ヒスタミン剤の点滴投与を受けた。

25           原告Hは、同年7月24日、昼食に素麺を食べ、自宅の掃除をした後、  
布団を取り込んでいた際、くしゃみが出、喉の奥がいがいがし、手の甲、

耳の奥がかゆくなり、発疹が全身に広がり、目が腫れた。このときは、原告Hの夫が病院へ行き、担当医からアナフィラキシーの一般的な説明を受けた。また、同年9月26日昼過ぎ頃にラーメンや餃子を食べた後、最寄り駅まで足早にあるいていたとき、目のかゆみが生じ、くしゃみ、鼻水が止まらず、皮疹が全身に広がり、どこがかゆいか分からない状態になり、呼吸苦が出た。自動車運転して同病院へ行き、医師から入院を勧められたが、点滴投与で呼吸苦が改善し、夫による経過観察や救急搬送等が可能であると判断し、夕方帰宅した。同月29日、運動誘発性小麦アレルギーと診断され、エピペンを処方された。このとき、医師から、発症のたびに症状がひどくなる可能性があるから、今後発症したら直ちにエピペンを使用し、医療機関を受診すること、山登りやハイキング等直ちに救急搬送できない状況はなるべく作らないようにすること、小麦が含まれる食品の摂取を控えること、間違えて小麦類を摂取した場合はその後2ないし4時間程度運動を控えることを指示された。原告Hは、本件石鹼が原因であるとは認識していなかったため、本件石鹼使用を止めなかった。

原告Hは、平成23年4月21日、前回症状が出てから半年程度症状が出ていなかったため、昼食にうどんを食べた後、最寄り駅まで歩いたところ、顔や目の周りに腫れや痒みが生じた。抗アレルギー薬を飲み、駅のベンチでしばらく安静にしていると症状が引いたため、病院へは行かなかった。同年6月26日、知人から、本件石鹼がアレルギー症状の原因であると聞き、本件石鹼の使用を中止した。

ウ 原告Hは、平成23年10月14日、出勤前の昼食に焼きそばを食べたところ、工作中突然くしゃみが止まらなくなり、薬（クラリチン、セレスタミン）を服用してしばらく安静にしていたら、症状が治まった。平成24年1月12日夜居酒屋で食事をした後最寄り駅まで歩いたところ、駅に着いた直後突然くしゃみが止まらなくなり、目の回りや手のひら、足の裏

等に痒みや蕁麻疹等が出たため、持っていた薬を服用した。同年3月16日出勤前の昼食にカップ麺を食べ、出勤に徒歩で最寄り駅まで移動中、突然くしゃみが出、目がかゆくなったため、持っていた薬を服用した。同年9月23日外食でパスタを食べ、駐車場まで小走りをしたところ、突然く

5 くしゃみが出、目がかゆくなったため、武田総合病院を受診した。診察を待っているときも、急にせき込むようになって呼吸困難が出、点滴と注射の治療を受け、セレスタミンを処方された。同年12月22日、友人宅で宅配ピザや焼うどん、鶏のから揚げ等を食べ、別の友人を迎えに行くために

10 階段を小走りで降りたところ、待ち合わせ場所で突然くしゃみが出、目が腫れてかゆくなった。友人宅に戻るころには激しくせき込む状態になっていたため、クラリチンとセレスタミンを服用して安静にし、しばらくして帰宅したが、その後二、三日しても目の腫れが引かなかった。平成25年11月4日、自宅で夕食にピザを食べ、ごみ捨てなどしたところ、突然く

15 くしゃみが止まらなくなり、目の周り、鼻の奥、耳の奥、喉の奥に痒みが生じたため、クラリチンとセレスタミンを服用し、徐々に症状が治まったため、病院には行かなかった。平成26年8月1日勤務先で昼食に冷やしうどんを食べたところ、バタバタと事務仕事をしていたらくしゃみが連発し始めたため、セレスタミンとクラリチンを服用した。服用後は症状が次第におさまった。平成27年6月9日カレーショップでナンを少し食べ、徒

20 歩で息子宅に行ったところ、くしゃみが止まらなくなったため、セレスタミンとクラリチンを服用し、安静にしていると、数時間後に症状がおさまった。平成29年1月10日自動車で旅行中、うどんを食べ、普通に歩いたところ、くしゃみが止まらなくなったため、セレスタミンを服用した。その後目的地に到着するころには症状が治まった。同年5月8日夕食に外

25 食でべた焼き（京風お好み焼き）を1枚の4分の1食べ、マンションのエントランスから自室まで徒歩で歩いたところ、くしゃみが止まらなくなっ

たため、セレスタミンとクラリチンを服用した。しばらく安静にしていると症状が治まった。

原告Hは、同年6月27日京都府立医大病院でプリックテストを受けたところ、グルパール19Sについてなお陽性であった。

5 エ 原告Hは、アナフィラキシーショックに準じる症状を発症したとき、医師からも命が危ないところであった旨聞くなど、生命の危険を経験してきた。抗アレルギー薬を常に携帯し、症状発症初期に服用して病院を受診しなかつたことも何回かあるが、重篤な症状で通院した日も17日に及ぶ、そのたび仕事を休んでいる。また、原告Hは、小麦製品摂取後、普通の速度で歩いても症状を発症するようになっていたため、ゆっくり歩くように注意するようになった。本件アレルギー発症後、呼吸困難等の重篤な症状がいつ再発するかという不安な気持ちを持ち続けている。運動前や仕事・  
10 外出前の食事が著しく制限され、また知人に気を使わせるなど、つらい思いやストレスを感じている。

15 オ 以上の事情に鑑み、原告Hの身体的精神的経済的損害は、悠香からの既払金を控除しても700万円を下らない。また、原告Hは、本件石鹼及びグルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余儀なくされ、これによる損害は70万円を下らない。

## (2) 被告らの主張に対する反論

### 20 ア 血液検査

被告らは、原告Hの血液検査の結果につき、平成22年から23年にかけて低下傾向にある旨指摘するが、原告Hは、同年12月12日のプリックテストではグルパール19S0.01%につき陽性反応が出ており、またその後も執拗にアレルギー症状を発症しているのであるから、小麦アレルギーが改善しているということはない。  
25

### イ 小麦製品の摂取状況

原告Hが小麦製品を食べているのは、夫と一緒に自動車で帰宅できる、自宅で食後に運動することが無いというような状況下のみであり、小麦を普通に摂取して問題がないというわけではない。実際、小麦摂取後早歩き程度でも症状が出ている。

5 2 被告フェニックスの主張

原告Hの本件アレルギーによる症状は、最も重いものでも軽度の呼吸障害等であり、血圧低下や意識障害を伴うものではなく、アナフィラキシーショックとはいえないし、格別に重度の症状であったともいえない。原告Hが本件アレルギーの症状として主張するくしゃみについては、本件アレルギーによる症状か不明といわざるを得ないし、原告Hは、現時点ではエピペンを処方されていない。

原告HのI g E抗体値について、平成23年9月14日当時小麦及びグルテンのいずれについてもクラス2であったが、これが最終抗体値検査であり、同検査から6年も経過し、現時点では陰性化している可能性が高い。

15 原告Hは、平成24年9月23日にパスタを食べた後で運動したが、咽頭部違和感を生じたにすぎず発疹はなく、平成25年6月18日ころはパン、うどん、パスタを食べており、早歩きや駆け足をすると症状が出る程度であった。

3 悠香の主張

20 原告Hの小麦特異的I g E抗体価は、平成22年6月7日、1.66（クラス2）であったところ、平成23年9月14日には1.02（クラス2）と低下しており、回復傾向が明らかである上、平成29年6月27日の最終検査日には小麦のプリックテストで陰性であり、かなり以前の時点で陰性化していたと考えられる。

25 小麦特異的I g E抗体価が陽性である期間における原告Hの通院日数は10数日程度で、症状による入院は3日であり、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。

原告Hは、平成23年12月7日ころ食事が普通にとれており、平成24年9月23日ころはパスタを食べた後に運動して咽頭部違和感が出たものの発疹等はなく、平成24年12月22日には、友人宅でピザとうどんを食べ、くしゃみが出始めたため、クラリチン、セレスタミンを服用したところ、症状が改善し、平成25年6月18日ころはパン、うどん、パスタを食べていたのであ  
5 っつて、継続的に小麦製品を摂取できていた。そして、主な症状の主訴は咽頭部の違和感やくしゃみ等であり、軽度である。

原告Hは、本件石鹼使用中に首や目に痒みを感じていたにもかかわらず、本件石鹼の使用を継続した。

#### 10 4 被告片山化学の主張

被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

#### 5 当裁判所の判断

##### (1) 原告Hの症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠（甲個13の4の1、個13の4の2ほか後掲）並びに弁論の全趣旨によれば、原告Hの症状経過等に関し、以下の  
15 事実が認められる。

##### ア 原告Hの本件石鹼使用等

原告Hは、平成21年5月ころ、友人が購入した本件石鹼を分けてもら  
うようになり、同月ころから平成23年6月ころまでの間、本件石鹼を毎  
20 朝夕の洗顔に使用した（甲個13の3の1）。

##### イ 原告Hの症状経過等

原告Hは、平成22年6月5日、昼食にうどん等を食べ、庭仕事をして  
いたところ、夕方ころに、顔がむくみ、くしゃみや息苦しさが出たため、  
午後8時ころ武田総合病院を受診した（甲個13の2の1・1枚目、個1  
25 3の2の3）。受診時、原告Hは、血圧128/90、SpO<sub>2</sub>・98%  
で、全身に紅斑と膨隆疹、搔痒感があり、気道狭窄音軽度であった。同病

院医師は、原告Hにボスミン及び抗ヒスタミン剤を投与し、呼吸器症状を呈しているため、経過観察のため入院措置とした。原告Hの症状は、翌日にはほぼ改善していたため、原告Hは、同月7日、血液検査をし、退院した（甲個13の2の1・1枚目）。同検査の結果は、小麦について1.66（クラス2）、大麦について0.38（クラス1）、麦芽について0.76（クラス2）であった（同・7枚目）。その後も、原告Hは、小麦製品を摂取して、掻痒感や蕁麻疹を発症し、また呼吸困難感が出るなどした（同・3, 5枚目, 甲個13の2の2・1, 4枚目）。同病院医師は、同年9月29日、原告につき、小麦依存性運動誘発性アレルギーであると診断し、小麦製品の摂取を控え、間違えて食べた場合には2から4時間運動を控えるよう指示した（同・7枚目）。

平成23年6月ころ、知人から本件石鹼による被害情報を聞き、同病院医師に相談した。同医師は、同年7月9日、同年9月14日に血液検査をしたところ、それぞれ、小麦について1.32, 1.02, グルテンについて1.62, 1.44（いずれもクラス2）で、ωグリアジンについてはいずれも陰性であり、同年12月25日にグルパール19Sのプリックテストをしたところ、陽性であった（同・11, 12, 15枚目）。

#### ウ 原告Hの主張について

原告Hは、平成22年2月ころに、パンを食べた後にウォーキング大会に参加して、手の腫脹やくしゃみ等が出た旨主張し、武田総合病院のカルテ（甲個13の2の1・1枚目, 7枚目ほか）にもその旨医師に申告した記載があるが、申告時、その症状からすでに約4か月を経ているもので、原告の主訴のみをもって、同事実があったと認めることは相当でない。また、平成22年9月26日に呼吸苦があった旨主張し、武田総合病院のカルテ（甲個13の2の1・5枚目）にもその旨医師に申告した記載があるが、そのときの咽頭狭窄音が極めて軽微であったことに照らすと、このと

き，原告Hに，呼吸困難感を超えて，死の危険を想起させるような呼吸困難が生じたと認めることはできない。

原告Hは，さらに，平成29年に至ってもなお小麦製品を摂取した後にくしゃみが止まらなくなるなどの症状が出た旨主張し，原告H作成の陳述書（甲個13の4の2）はこれに沿うが，これを裏付ける証拠は同陳述書のみであること，平成29年6月27日に原告Hが京都府立医大病院で受けたプリックテストでは，小麦について陰性であったことも併せると，原告Hが，平成29年時点においても本件アレルギーに罹患していたことを認めることはできない。

## (2) 原告Hの損害及び損害額

症状の内容及び経緯に照らせば，平成22年6月に発症した全身の膨隆疹や搔痒感等は，本件アレルギーによるものと推認できる。原告Hは，遅くとも平成22年6月ころに本件アレルギーを発症した。原告Hについて，平成22年6月以降，本件石鹼の使用中止後5年5か月経過時点である平成28年11月ころまでに，本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく，また，同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。したがって，原告Hは，平成22年6月から平成28年11月までの間の6年6か月，本件アレルギーに罹患しており，本件アレルギーにより，全身の膨隆疹等の症状を発症した。

以上を勘案し，原告Hの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 200万円

既払金控除 168万2700円

弁護士費用 3万1730円

合計 34万9030円

よって，原告Hの請求は，被告フェニックスに対し，34万9030円及びこれに対する平成24年5月9日から支払済みまで年5分の割合による遅

延損害金の支払を求める限度で理由がある。

## 第10 原告Iの損害

### 1 原告の主張

#### (1) 原告Iの症状経過等

5           ア 原告Iは、平成19年5月ころから平成23年7月ころまでの間、本件  
石鹸を毎夜の入浴時主に洗顔に使用していた。たまに身体を洗う際に使用  
することもあった。平成24年1月31日、京都府立医大病院で血液検査  
及びプリックテストを受け、本件アレルギーの確定診断を受けた。

10           イ 原告Iは、平成22年12月24日、昼食に冷凍食品のお好み焼きを半  
分くらい食べたところ、少しずつ体に発赤が出、手のひらから首、背中に  
至るまで全身に赤い湿しんができてかゆくなり、下痢、嘔吐が続き、両眼  
蓋が腫れ、喉がつかえる感じがしたため、同日午後4時ころタクシーで京  
都第一赤十字病院を受診した。このとき、眼瞼周囲に浮腫、吐き気、身体  
全体に発赤があった。医師から、原因が不明であるといわれ、アレグラを  
15           処方された。原告Iは、アレグラを飲み炊事以外の家事をせず安静にして  
いたが、腫れは3日ほど続いた。

          原告Iは、平成23年9月11日、朝食に食パン半分ほどやコーンスー  
プ等を食べたところ、手のひらから足の先まで全身がかゆくなり、全身蕁  
麻疹、下痢が出現した。しばらく気を失い、夫にトイレの便器に座らせて  
20           もらったときにはじめて自分が失禁していることに気付いた。その日は食  
欲もなく、何もできず、一日中腫れた部分を冷やして寝た。瞼の腫れは二、  
三日残った。原告Iは、同日が日曜日であること、安静にしていたら症状  
が治まってきたこと、病院に行っても結局原因が分からないと思ったこと  
から、このとき病院を受診しなかった。

25           また、原告Iは、同年11月21日、朝食でバターロール（パン）を食  
べた後、手のひらがかゆくなり、瞼が腫れ、全身が赤く、かゆくなり、午

前中は何もできなかった。左耳下から首回りの赤い皮疹が翌22日夜まで残り、瞼の腫れが二、三日残った。同年12月11日、夕食にてんぷらを食べたところ、手掌及び体幹の掻痒が出た。その後も、水餃子を食べた後、発疹、熱い感じが出現したり、平成26年3月30日にはパンを食べた後、手や首、耳等に痒みが生じたり、同年5月24日にはアイスクリームを食

原告Iは、平成23年11月25日、インフルエンザの予防接種を受けに下野医院内科を受診したところ、前記症状について看護師から本件石鹼によるアレルギーの可能性を指摘され、同年12月3日同医院で血液検査を受けたが、小麦が陰性であった。その後平成24年1月16日京都府立医大病院を受診し、同月31日から検査入院の上プリックテストをし、本件アレルギーの確定診断を受けた。

ウ 原告Iは、その後、同年7月23日、平成25年11月14日、平成26年11月18日、平成27年11月10日、平成28年12月13日プリックテストを受けたが、平成26年11月18日まではグルパール19Sの溶液だけでなく小麦やパンにも陽性反応を示し、後2回では小麦及びパンにつき陰性ないし擬陽性となったが、なおもグルパール19Sの溶液について陽性である。

エ 原告Iは、これまで、アナフィラキシーショックに準ずる症状を2度経験し、また現在もプリックテスト等での陽性反応が継続しており、その間、ほんの少しの小麦摂取のみ、運動をしていなくてもアレルギー症状を起こすという状態が続いている。最初のアレルギー症状から小麦及びパンのプリックテストが陰性又は擬陽性になるまで約5年が経過しており、陰性又は擬陽性の結果を認識してもなおアナフィラキシーショックに準ずる症状への恐怖は消えない。医師から小麦製品を少しずつ食べることを勧められた後も、少量の麺類やたこ焼き3個程度を週に1回食べる程度にすぎず、

5 症状が出るため未だパンを食べることができず、実質的には小麦製品を完全除去した食生活が続いている。現在は、月に3回程度うどんを半玉より少ないくらいを食べる程度で、お好み焼きは症状への恐怖から未だ一切食べることができない。外食についても、他の人に迷惑を掛けると思い、症状の原因が判明したときから一切していない。半年に1度程度血液検査等を受けるため京都府立医大病院へ通院するが、これによる経済的負担も小さくない。検査結果の数値の低下も極めて緩徐であり、これらによる精神的苦痛は大きい。家事や日常生活への影響も深刻である。

10 オ 以上の事情に鑑み、原告Iの身体的精神的経済的損害は、悠香からの既払金を控除しても700万円を下らない。また、原告Iは、本件石鹼及びグルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余儀なくされ、これによる損害は70万円を下らない。

## (2) 被告らの主張に対する反論

### ア 血液検査

15 原告Iの小麦やグルテンの特異的IgE抗体価は低下傾向にあるが、数値の改善は緩慢であり、前記のとおり、プリックテストの結果も改善は極めて緩慢であり、長期にわたる。

### イ 小麦製品の摂取状況

20 原告Iは、小麦製品摂取後前記(1)イの各症状を引き起こしており、小麦を制約なく摂取できているわけではない。平成24年7月医師から自分の考えで半人前から小麦製品摂取を始めるよう勧められたが、ほんの少し小麦を摂取するだけで症状を発症するため、平成26年11月医師との間で小麦製品の完全除去を継続することを確認した。原告Iの症状経過に照らせば、アレルギー症状改善状況は極めて緩慢である。

### ウ 素因

25 被告らは、原告Iの血液検査の結果につき、スギ(クラス2)、ヒノキ(ク

ラス1)に反応していることから、原告Iにアレルギー素因を見いだしているが、およそ考慮外のものである。また、原告Iにアレルギー性鼻炎や花粉症の既往歴はない。

## 2 被告フェニックスの主張

原告Iは、平成23年9月11日に意識喪失を含む重篤な症状を発症した旨主張するが、原告Iが同日に意識を失った事実はない。また、原告Iの本件アレルギーによる症状は、最も重いものでも血圧低下や意識障害を伴うものではなく、アナフィラキシーショックとはいえない。また、原告Iは、エピペンを継続的に処方されておらず、アナフィラキシーショックを想定した投薬を受けていない。

原告IのIgE抗体値について、平成24年1月16日当時小麦及びグルテンのいずれについてもクラス2であったが、平成26年11月6日小麦について陰性化し、グルテンについてもクラス1にとどまった。平成24年1月30日の小麦プリックテストは陰性であった。

原告Iは、平成24年7月23日医師から自分の考えで小麦製品半人前から開始するように勧められ、平成25年1月17日小麦製品を週1回食べるかどうかという程度で症状は出ず、同年3月7日にはおかき、麩を食べても症状はなく、同年7月4日時点でたまにアレグラ内服してうどんを食べても異常はなかった。

原告Iは、スギ(クラス2)、ヒノキ(クラス1)、アレルギー性鼻炎、花粉症のアトピー素因を有する。

## 3 悠香の主張

原告Iは、平成23年7月に本件石鹼の使用を中止し、同年11月25日のアレルギー検査では小麦について陰性であったが、その後の平成24年1月16日に加水分解コムギアレルギーと診断されている。本件アレルギーは、本件石鹼の使用中止により小麦特異的IgE抗体価が減少する傾向があり、本件石

鹼の使用を中止しているにもかかわらず陽性に転じることは考えにくい。本件石鹼の使用と、原告 I の加水分解コムギアレルギーとの因果関係には疑義がある。

仮に原告 I が本件石鹼の使用により本件アレルギーに罹患したとしても、原告 I の小麦特異的 I g E 抗体価は、平成 24 年 1 月 16 日、1.68（クラス 2）であったところ、平成 25 年 1 月 17 日には 0.63 と擬陽性化し、平成 26 年 1 月 18 日には 0.28 と陰性化しており、回復傾向が明らかである。平成 24 年 1 月 31 日の小麦のプリックテストでは陰性であり、原告 I は、前記抗体価の改善に伴い、遅くとも同日時点では小麦摂取可能な状態にあった。

小麦特異的 I g E 抗体価が陽性である期間における原告 I の通院日数は 10 日で、症状による入院はなく、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。原告 I に休業損害は特にない。症状の主訴も蕁麻疹や軽度発赤等、軽微である。

原告 I は、平成 24 年 7 月 23 日ころ医師からうどんやそうめんを半人前から始めることを勧められ、平成 25 年 1 月 17 日には小麦製品を週 1 回食べるかどうかという程度（麺類、たこ焼き 3 個）であるが、症状は出ておらず、医師からもう少し食べる量を増やしてみてもどうかと勧められており、小麦製品を継続して摂取することができていた。

また、原告 I は、アレルゲンであるスギ 2.15（クラス 2）、ヒノキ 0.52（クラス 1）に反応を示しており、訴えている症状が本件アレルギーによるものか不明である。

#### 4 被告片山化学の主張

被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

#### 5 当裁判所の判断

##### (1) 原告 I の症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠（甲個 16 の 4 の 1，個 16 の 4 の 2，

原告 I 本人ほか後掲) 並びに弁論の全趣旨によれば, 原告 I の症状経過等に関し, 以下の事実が認められる。

ア 原告 I の本件石鹼使用等

原告 I (昭和 16 年 3 月 6 日生) は, 平成 19 年 5 月 28 日本件石鹼の購入を開始し, 同月ころから平成 23 年 7 月ころまでの間, 本件石鹼を, 毎晩の洗顔等に使用した (甲個 16 の 3 の 1)。

イ 原告 I の症状経過等

原告 I は, 平成 22 年 12 月 24 日, 昼食にお好み焼き等を食べたところ, 同日午後 2 時ころ, 全身が紅潮し, 眼瞼周囲, 両手背及び足背に浮腫が出, 嘔気が生じ, 数回下痢をしたため, 京都第一赤十字病院救命救急センターを受診した (甲個 16 の 2 の 2)。受診時の原告 I のバイタルサインは, 意識清明, 脈拍 68 回/分, 血圧 117/69, 体温 35.8℃, SpO<sub>2</sub> 96% であり, 肺雑音もなかった。同病院医師は, 発赤・腫脹とともに消退傾向にあるため, アレグラ内服により自宅で様子を見てもらうこととし, 原告 I を帰宅させた。このとき, 原告 I に嘔吐はなかった。

その後, 原告 I は, 平成 23 年 9 月 11 日の朝食にパンやコーンスープ等を食べたところ, 蕁麻疹や下痢が生じるなどしたほか, その後も小麦製品を摂取して手の腫脹等が生じるなどした (甲個 16 の 2 の 1・16, 63 頁)。

原告 I は, 同年 11 月 25 日, 近医の下野医院内科を受診し, 同医療機関の看護師から本件石鹼によるアレルギーの可能性を指摘さ, 精査のため, 平成 24 年 1 月 16 日京都府立医大病院を受診した (同・16 頁)。同日血液検査を受けたところ, 小麦についてクラス 2 (1.68), グルテンについてクラス 2 (3.10), スギについてクラス 2 (2.15), ヒノキについてクラス 1 (0.52), ω5 グリアジンについて陰性であった (同・33 頁)。また, 同月 31 日から同年 2 月 1 日まで入院の上, プリ

ックテストを受けたところ、本件石鹼，グルパール19S，パンについて陽性反応を示した（同・36，37頁。小麦粉については陰性であった。）。

同病院において，原告Iが平成24年4月26日以降受けた血液検査の結果は以下のとおりである（同・53頁，乙イ個16の2の1・29頁）。

平成24年4月26日 小麦 0.93（クラス2）

グルテン 1.62（クラス2）

平成25年1月17日 小麦 0.63（クラス2）

グルテン 1.14（クラス2）

平成26年11月18日 小麦 0.28（クラス0）

グルテン 0.42（クラス1）

また，原告Iは，平成24年7月23日，平成26年11月18日，平成27年11月10日，平成28年12月13日にプリックテストを受けたところ，0.1%グルパール19Sについてはいずれの時点でも陽性であったが，パンについては，平成27年1月10日に陰性化し，小麦については，平成26年11月18日に陽性反応を示したことがあったが，その余の時点では陰性であった（甲個16の2の3）。

#### ウ 原告Iの主張について

原告Iは，平成22年12月24日にアレルギー症状を発症したときに，嘔吐もした旨主張するが，カルテ（甲個16の2の2）の記載に反するもので採用できない。

原告Iは，平成23年9月11日にパンやコーンスープ等を食べたところ，意識を失い，夫にトイレの便器に座らせてもらったときにはじめて自分が失禁していることに気付いた旨主張し，原告I作成の陳述書及び原告Iの供述はこれに沿う。しかし，原告Iが京都府立医大病院医師に提出した，自身のアレルギー発症経験を記載したメモ（甲個16の2の1・63頁）には，その旨記載がなく，単に発赤・湿しん部分を冷やして寝ていた

旨記載があるにすぎない。その他に、原告が、平成23年9月に本件アレルギーの症状により意識を失うなどしたことを認めるに足りる証拠はなく、同機会に原告Iが意識を喪失した事実を認めることはできない。

オ 被告らの主張について

5 被告らは、原告Iの加水分解コムギアレルギーについて、本件石鹼使用との因果関係を争うが、原告Iが本件石鹼の使用でないしその後に経口小麦アレルギー症状を発症していること、グルパール19S及び本件石鹼のプリックテストで陽性反応を示していること、グルパール19S以外の加水分解コムギによるアレルギーをうかがわせる事情は見当たらないこと  
10 に照らせば、原告Iは、本件石鹼の使用により本件アレルギーに罹患したものと認められる。

(2) 原告Iの損害及び損害額

症状の内容及び経緯に照らせば、平成22年12月に発症した全身の紅潮や四肢の浮腫等は、本件アレルギーによるものと推認できる。原告Iは、遅くとも平成22年12月ころに本件アレルギーを発症した。原告Iについて、  
15 平成22年12月以降、本件石鹼の使用中止後5年5か月経過時点である平成28年12月ころまでに、本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく、また、同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。原告Iは、平成22年12月から平成28年12月ま  
20 での間の6年1か月、本件アレルギーに罹患しており、本件アレルギーにより、全身の紅潮や四肢の浮腫等の症状を発症した。

以上を勘案し、原告Iの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 180万円

既払金控除 129万円

25 弁護士費用 5万1000円

合計 56万1000円

よって、原告 I の請求は、被告フェニックスに対し、56万1000円及びこれに対する平成24年5月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

## 第11 原告 J の損害

### 5 1 原告の主張

#### (1) 原告 J の症状経過等

ア 原告 J は、平成19年4月ころから平成20年7月ころまでの間、本件石鹼を、入浴時体を洗うのに使用した。平成23年11月14日杳保小児科医院で本件アレルギーの確定診断を受けた。

10 イ 原告 J は、平成20年10月ころから、腕の内側、胸、太腿辺りに蕁麻疹が出、呼吸困難感が出たため、近医の吉本小児科皮膚科を受診した。症状が軽くなるまで1か月以上要し、数回通院した。

原告 J は、同年11月7日、北陸旅行中、昼食にそばを食べ、帰路の車中でおやきを食べたところ、午後3時ころ、目や耳たぶが腫れ上がり、身体に大きな膨疹が出、血管が膨れ上がり、呼吸困難で海に溺れるような感覚に襲われた。同行していた友人の車で富山市民病院を受診し、このとき  
15 四肢に膨疹が多発していたが、呼吸困難は軽快していた。同病院で深夜まで安静にし、富山で一泊をして帰宅した。同月10日、つねまつ内科を受診し、血液検査を受けたところ、小麦特異的 I g E 抗体価が3.74であり、別の病院である松本皮膚科での検査でも、小麦特異的 I g E 抗体価が  
20 6.31であり、小麦アレルギーであったため、医師から、小麦を食べないよう指示された。

原告 J は、平成21年8月23日、旅行先で夕食に麩を食べたところ、夜9時ころに目、耳が腫れ、顔が真っ赤になり、かゆく、全身に蕁麻疹が  
25 広がったため、高野山病院に救急搬送された。原告 J は、搬送後も、体幹・四肢に広がる蕁麻疹、顔面紅潮、嘔声があり、S p O 2 は96%で、末梢

血管の確保が困難な状態であった。

原告 J は、平成 22 年 2 月 2 日、すしの卵焼きを食べて、目のかゆみ、目と耳の腫れ、呼吸困難を来し、福井診療所を受診した。卵焼きのつなぎに小麦が使われていた。

5 ウ 原告 J は、平成 23 年 1 月 14 日 空保小児科医院でプリックテストを受けたとき、最初に耳と目の膨隆疹が出現し、声が嘎れ呼吸ができなくなり、動悸が生じ、全身に蕁麻疹が現れ、1 時間半でアナフィラキシーを起こした。その後、平成 29 年 2 月及び同年 5 月に同医院で再度プリックテストを受けたところ、小麦及びグルパール 19 S で陽性であった。

10 エ 原告 J は、アナフィラキシーショックに準ずる重篤な症状を複数回経験し、これによる精神的肉体的苦痛は大きい。また、原告 J は、9 年もの長期にわたりアレルギー症状に罹患しており、その間の医療機関への通院は 20 回に及ぶ。原告 J は、医師らの指示に従い、小麦製品の摂取を厳格に避けてきた。しかし、注意していても小麦を摂取してしまい、顔面、四肢  
15 体幹の蕁麻疹や呼吸困難症状の発現を繰り返し経験した。これらの経験により恐怖心を抱き、旅行、食生活が著しく制限されている。本件石鹼の使用を中止して 8 年が経過した現在においても、小麦及びグルパール 19 S のプリックテストが陽性である。原告 J の精神的、経済的損失は大きい。

20 オ 以上の事情に鑑み、原告 J のこれまで及び将来の身体的精神的経済的損害は、悠香からの既払金を控除しても 800 万を下らない。また、原告 J は、本件石鹼及びグルパール 19 S の欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余儀なくされ、これによる損害は 80 万円を下らない。

## (2) 被告らの主張に対する反論

### ア カルテ上のもともと小麦アレルギーとの記載

25 被告らは、高野山病院のカルテ（甲個 17 の 2 の 1・2 枚目）に、原告 J が「もともと小麦アレルギー」を有していた旨記載があることを指摘す

るが、原告Jは、本件アレルギーに罹患するまで、小麦アレルギーを有していなかった。前記カルテの当該記載は、平成20年12月に松本皮膚科で診断された小麦アレルギーを指摘しているにすぎない。同アレルギーは、本件石鹸の使用により生じたものである。

#### 5 イ 血液検査

原告Jの通院日数はその本件アレルギー発症期間に比して多くはないが、これは原告Jの居住地の近くに専門医がおらず、特段の治療方法もないから、小麦製品の摂取回避してきたためにすぎない。むしろ、原告Jは、前記のとおり、平成29年においてもプリックテストにおいて小麦及びグルパール19Sに陽性反応を示している。

#### 2 被告フェニックスの主張

原告Jの本件アレルギーによる症状は、呼吸困難感を超える呼吸困難を伴うものではなく、また最も重いものでも血圧低下や意識障害を伴うものではないのであって、アナフィラキシーショックとはいえないし、格別重度の症状が生じたともいえない。原告Jは、エピペンを処方されておらず、アナフィラキシーショックを想定した投薬を受けていない。

原告JのIgE抗体値について、平成20年12月5日当時小麦はクラス3であったが、これが最終抗体値検査であり、同検査からすでに9年経過していることに照らせば、現時点では陰性化していると考えられる。

原告Jに生じた症状が本件アレルギーによるものであるか疑義がある（診療録参照）。原告Jは、平成23年11月14日を最後に、医療機関の診療、又は薬剤の処方を受けていない。

#### 3 悠香の主張

原告Jは、食物経口負荷試験を受けていない上、その小麦特異的IgE抗体価は平成20年11月10日時点で3.74（クラス3）であるが、平成29年2月15日の小麦プリックテストは陰性である。

小麦特異的 I g E 抗体価が陽性である期間における原告 J の通院日数は 7 日で、症状による入院はなく、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。

原告 J は、平成 21 年 8 月 23 日に通院した後、平成 25 年 6 月 17 日、平成 29 年 6 月 17 日に通院しているが、通院間隔が大きく空いている。また、原告 J は、もともと小麦粉アレルギーを有していた可能性がある（甲個 17 の 2 の 1・2 頁）。

#### 4 被告片山化学の主張

被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

#### 5 当裁判所の判断

##### (1) 原告 J の症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠（甲個 17 の 4 の 1、個 17 の 4 の 2 ほか後掲）並びに弁論の全趣旨によれば、原告 J の症状経過等に関し、以下の事実が認められる。

##### ア 原告 J の本件石鹸使用等

原告 J（昭和 16 年 2 月 25 日生）は、平成 19 年 4 月 17 日、本件石鹸を 4 個購入し、同月ころから平成 20 年 7 月ころまで洗顔や入浴時に体を洗うのに使用した（甲個 17 の 3 の 1）。

##### イ 原告 J の症状経過等

原告 J は、平成 20 年 10 月ころ、四肢の膨疹や呼吸困難感が出るなどしたため、このころ以降、吉本小児科皮膚科、富山市立富山市民病院、つねまつ内科、松本皮膚泌尿器科を受診し、つねまつ内科及び松本皮膚泌尿器科で血液検査を受けたところ、小麦についていずれもクラス 3（3.74、6.31）であった。原告 J は、同年 11 月つねまつ内科で小麦アレルギーと診断された（甲個 17 の 1 の 2、個 17 の 1 の 3、個 17 の 1 の 4、個 17 の 4 の 1）。その後も、原告 J は、平成 21 年 8 月や平成 22

年2月ころに、小麦製品を摂取して、全身に蕁麻疹を発症することがあった（甲個17の1の6，個17の2の1）。

原告Jは、平成23年11月14日、奈良保小児科医院でグルパール19Sのプリックテストを受けたところ、強陽性であった（甲個17の1の1）。  
また、平成29年2月15日に受けたプリックテストでは、小麦及びグルパール19Sについて陽性反応を示した（甲個17の1の7）。

#### ウ 被告らの主張について

被告らは、原告Jに係るカルテ（甲個17の2の1・2枚目）の記載をもって、原告がもともと小麦アレルギーであった可能性を指摘するが、当該記載は、平成20年11月に診断を受けた小麦アレルギーについて、原告Jが申告したものにすぎない。前記被告らの主張には理由がない。

#### (2) 原告Jの損害及び損害額

症状の内容及び経緯に照らせば、平成20年10月に発症した四肢の膨疹等は、本件アレルギーによるものと推認できる。原告Jは、遅くとも平成20年10月ころに本件アレルギーを発症した。しかしながら、原告Jが現時点においても小麦を摂取した場合にアレルギー症状を誘発し得る状態にあるか否かについては、最近の経口負荷試験の結果は明らかでなく、平成29年2月のプリックテストの結果があるにすぎない。弁論の全趣旨によれば、プリックテストの結果とアレルギー症状誘発の有無は必ずしも相関しないことが認められ、これをもって、同月時点もなお小麦摂取によりアレルギー誘発し得る状態にあったということはできない。原告Jについて、平成20年10月以降、本件石鹼の使用中止後5年5か月経過時点である平成25年12月ころまでに、本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく、また、同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。原告Jは、平成20年10月から平成25年12月までの間の5年3か月、本件アレルギーに罹患しており、本件アレルギーにより、四肢の膨疹

等の症状を発症した。

以上を勘案し、原告Jの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 180万円

既払金控除 132万円

5 弁護士費用 4万8000円

合計 52万8000円

よって、原告Jの請求は、被告フェニックスに対し、52万8000円及びこれに対する平成24年5月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

## 10 第12 原告Kの損害

### 1 原告の主張

#### (1) 原告Kの症状経過等

ア 原告Kは、平成21年4月ころから平成22年9月ころまでの間、本件石鹼を毎朝晩の洗顔（ダブル洗顔）に使用した。平成23年8月17日に  
15 相模原病院で本件アレルギーと診断された。

イ 原告Kは、平成22年4月ころから目の周囲の腫れを自覚するようになった。また、洗顔時にくしゃみや鼻水、目頭等の粘膜がかゆくなることが増えていったが、本件石鹼が原因であるとは思わなかったため、本件石鹼の使用を続けた。

20 原告Kは、同月7日ころ、昼食にラーメンを食べて30分ほどしてから、急に目の周囲が腫れ、くしゃみが出るなどし、腫れが完全に引くまでは四、五日かかった。原告Kは、同月15日、再度目の周囲が腫れたため、花粉症を疑って平田クリニックを受診したが、花粉症ではないと言われ、原因不明であったが、アレグラ等を処方された。同月下旬、イタリア料理を食べ、  
25 駅まで歩いて電車に乗った際、急に目が腫れ、目の周囲がかゆくなった。友人ともんじゃ焼きをたべた後も同じような痒みを感じ、顔が腫れ、

腫れが引くまで数日かかった。

原告Kは、同年7月2日、朝食に大きめのパンを食べ、家から駅まで15分ほど歩いたところ、通勤電車の中で突然顔が腫れ出し、顔の上半分、特に眼蓋や目の粘膜部分がひどく腫れ、気道が塞がりはじめ息苦しくなったため、仕事を休み、平田クリニックを受診した。このとき医師から小麦アレルギーと思われる旨告げられ、腫れが引くには数日かかる、次に症状が出て気道が腫れてしまえば命の保証はないため小麦は絶対に口にしないようにと指示された。原告Kは、翌日結婚披露パーティーを予定していたため、腫れを何とかしてほしいと医師に告げたものの、劇的に軽減する方法はないと言われ、ステロイドの入った軟膏を渡されたただけであった。翌3日の結婚披露パーティーは、顔の腫れを隠すことができず、思い出したくない過去になってしまった。その後、小麦を少量摂取したところ、少し目が腫れることがあった。

ウ 原告Kは、平成23年8月17日、相模原病院医師から、小麦を摂取しないこと、小麦を食べて運動をしないこと、アスピリン等の非ステロイド性抗炎症薬の服用と並行しての小麦の摂取を避けること、醤油、ビール、麦茶程度であれば飲んでもよいと言われたが、当時妊娠中であり、薬を服用することができなかつたため、醤油等も口にすることができなかつた。同年9月14日にナッツアーモンドキャラメルを食べたところ、小麦成分が含まれており、目がかゆくなり、チョコレートを食べても目がかゆくなることがあった。

平成24年2月の出産後も、授乳中は母乳を通じて薬が子供に伝わるため、妊娠中と同じ状態が続き、卒乳の平成25年4月ころまでの間、小麦を一切摂取することができなかつた。誤って小麦を摂取してしまうこともあったが、その場合2時間ほど動くことができなかった。

エ 原告Kは、人生最大のイベントである結婚披露パーティーが本件アレルギー

ギーのため台無しになり、妊娠・育児中はより一層小麦製品の除去に細心の注意を払う必要があり、多大な精神的苦痛を受けた。現在も第2子を妊娠しており、小麦を避けることを余儀なくされる生活を続けている。小麦製品を避けることによる食育への影響も懸念される。

5 原告Kは、平成22年4月から平成23年9月までの1年半にわたり、  
通院を余儀なくされた。通院日数は4日であり、平成25年4月ころ以降  
は小麦製品の摂取量を少しずつ増やしているが、その後も平成27年10  
月に生麩を食べた際に目のかゆみ、腫れ、蕁麻疹、寒気が出、アレグラを  
10 服用して安静にするなど、症状が出ていた。調味料やお茶であっても反応  
することがあるため、アレグラを常に持ち歩き、症状が出たら飲むという  
対処を続けている。現在特異的I g E抗体価も落ち着いており、医師から  
小麦の摂取自体を禁じられていないが、原告Kが小麦摂取について細心の  
注意を払い、徐々に食べることができる量が増えるよう努力をしてきた結  
15 果である。検査結果が少ないのは、原告Kの本件アレルギー発症期間中  
であるが、妊娠・授乳や育児に時間を割いたためである。

オ 以上の事情に鑑み、原告Kの身体的精神的苦痛等による損害は、悠香か  
らの既払金を控除しても500万円を下らない。また、原告Kは、本件石  
鹼及びグルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依  
頼を余儀なくされ、これによる損害は50万円を下らない。

## 20 (2) 被告らの主張に対する反論

### ア 血液検査

原告Kの小麦特異的I g E抗体価は、平成22年5月19日時点でクラ  
ス1であったが、その後も同年9月まで本件石鹼を使用していたから、同  
月までに本件アレルギーが重篤化した可能性が高い。実際に、原告Kが平  
25 成23年8月に受けたプリックテストでは、小麦について強陽性となり、  
パンもクラス2、そばもクラス1、0.01%グルパール19Sもクラス

3, 0. 1%グルパール19Sもクラス4であった。

#### イ 小麦製品の摂取状況

原告Kは、医師から小麦製品摂取を勧められた後も、転居、妊娠、授乳のため、アレルギー薬を避ける必要があり、そのために小麦製品の摂取を回避してアレルギー症状の発症を抑えた。

#### 2 被告フェニックスの主張

原告Kの本件アレルギーによる症状は、息苦しさを伴うものではなく、いずれも蕁麻疹と顔の腫れに止まっており、比較的軽度である。原告Kは、エピペンを処方されたことがなく、アナフィラキシーショックを想定した投薬を受けていない。

原告KのI g E抗体値について、平成22年5月19日当時小麦がクラス1であったが、平成23年8月17日時点で小麦及びグルテンのいずれについても陰性であった。

原告Kは、平成23年9月14日医師から今後本件アレルギー症状についてもっと良くなっていき、小麦製品を食べられるようになると思われるから、自己判断で食べてみてもよいと言われた。

原告Kは、平成23年以降、本件アレルギーの治療のために医療機関を受診したことはない。

#### 3 悠香の主張

原告Kの小麦特異的I g E抗体価は、平成22年5月19日、0. 68と擬陽性であり、少なくとも同日ころ特段の支障なく小麦摂取可能であったと考えられるほか、平成23年8月17日には陰性化し、回復傾向が明らかである。

小麦特異的I g E抗体価が陽性である期間における原告Kの通院日数は0日（総通院日数でも2日）で、症状による入院はなく、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。原告Kの症状は、眼の腫れ程度であり、その回数も数回程度で、軽微である。原告Kは、平成27年1

0月の生の麩を食べて症状が出た旨主張するが、本件アレルギーによる症状が不明である。本件アレルギーの検査のために仕事を休んだのは2回のみであり、休業損害もほとんど発生していない。

原告Kは、平成23年9月14日、医師から、今後本件アレルギーがもっと良くなっていき、小麦製品を食べられるようになると思われる、出産後自己判断で食べてもよいと言われ、少なくとも平成23年9月14日ころ小麦摂取可能な状態にあるものと診断された。原告Kの主な症状の主訴は、眼の腫れ程度であり、症状が軽微である上、同症状の発症もカルテ上数回のみである。また、原告Kは、最終通院日である平成23年9月14日以降長期にわたり通院していないが、これは小麦アレルギーの発症の心配がなくなったからである。

#### 4 被告片山化学の主張

被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

#### 5 当裁判所の判断

##### (1) 原告Kの症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠（甲個21の4の1、個21の4の2、原告K本人ほか後掲）並びに弁論の全趣旨によれば、原告Kの症状経過等に関し、以下の事実が認められる。

##### ア 原告Kの本件石鹸使用

原告K（昭和56年8月19日生）は、平成21年4月ころ友人から本件石鹸をもらうようになり、同年7月からは自分で月に1個程度の購入を始め、同年4月以降平成22年9月ころまでの間、本件石鹸を毎朝晩の洗顔に使用した（甲個21の3の1、個21の4の1）。

##### イ 原告Kの症状経過等

原告Kは、平成22年4月ころ、眼瞼浮腫を発症するようになり、平田内科泌尿器科クリニックを受診するなどしたが、原因が分からず、アレグラ等を処方された（甲個21の2の2・1枚目）。同年5月19日、国立

病院機構相模原病院（以下「相模原病院」という。）で血液検査をしたところ、小麦についてクラス1（0.68）であった（甲個21の2の1・1頁）。原告Jは、その後も小麦製品を摂取して、眼瞼が腫れるなどし、眼瞼が腫れたまま自己の結婚披露パーティーに出ざるを得ないこともあった（甲個21の2の2・2枚目、個21の4の1）。

原告Kは、平成23年8月17日相模原病院で血液検査及びプリックテストを受けたところ、血液検査では小麦、グルテン、ω-5グリアジンのいずれについても陰性であったが、プリックテストでは、パン、小麦、グルパール19Sのいずれについても反応があり、本件アレルギーと診断された（甲個21の1の1、個21の2の1・4頁）。原告Jは、同病院医師から、小麦を摂取すること、小麦摂取後運動をすること、NSAIDs（非ステロイド性抗炎症薬）と小麦を併用することはしてはならないが、醤油、ビール、麦茶は飲んでみてもよいこと、出産後は自己判断で小麦製品を食べてみてもよいと教示したが、原告Jは当時妊娠していたため、小麦摂取を控えた（甲個21の2の2・11、12頁）。

## (2) 原告Kの損害及び損害額

症状の内容及び経緯に照らせば、平成22年4月ころに発症した眼瞼浮腫は、本件アレルギーによるものと推認できる。原告Kは、遅くとも平成22年4月ころに本件アレルギーを発症した。原告Kについて、平成22年4月以降、本件石鹼の使用中止後5年5か月経過時点である平成28年2月ころまでに、本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく、また、同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。原告Kは、平成22年4月から平成28年2月までの間の5年11か月、本件アレルギーに罹患しており、本件アレルギーにより、眼瞼浮腫等の症状を発症した。

以上を勘案し、原告Kの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 170万円

既払金控除 123万円

弁護士費用 4万7000円

合計 51万7000円

5 よって、原告Kの請求は、被告フェニックスに対し、51万7000円及びこれに対する平成24年11月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

### 第13 原告Lの損害

#### 1 原告の主張

10 (1) 原告Lの症状経過等

ア 原告Lは、平成21年1月ころから同年6月ころまでの間、本件石鹸を毎朝晩各2回ずつ洗顔に使用し、同月ころから同年12月ころまでの間、身体を洗うのに使用した。平成23年12月26日宇治武田病院で本件アレルギーの確定診断を受けた。

15 イ 原告Lは、平成21年6月ころから、パンやうどんを食べた後、たびたび目や鼻がかゆくなり、鼻水が止まらないことがあったため、近医の眼科を受診したが、原因が分からなかった。そうした症状は運動や入浴等で体が温まっているときに顕著であった。

20 原告Lは、平成23年10月ころ、本件石鹸によるアレルギーに関する報道に接し、悠香に連絡したところ、診断書をとるように言われたため、同年12月26日宇治武田病院で血液検査及びプリックテストを受け、医師から本件アレルギーと診断された。このとき、医師から小麦製品摂取しないようにとの指示はなかった。

25 原告Lは、平成24年5月28日、昼食にパンとパスタを食べ、自転車に乗っていたとき、突如全身に蕁麻疹が出、目の周りを中心に顔が腫れ、動悸が激しくなり、何とか帰宅したものの、夕方ころに目が開かないほど

に腫れ、夜になっても症状が治まらなかった。原告Lは、午前0時ころタクシーで宇治武田病院を受診した。担当医がいなかったため、投薬を受け安静にした後帰宅した。しかし、蕁麻疹や目の腫れ、動悸が翌29日になっても治まらなかったため、再度宇治武田病院を受診したところ、同日の血液検査の結果小麦とグルテンの抗体価が上昇していたことや、症状の程度を受けて、医師から小麦摂取の完全禁止を指示された。

ウ 原告Lは、その後も二、三か月毎に宇治武田病院を受診した。平成24年7月30日に、医師から、小麦はつなぎまでは食べてもよいと指示されたが、このころ入浴後には上肢や腹部が赤くなるが続いており、平成25年5月14日当時も、アレロックを服用しているものの蕁麻疹が上半身中心に特に顔に2日に1回くらい出ており、お菓子を食べた場合にも出るという状態であり、血液検査及びプリックテストで陽性反応が出た。

エ 原告Lは、平成24年5月28日の症状により強い恐怖と不安を受け、以降小麦製品を摂取しないよう気を付けた生活を余儀なくされている。また、本件アレルギー罹患以降二、三か月に1回のペースで医療機関を受診し、ザイザルの投薬を受け、またアレロックを毎朝晩服用するとともに、かゆみ止めの薬（ロコイド）も毎日使用している。このような通院は家事を休むなどの休業を伴い、診察料、薬代の負担もある。原告Lは、同日の重篤な症状を受け、医師から小麦製品の完全除去を指示されて以降、平成28年4月に至っても小麦をとっていない状態であり、気付かずに小麦を摂取してしまった後の行動制限も負担が大きい。食事制限のため、外食や旅行も制限されている。食品だけでなく、シャンプーや化粧品に小麦が含まれていないかも気にする必要がある。平成28年に外食で生パスタやパンを食べたところ、顔全体が腫れ上がり、特に片目が開かないほどの状態になったものであり、アレルギー症状が残っている。出勤前には小麦製品をとらないようにしているが、赤みや痒みが出た場合、これらによる仕事

への影響も懸念される。

オ 以上の事情に鑑み、原告Lの精神的経済的損害は、悠香からの既払金を控除しても500万円を下らない。また、原告Lは、本件石鹼及びグルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余儀なくされ、これによる損害は50万円を下らない。

## (2) 被告らの主張に対する反論

### ア 血液検査

被告らは、原告Lの血液検査及びプリックテストの結果が回復傾向を示す旨主張するが、同各検査結果によれば、平成25年5月14日時点においても血液検査について小麦及びグルテンのいずれについても陽性、プリックテストも陽性と、回復は極めて緩慢である。実際、原告Lは、平成26年9月26日及び同年12月6日、医師に、小麦を食べていない旨申告している。

### イ 小麦製品の摂取状況

原告Lは、平成23年12月26日に初めてアレルギー症状の原因が小麦であることを認識したのであり、それまでは原因が分からないまま小麦製品を摂取していた。その後も医師から小麦製品摂取を禁じられるまでは一時的に少量の小麦を摂取することがあったが、その結果、平成24年5月28日に前記(1)イの症状を発症した。その後も摂取することができる小麦の量は、つなぎに使用されている程度であり、また、ザイザルを服用した上でのことであり、制約なく小麦製品を摂取できていたわけではない。

### ウ 因果関係

原告Lは、グルパール19Sのプリックテストで陽性が確認されており、平成24年5月28日にパン等を摂取してアナフィラキシー症状を呈したのであって、このような症状はこれまでなかったのであるから、同各症状は本件アレルギーによるものである。

## 2 被告フェニックスの主張

原告Lの本件アレルギーによる症状は、いずれも蕁麻疹と顔の腫れ等であり、比較的軽度である。平成24年5月28日に全身蕁麻疹が生じた事実はない。また、原告Lは、エピペンを継続的に処方されておらず、アナフィラキシーショックを想定した投薬を受けていない。

原告LのI g E抗体値について、平成25年5月14日当時小麦及びグルテンのいずれについてもクラス1であった。同検査からすでに4年経過し、現時点では陰性化していると推定できる。

原告Lは、平成24年3月27日時点でうどんもパンも食べる事ができていた。

原告Lは、ヤケヒョウダニ（クラス3）、ハウスダスト1（クラス3）、スギ（クラス5）、ヒノキ（クラス3）、ブタクサ（クラス1）、カニ（クラス2）、エビ（クラス2）の重篤なアトピー素因を有する。

## 3 悠香の主張

原告Lの小麦特異的I g E抗体価は、平成23年12月26日、0.45と擬陽性であり、当初から特段の支障なく小麦製品を摂取できる状態にあったと考えられる。

小麦特異的I g E抗体価が陽性である期間における原告Lの通院日数は0日（総通院日数でも17日）で、症状による入院はなく、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。

原告Lは、平成23年12月26日ころパンやうどんを食べており、小麦製品を継続して摂取できていたほか、主な症状の主訴は蕁麻疹のみであり、症状は軽微である。また、もともと温まると蕁麻疹が出るほか、運動後や入浴後に体が赤くなる症状を有しており、小麦摂取と関係なく蕁麻疹を発症していたのであり、蕁麻疹が本件アレルギーによるものか不明である。

また、原告Lは、花粉症の既往があり、アレルゲンであるヤケヒョウダニ1

0.90 (クラス3), ハウスダスト(1)10.40 (クラス3), 杉花粉74.50 (クラス5), ヒノキ9.89 (クラス3), ブタクサ0.51 (クラス1), カニ2.55 (クラス2), えび2.53 (クラス2), カモガヤ76.00 (クラス5) に反応しており, 訴えている症状が本件アレルギーによるものか不明である。

さらに, イネ科花粉症から合併して小麦に対するFDEIAを発症する者もいるところ(乙イB27), 原告Lはアレルゲンとしてのカモガヤに反応を示しており, イネ科花粉症の疑いがあり, これにより小麦に対するアレルギーを発症した可能性がある。

#### 4 被告片山化学の主張

被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

#### 5 当裁判所の判断

##### (1) 原告Lの症状経過等

前記前提事実及び認定事実, 証拠(甲個24の4の1, 個24の4の2ほか後掲)並びに弁論の全趣旨によれば, 原告Lの症状経過等に関し, 以下の事実が認められる。

##### ア 原告Lの本件石鹸使用等

原告L(昭和44年2月16日生)は, 平成21年1月22日本件石鹸の購入を開始し, 同月以降, 同年12月ころまでの間, 本件石鹸を, 同年6月ころまでは毎朝晩の洗顔に, 同月以降同年12月ころまでは体を洗うのに使用した(甲個24の3の1)。

##### イ 原告Lの症状経過等

原告Lは, 平成23年10月ころ, 本件石鹸による被害情報に係る報道に接し, このころ以前から顔に痒みが生じるなどしていたため, 同年12月26日, 宇治武田病院を受診し, 血液検査及びプリックテストを受けたところ, 血液検査では, 小麦について0.60(クラス1), グルテンに

5 ついて0.60（クラス1）、ω5グリアジンについて陰性であり（甲個24の2の1・3，4枚目）、プリックテストでは、グルパール19Sについて陽性反応を示した（同・1枚目）。原告Lは、その後も、小麦製品を摂取して、蕁麻疹が出たり（同・2枚目）、顔が赤らんだり（同・2，3枚目ほか）、目の周りに掻痒を伴う湿しんができたりした（乙イ個24の2の1・6頁）。原告Lは、平成25年5月14日血液検査を受け、小麦について0.64（クラス1）、グルテンについて0.41（クラス1）であり、同月20日に受けたプリックテストでは、グルパール19Sについてなお陽性反応を示した（同・甲個24の2の2・4，5枚目）。

10 ウ 原告Lの既往歴等

原告Lは、本件当時、カニ、エビアレルギーを有しており、花粉症であった（乙イ個24の2の1・3頁）。

エ 原告Lの主張について

15 原告Lは、平成22年1月ころから小麦製品摂取後に目や鼻が痒くなり、鼻水が止まらないようになったことがあったなどと主張し、原告L作成の陳述書はこれに沿う。しかし、その余にこれを裏付ける証拠はなく、また、同症状が小麦製品摂取後のものであることや、本件アレルギーによるものであることを認めるに足りる証拠はない。

20 また、原告Lは、平成24年5月に小麦製品を摂取して全身蕁麻疹を発症した旨主張するが、原告Lが医療機関（宇治武田病院）を受診したのは翌日であったことや、その宇治武田病院のカルテによれば、診察医が原告Lに蕁麻疹を認めたものの、アレグラを処方するにすぎなかったこと（甲個24の2の1・3枚目）などを考慮すれば、当時、原告Lが、比較的程度の重い症状である全身の蕁麻疹を発症したことを認めるに足りない。

25 (2) 原告Lの損害及び損害額

症状の内容及び経緯に照らせば、平成23年10月ころに発症した顔のか

ゆみや蕁麻疹等は、本件アレルギーによるものと推認できる。原告Lは、遅くとも平成23年10月ころに本件アレルギーを発症した。原告Lについて、平成23年10月以降、本件石鹼の使用中止後5年5か月経過時点である平成27年5月ころまでに、本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく、また、同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。原告Lは、平成23年10月から平成27年5月までの間の3年8か月、本件アレルギーに罹患しており、本件アレルギーにより、蕁麻疹等の症状を発症した。

以上を勘案し、原告Lの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 140万円

既払金控除 120万円

弁護士費用 2万円

合計 22万円

よって、原告Lの請求は、被告フェニックスに対し、22万円及びこれに対する平成24年11月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

#### 第14 原告Mの損害

##### 1 原告の主張

###### (1) 原告Mの症状経過等

ア 原告Mは、平成20年ころから平成23年3月ころまでの間、本件石鹼を毎晩の洗顔に使用した。平成24年6月8日福井大学附属病院で、本件アレルギーの確定診断を受けた。

イ 原告Mは、平成21年10月ころから運動中に体に痒みを感じ始めた。その後、平成22年7月2日午後2時ころにパンを食べ、午後7時ころ春巻きか餃子のどちらかを食べた後、荷物を運んでいたところ、両目がかゆくなり、充血し、眼瞼や両ほほ等の腫れが進行し、目が開かなくなった。

夫の運転で丹南病院を受診し、このとき眼瞼浮腫及び結膜の充血があったものの原因が分からず、アレルギー性結膜炎と診断され、抗アレルギー剤エバステルの処方を受けた。

原告Mは、平成22年12月7日朝、全身に発赤、発疹、痒み、目の腫れを伴う蕁麻疹が出たため、平井皮ふ科を受診した。平成23年3月にも、パンを食べ、その直後ソフトバレーボールをしたところ、抗アレルギー剤を服用しているにもかかわらず、両目及び両ほほの顔全体がひどく腫れた。また、このころ、痒みや発赤が日常的に出ていた。同月、平井眼科で血液検査を受けたところ、小麦の値が113.00（基準値1.39）と高く、小麦アレルギーであることが分かった。その後、悠香からはがきで本件アレルギーを知り、同年6月8日福井大学附属病院でプリックテストを受け、本件アレルギーであることが分かった。

原告Mは、その後も一口程度の小麦製品の摂取で運動後に痒みや眼瞼腫脹が出、発赤や発疹等が日常的に出ているため、ザイザルを毎日服用し、定期的に病院を受診し処方を受けている。

ウ 原告Mは、平成21年7月ころ以降本件アレルギーの症状に悩まされてきており、直近の通院日である平成29年6月16日時点でも引き続き食事をして運動をすると顔が腫れたり、痒みが出たり、発赤が出たりしている。平成22年7月2日の前記症状を発症し原因の分からない恐怖を経験してから、いつ同じような症状が出るか不安な日々を過ごしている。通院回数は100回程度にも及ぶ。

小麦製品全般につき前記恐怖のために摂取することができず、摂取後は趣味のソフトボールはおろか外出もできない。旅行もできず、外食も困難になり、人間関係にも大きな影響がある。家事の負担も増えた。また、小麦摂取による体調不良等により仕事にも影響が出ており、精神的負担等は大きい。

エ 以上の事情に鑑み、原告Mの精神的経済的損害は、悠香からの既払金を控除しても500万円を下らない。また、原告Mは、本件石鹼及びグルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余儀なくされ、これによる損害は50万円を下らない。

5 (2) 被告らの主張に対する反論

ア 血液検査

原告Mは、平成24年6月8日以降血液検査を受けていないが、前記(1)イのとおり、現時点においても小麦摂取後運動すると症状が出ており、特段の支障なく小麦製品摂取可能であるとはいえない。

10 イ 因果関係

被告らは、血液検査でのスギやダニへの反応を指摘するが、本件アレルギーと関係はなく、特別なものではない。

2 被告フェニックスの主張

15 原告Mの本件アレルギーによる症状は、最も重いものでも顔の腫れや蕁麻疹にとどまっており、意識障害や血圧低下を伴うものではなく、アナフィラキシーショックとはいえない。また、原告Mは、エピペンを継続的に処方されておらず、アナフィラキシーショックを想定した投薬を受けていない。

20 原告MのIgE抗体値について、平成24年6月8日当時小麦及びグルテンのいずれについてもクラス2であったが、これが最終抗体値検査であり、同検査からすでに5年経過し、現時点では陰性化していると推定できる。

原告Mは、平成25年9月27日ころ週3回ソフトバレーがある日は昼から小麦製品を避けているにすぎず、一口くらいならパン、クッキー、ケーキを食べることもできていた。

25 原告Mは、スギ及び大豆でIgE抗体値陽性であり、アレルギー性鼻炎、花粉症のアトピー素因を有する。

### 3 悠香の主張

原告Mの小麦特異的 I g E 抗体価は、平成 24 年 6 月 8 日、1.29（クラス 2）であるが、以降抗体価検査を受けていない。同検査から 5 年 6 か月経過し、同 I g E 抗体価はかなり以前の時点で陰性化していると考えられる。

5 小麦特異的 I g E 抗体価が陽性である期間における原告Mの通院日数は 37 日で、症状による入院はない。

原告Mは、本件アレルギー発症後時期が不明であるがパンを食べているほか、平成 25 年 9 月 27 日ころソフトバレーがある日には昼以降小麦製品を避けているという状態にすぎなかったから、運動をしなければ、小麦摂取可能であった。本件アレルギーによる症状についても、眼や額の腫れといったものにとどまり、救急搬送等の事実もなく、症状は軽い。

10 また、原告Lは、アレルギーであるスギ 1.29、カンジダ 1.98、ヤケヒョウダニ 0.43、コナヒョウダニ 0.48、ハウスダスト 1・0.50、ハウスダスト 2・0.48 に反応しており、大豆も陽性とされていることを考慮すると、訴えている症状が本件アレルギーによるものか不明である。

### 4 被告片山化学の主張

被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

### 5 当裁判所の判断

#### (1) 原告Mの症状経過等

20 前記前提事実及び認定事実、証拠（甲個 28 の 4 の 1、個 28 の 4 の 2 ほか後掲）並びに弁論の全趣旨によれば、原告Mの症状経過等に関し、以下の事実が認められる。

#### ア 原告Mの本件石鹼使用等

25 原告M（昭和 38 年 6 月 15 日生）は、平成 20 年ころ友人から本件石鹼を分けてもらい、また同年 9 月以降自分でも購入して友人に分けるなどし、平成 20 年ころから平成 22 年末ころまでの間、本件石鹼を、毎晩の

洗顔に使用した（甲個28の3の1，個28の4の1）。

イ 原告Mの症状経過等

原告Mは，平成22年7月2日，昼食後午後2時ころにパン等を食べ，夕食にも小麦製品を摂取して，車で子供を迎えに行き，荷物を運ぶなどしていたところ，両眼が痒くなり，両眼瞼浮腫や結膜の充血等が生じたため，午後9時半ころ公立丹南病院の救急外来を受診した（甲個28の2の1・21頁，個28の2の2）。受診時，原告Mのバイタルサインは，血圧104／75，体温36.6℃であった（甲個28の2の2）。同眼瞼浮腫等は，翌日になっても治まらず，同月5日にも腫れの強かった右目周囲の腫れは治まらなかった（甲個28の2の3）。

原告Mは，同年12月7日，全身に発赤，発疹，痒み，眼の腫れを伴う蕁麻疹が生じたため，平井皮膚科を受診し，血液検査等をしたが，原因は分からなかった（甲個28の2の4）。その後，原告Mは，平成23年3月28日，平井眼科内科クリニックで血液検査を受けたところ，小麦について検査値が113.00（1.39以下が陰性）であり（甲個28の2の7），悠香から本件アレルギーに関するハガキを受け（甲個28の3の1），精査のため，福井大学医学部附属病院を受診した（甲個28の2の1）。同病院で，平成24年6月8日に受けた血液検査では，小麦について1.29（クラス2），グルテンについて1.92（クラス2），ω-5グリアジンについて陰性であり（甲個28の2の1・18頁），グルパール19Sのプリックテストでは陽性反応を示した（甲個28の1の1，個28の2の1・21頁）。また，原告Mは，平成25年9月27日にもグルパール19Sのプリックテストを受けたが，陽性であった（甲個28の2の1・24頁）。

ウ 原告Mの既往歴等

原告Mは，本件当時，スギやダニ，ハウスダストについてアレルギーを

有していた（甲個28の2の4・4頁）。

エ 原告Mの主張について

原告Mは、平成21年10月ころから運動中に体に痒みが出始めた旨主張し、カルテ上も、原告Mが同様の主訴をしていたことが認められる（甲個28の2の1・21頁ほか）。しかし、その経緯も不明であり、痒みの生じた場所も明らかではないから、同主訴をもって、原告Mが同月ころに本件アレルギーを発症したことを認めるに足りない。

また、原告Mは、平成28年5月以降にも、小麦製品摂取後に顔が腫れるなどのアレルギー症状を発症した旨主張し、相木病院のカルテにも同趣旨の記載がある（甲個28の2の6）。しかしながら、同カルテは、その記載が原告の主訴にすぎないのか、医師が確認した事項であるのか判然としないものであり、このころのアレルギー検査結果も添付されていないものであるから、当該カルテの記載をもって、原告Mが平成28年5月以降にも小麦製品摂取後アレルギー症状を発症したと認めることはできない。その余に同事実を認めるに足りる証拠はない。

(2) 原告Mの損害及び損害額

症状の内容及び経緯に照らせば、平成22年7月に発症した眼瞼浮腫等の症状は、本件アレルギーによるものと推認できる。原告Mは、遅くとも平成22年7月ころに本件アレルギーを発症した。原告Mについて、平成22年7月以降、本件石鹼の使用中止後5年5か月経過時点である平成28年5月ころまでに、本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく、また、同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。原告Mは、平成22年7月から平成28年5月までの間の5年11か月、本件アレルギーに罹患しており、本件アレルギーにより、全身蕁麻疹等の症状を発症した。

以上を勘案し、原告Mの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 180万円

既払金控除 168万円

弁護士費用 1万2000円

合計 13万2000円

5 よって、原告Mの請求は、被告フェニックスに対し、13万2000円及びこれに対する平成24年11月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

## 第15 原告Nの損害

### 1 原告の主張

#### 10 (1) 原告Nの症状経過等

ア 原告Nは、平成21年3月ころから同年6月ころまでの間、及び同年9月に、本件石鹸を毎朝晩の洗顔に使用した。平成24年7月3日滋賀医科大学医学部付属病院で本件アレルギーの確定診断を受けた。

15 イ 原告Nは、平成21年9月ころ、本件石鹸で洗顔後すぐに顔全体が赤くなり、痒みが生じ、これらが数時間続いたが、その後も本件石鹸使用後同様に顔全体が痒くなることが続いた。痒みの原因が本件石鹸にあるのではないかと思い、同月ころ本件石鹸の使用を中止した。

20 原告Nは、同月中旬ころから秋分の日ころの間のどこかで、昼食にパンを食べ、おやつにまんじゅうを食べて公園の駐車場まで荷物を取りに行っていたところ、急に、左上唇が毛虫に刺されたように腫れ、その後腫れが顔全体や背中全体にまで広がったため、帰宅した。翌朝には症状が治まっていたため、病院へは行かなかった。同年10月1日出勤直後上唇が腫れ、その後顔全体が腫れてきて、目が開けられない状態になり、背中や腹部、お尻、手のひら、足の裏、太腿が腫れ上がり、全身が真っ赤になって痒みが出、全身ミミズ腫れのようなになった。原告Nは、仕事を早退し、瀬田医院を受診したが、アレルギーと診断されるのみで原因は分からなかった。そ

25

の後、2週間に一度程度、朝食で小麦等をとった後の午前中、小走りを開始して5分後くらいのときに、動悸、唇のしびれ、蕁麻疹、紅潮を見るようになった。

原告Nは、平成22年1月13日朝食にパンを食べ、出勤後ロッカーまで小走りで移動したところ、その後の仕事に目がちかちかし、動悸も激しくなり、全身が痒くなり、意識が遠のく感じがした。その場がオープンの近くであったため、そばを離れようとしたところ、目の前が真っ白になって意識を失い倒れた。このとき、同僚に支えられたため、床に頭を打つなどはなく、一、二分で意識が戻ったが、その後も全身に痒みがあり、強い悪寒がし、腹痛もあったため、医務室で休んだ後仕事を早退し、湖山クリニックを受診した。同クリニックでの血液検査では原因は分からなかったが、原告Nの当該症状は、アナフィラキシーショック又はこれに準ずる症状である。原告Nは、同月14日大津市民病院を受診し、血液検査を受けたところ、小麦30.4(クラス4)、グルテン42.5(クラス4)であり、医師から、小麦が原因の食物依存性運動誘発アナフィラキシーの疑いであると診断され、また、なるべく小麦の摂取をしないこと、摂取した場合食後の運動には注意することを指示され、ポララミン錠(抗ヒスタミン)を処方された。

ウ 原告Nは、その後、休日等外出しない日にパン等を食べて家事や階段の上がり降りをしたときに、背中が痒くなったり、唇が腫れたりすることがあったが、しばらく安静にすると症状が治まったため、病院へは行かなかった。平成23年春に昼食に唐揚げを食べ、二、三時間後に山登りをしたところ、30分程度で突然唇がしびれ、全身に痒みが出て、顔全体が腫れ、呼吸が苦しく動悸が出たため、山登りを止めた。下山後も顔の腫れはおさまらず、帰宅後ポララミンを服用した。ポララミンがまだ手元にあったため、病院へは行かなかった。平成24年2月ころ、昼食にとんかつを食べ、

仕事をしていたとき、目がちかちかし、動悸が激しく、顔が腫れ、かゆくなってきた。その後30分程度仕事をした後薬を飲んで安静にし、仕事に戻ろうと立ち上がった瞬間に意識がなくなり倒れた。同僚が担架で医務室まで運んでくれており、1分ほどで意識は戻ったが、その後も二、三時間ほど安静にしていた。1日程度で症状が治まり、薬も手元にあったため、  
5 病院へは行かなかった。

原告Nは、その後も仕事がない日等にパンを食べたりすると、唇がしびれて腫れたり、背中全体が痒くなり、動悸がしたりすることが何度かあった。症状の出方が分かってきて、唇がしびれて腫れたときにはすぐに横になって休んで呼吸を整えて30分ほど安静にしていると症状が治まるため  
10 最近では病院へ行っていないが、現在も、小麦製品を食べたときに口の中にピリッとする違和感があり、平成29年4月にも唇がしびれたことがあった。

エ 原告Nは、これまで意識喪失、呼吸苦等アナフィラキシーショックに準  
15 ずる症状という生命の危機を経験し、以降も現在に至るまで、その恐怖を感じながら生活している。平成29年6月13日時点の血液検査においてもグルテンが0.62と上限値を超えている。また、原告Nは、製菓店に勤めているため、小麦類への接触を避けるために配置転換をしてもらい、意識喪失のときに同僚に医務室に運んでもらうなどの迷惑を掛けており、  
20 重篤な症状のために仕事に行けない日もあり、仕事への影響が大きい。小麦製品摂取は夜等体を動かすことが無いときのみで、摂取後は安静にする必要があり、制約も大きい。

オ 以上の事情に鑑み、原告Nの精神的経済的損害は、悠香からの既払金を控除しても700万円を下らない。また、原告Nは、本件石鹼及びグルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余儀なく  
25 され、これによる損害は70万円を下らない。

## (2) 被告らの主張に対する反論

### ア 血液検査

被告らは、平成22年1月14日から平成24年7月3日にかけて血液検査の結果が低下した旨指摘するが、同日時点の検査結果は、小麦3.26（クラス2）、グルテン4.11（クラス3）と高い。同日のプリックテストにおいてもグルパール19S0.01%で陽性反応が出ていたのであるから、原告Nが同日ころ小麦摂取可能であったとはいえない。実際に、原告Nは、現在においても小麦摂取したときに顔や背中等がかゆくなる症状が出ており、ポララミンを常に携帯している。

### イ 小麦製品の摂取状況

原告Nの小麦摂取は、夜等もう運動しなくてよいときのみであり、特段の支障なく小麦摂取できているわけではない。

## 2 被告フェニックスの主張

原告Nの本件アレルギーによる症状は、最も重いものでも全身の蕁麻疹や意識の消失であるが、意識消失自体は一、二分で何の治療を施すことなく自然に治ったものであり、比較的軽微であり、アナフィラキシーショックとはいえない。また、原告Nは、エピペンを継続的に処方されておらず、アナフィラキシーショックを想定した投薬を受けていない。

原告NのI g E抗体値について、平成22年1月14日当時小麦及びグルテンのいずれについてもクラス4であったが、平成29年6月13日には小麦とグルテンのいずれについてもクラス1（擬陽性）となっていた。

原告Nは、平成24年7月3日時点で夜などもう運動しなくてもよいときには小麦製品を摂取しており、同月10日のプリックテスト時には、明らかな呼吸苦や全身反応はなかった。

原告Nは、平成24年7月10日を最後に、医療機関の診療、又は薬剤の処方を受けていない。

### 3 悠香の主張

原告Nの小麦特異的 I g E 抗体価は、平成22年1月14日、30.4（クラス4）であったが、平成24年7月3日にはクラス2に低下しており、平成29年6月13日にはクラス1（擬陽性）となっており、回復傾向が明らかである。遅くとも同日時点で特段の支障なく小麦摂取可能な状態にあったと考えられる。

小麦特異的 I g E 抗体価が陽性である期間における原告Nの通院日数は10日で、症状による入院はなく、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。

原告Nは、平成24年7月3日ころ夜など運動しなくてよいときには小麦製品を食べており、小麦製品を継続摂取できていた。また、原告Nは、最終通院日である平成24年7月2日以降、小麦アレルギー発症の心配がなくなったため、長期にわたり通院しなかった。

### 4 被告片山化学の主張

被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

### 5 当裁判所の判断

#### (1) 原告Nの症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠（甲個29の4の1，個29の4の2ほか後掲）並びに弁論の全趣旨によれば、原告Nの症状経過等に関し、以下の事実が認められる。

#### ア 原告Nの本件石鹸使用等

原告N（昭和38年2月4日生）は、平成21年3月4日本件石鹸の購入を開始し、同月ころから同年6月ころまでの間及び同年9月ころ、本件石鹸を毎朝晩の洗顔に使用した（甲個29の3の1）。原告Nは、同月ころ、本件石鹸での洗顔後顔が赤くなったり痒くなったりしたため、本件石鹸の使用を中止した。

## イ 原告Nの症状経過等

原告Nは、平成21年9月ころより、前記アのとおり、本件石鹼使用により、顔面の掻痒や発赤が生じていたが、同年10月1日、朝食にたまごトースト等を食べたところ、全身に発赤、眼に腫脹が生じたため、近医の瀬田医院を受診したが、原因は分からなかった（甲個29の2の3・2頁）。  
5  
その後も、同様の症状が生じるなどした（同・2頁）。平成22年1月13日、朝食にパン等を食べ、その後仕事をしていたところ、口唇がしびれ、全身が真っ赤になり、歩く途中で一、二分意識を失うことがあった。このとき、原告Nは、近医の湖山クリニックを受診し、このときの原告の血圧は120/80であり、腹痛はあったものの下痢はなかった（甲個29の2の4・2頁）。その翌日、同症状に係る精査のため、瀬田医院を受診し、同医院医師は大津市民病院に原告Nを紹介した（甲個29の2の3・4頁）。原告Nが同日同病院で血液検査をしたところ、小麦について30.4（クラス4）、グルテンについて42.5（クラス4）であったため、同病院医師は、小麦によるFDEIAを疑い、原告Nに対し、食事（特に小麦）及び食後の運動について注意するよう指示した（甲個29の2の1・1、7頁）。その後、原告Nは、小麦製品を摂取して、意識を失うなどしたことがあった。原告Nは、さらに精査を希望し、同病院の紹介を受け、滋賀医科大学付属病院を受診し、平成24年7月3日、血液検査を受けたところ、小麦についてクラス2、グルテンについてクラス3、 $\omega$ -5グリアジンについて陰性であり（甲個29の2の2・15頁）、同月10日、グルパール19Sのプリックテストを受けたところ、0.1%の濃度で陽性であった（甲個29の1の1）。

原告Nは、同病院で、平成29年6月13日に血液検査をしたところ、小麦について0.36（クラス1）、グルテンについて0.62（クラス1）であり（甲個29の1の3）、同月20日にプリックテストをしたと

ころ、グルパール19S0.1%につき陽性反応を示した。

ウ 原告Nの既往歴等

原告Nは、本件当時、アレルギー皮膚炎の既往を有していた（甲個29の2の4）。

5 エ 原告Nの主張について

原告Nは、平成27年2月以降も小麦製品を摂取して、口の中がピリッとする違和感や唇がしびれるなどのアレルギー症状が生じている旨主張し、平成29年6月時点の血液検査及び原告N作成の陳述書（甲個29の4の2）はこれに沿う。しかし、血液検査の結果の高低とアレルギー症状の誘発の有無とは必ずしも相関しないのは前記認定のとおりであるところ、同血液検査の結果及び陳述書の記載のみでは、原告Nが平成27年2月以降もなお、小麦製品を摂取後にアレルギー症状を発症することを認めるに足りない。また、平成29年6月時点のプリックテストの結果は、グルパール19Sに関するもので、パンや小麦に関するものではなく、これも原告Nの小麦アレルギーの有無を判断するのに適切とはいえない。その  
10 余に、原告Nが平成27年2月以降も小麦製品摂取後アレルギー症状を発症する状態にあったことを認めるに足りる証拠はない。

(2) 原告Nの損害及び損害額

症状の内容及び経緯に照らせば、平成21年9月に発症した顔面の掻痒・  
20 発赤や、平成22年1月等に発症した意識消失等の症状は、本件アレルギーによるものと推認できる。原告Nは、遅くとも平成21年9月ころに本件アレルギーを発症した。原告Nについて、平成21年9月以降、本件石鹸の使用中止後5年5か月経過時点である平成27年2月ころまでに、本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく、また、同月以降も本件ア  
25 レルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。原告Nは、平成21年9月から平成27年2月までの間の5年6か月、本件アレルギーに罹患

しており、本件アレルギーにより、意識消失等の症状を発症した。

以上を勘案し、原告Nの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 210万円

既払金控除 150万円

5 弁護士費用 6万円

合計 66万円

よって、原告Nの請求は、被告フェニックスに対し、66万円及びこれに対する平成24年11月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

## 10 第16 原告Oの損害

### 1 原告の主張

#### (1) 原告Oの症状経過等

15 ア 原告Oは、平成21年冬から平成23年春までの間、本件石鹸を毎朝晩の洗顔（ダブル洗顔）に使用していた。平成24年10月22日本件アレルギーの確定診断を受けた。

20 イ 原告Oは、小学校の教員であるが、平成22年夏ころから、目の違和感や鼻づまり等の症状を感じるようになった。平成22年10月27日、給食にパンとシチューを食べた後、特に意識的に体を動かしていないのに、30分くらいしてから急に、前が見えなくなるほど目が腫れ、鼻が詰まり、呼吸が苦しくなった。自分で車を運転することができなかつたので、同僚の車で奈良県立三室病院を受診した。受診時、呼吸困難、鼻づまり、目の腫れがあり、SpO<sub>2</sub>は97から98%であった。原告Oは、当時、アレルギー性鼻炎と診断されたが、上記症状はアナフィラキシーショックに準ずる症状である。医師から仕事を休むよう勧められたが、仕事を休まなかつた。顔の腫れが完全に引くまでは1週間くらいかかった。

25 原告Oは、平成23年8月29日、朝食にパンを食べ、遠足の下見に徒

歩で1時間くらい歩いていたとき、急に目が腫れ、かゆくなり、鼻が詰まってきた。原告Oは、遠足の下見を中止して、同僚に車で三室病院に運んでもらったが、流涙、両眼搔痒感があるとしてアレルギー性鼻炎と診断され、点眼薬と軟膏を処方された。腫れが引くのは前回と同じく1週間くらいかかった。また、同年10月3日、自宅で昼ご飯にお好み焼きを食べたところ、すぐに息が苦しくなり、立っていられなくなり、顔が大きく腫れ、かゆくなったため、夫に天理よろづ病院へ運んでもらった。同病院では、アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎と診断されたが、このときの症状も、アナフィラキシーショックに準ずる症状であった。

10 医師から、アレグラや軟膏等を処方されたが、腫れが引くまでやはり1週間くらいかかった。同病院でRASTアレルギー検査を受けたところ、小麦3.18、グルテン5.72であり、いずれも陽性であった。同年12月26日、同病院医師から、本件アレルギーと診断され、数年は小麦製品の摂取をしないように指示された。

15 ウ 原告Oは、小麦をできる限り避け、アレグラを内服していたため、症状があまりでなかったが、平成24年10月22日の血液検査では、小麦クラス1(0.54)、グルテンクラス2(0.72)であり、グルパール19Sのプリックテストでは4+の強い陽性反応が出ていた。平成26年2月13日、医師から、アレグラ内服を継続しながら、鎮痛薬服用後の摂取や食後の運動を避けた上で、少しずつ小麦を摂取することをすすめられたが、この時点においてもなおアレグラ服用の上少量のみ摂取できたにすぎないもので、生活上の制限は大きかった。同年3月27日においても医師からの指示内容は変わらなかった。

25 原告Oは、平成27年3月まで毎朝晩薬を服用していたが、医師から、様子を見ながら薬の量を減らすよう助言を受け、以降毎朝のみの服用とした。ただし、医師は、このときも、鎮痛薬服用や食後の運動を避けること、

小麦を傷のついた手で直接接触するなど経皮感作に注意するよう指示しており、原告〇のアナフィラキシー症状発症の危険性を懸念していた。原告〇は、平成28年10月に奈良県立医科大学付属病院を受診した際、医師から、アレグラは調子が良ければ隔日にしてみて状態に合わせて減らしていてもよい、ただし、あまり運動しないようにと指示された。

エ 原告〇は、平成22年10月以降平成28年10月に至るまで6年間にわたり通院加療を続け、通院日数は40日を超え、治療費も少なくとも9万9210円かかった。原告〇の教員の仕事は、代替が困難であるが、アレルギー症状が出たときは仕事を休まざるを得ず、10日以上休んだが、原因が分からず、また通院も十分にできず、苦しい思いをした。原告〇は、医師からの指示もあり、小麦を一切口にすることが無く、平成25年8月ころからようやくつなぎ程度の小麦を摂取することができるようになったが、アレグラの服用は継続し、鎮痛薬服用後の摂取や摂取後の運動は避けていた。平成26年に小麦少量摂取等が可能となったのも、アレグラ服用の上、鎮痛薬服用や摂取後の運動を避けてのことで、自由に摂取できるわけではなかった。平成26年2月13日の血液検査において、グルテンの特異的IgE抗体価は0.19と陰性化していたが、医師からの指示のとおり、アレグラの摂取や食後の運動を控えなければ症状を発症する状態にあった。最近はやを飲まない日もあるが、何度もつらい思いをしてきた経験から、なおアレルギー症状発症に対する不安・恐怖感は強く、自由に制限なく小麦を食べることができる状態にはない。仕事において、自分だけパンを食べないなど、食育の観点から影響もあるし、家族や同僚にも迷惑をかけるなど影響が出ている。大きな症状が出ていないのは、原告〇が、アレグラを服用しながら、食後は運動をしないように注意しながら、少しずつ摂取量を増やしていくなどした努力の結果にすぎず、これをもって治癒したと評価することはできない。

オ 以上の事情に鑑み、原告○の身体的精神的経済的損害は、悠香からの既払金を控除しても500万円を下らない。また、原告○は、本件石鹼及びグルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余儀なくされ、これによる損害は50万円を下らない。

5 (2) 被告らの主張に対する反論

ア 血液検査

被告らは、平成25年1月に原告○の小麦及びグルテン特異的IgE抗体価が陰性化していたことを指摘するが、原告○は、平成24年10月22日に受けた0.01%グルパール19Sのプリックテストで陽性反応を示している。

10

イ 小麦製品の摂取状況

原告○の小麦摂取は、アレグラ内服しながら、鎮痛薬服用後の摂取や摂取後の運動を避けながらのものであり、自由に摂取できるというものではなく、制限は大きかった。そして、原告○は、平成26年3月27日以降も、アレグラの処方を受けているのであり、制限の程度は変わらない。

15

2 被告フェニックスの主張

原告○の本件アレルギーによる症状は、いずれも眼の腫れや呼吸苦等にとどまり、最も重いものでも血圧低下や意識障害を伴うものではなく、アナフィラキシーショックとはいえない。また、原告○は、エピペンを継続的に処方されておらず、アナフィラキシーショックを想定した投薬を受けていない。

20

原告○のIgE抗体値について、平成23年10月12日当時小麦はクラス2、グルテンはクラス3であったが、平成25年1月7日には小麦について陰性となり、同年7月25日にはグルテンも陰性となった。

原告○は、平成23年10月12日時点でパンをよく食べており、平成25年8月15日には医師から小麦製品を少量摂取することから開始してもよいと言われ、平成26年2月13日ころ小麦を少量摂取しても症状が出現しない状

25

態となっていた。

### 3 悠香の主張

原告〇の特異的 I g E 抗体価は、平成 24 年 8 月 27 日、0.54 と擬陽性化しており、平成 25 年 1 月 7 日には陰性化していたから、回復傾向が明らかであり、遅くとも平成 24 年 8 月 27 日ころ特段の支障なく小麦製品を摂取できる状態にあったと考えられる。

小麦特異的 I g E 抗体価が陽性である期間における原告〇の通院日数は 6 日で、症状による入院はなく、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。

原告〇は、平成 26 年 2 月 13 日ころ小麦を少量摂取しても症状の出現はなく、同年 3 月 27 日ころはラーメン等の小麦製品を食べても問題はなかったのであり、小麦製品を継続摂取できていたほか、原告〇の主な症状の主訴は、顔面の腫れであり、症状が軽微である。

### 4 被告片山化学の主張

被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

### 5 当裁判所の判断

#### (1) 原告〇の症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠（甲個 30 の 4 の 1，個 30 の 4 の 2 ほか後掲）並びに弁論の全趣旨によれば、原告〇の症状経過等に関し、以下の事実が認められる。

#### ア 原告〇の本件石鹸使用等

原告〇（昭和 36 年 8 月 4 日生）は、母親が購入した本件石鹸を分けしてもらい、平成 21 年冬ころから平成 23 年 4 月ころまでの間、本件石鹸を毎朝晩の洗顔に使用した（甲個 30 の 3 の 1，個 30 の 4 の 1）。

#### イ 原告〇の症状経過等

原告〇は、平成 22 年 10 月 27 日、職場である小学校で給食にパンと

シチュー等を食べた後、鼻詰まりや目の腫れが生じ、奈良県立三室病院を受診した（甲個30の2の1・6頁）。同病院で血液検査を受けたが、原因は分からず、同病院医師は、アレルギー性鼻炎と診断した（同・3，9，10頁）。その後も、原告Oは、眼瞼浮腫や鼻閉を生じるなどしたことがあった（同・12頁，甲個30の2の2・4頁）。その後原告Oが受診した天理よろず相談所病院医師は、原告につき、小麦によるアレルギーを疑い、平成23年10月3日血液検査をしたところ、小麦について3.18（クラス2），グルテンについて5.72（クラス3）であった（甲個30の2の2・4頁，甲個30の2の3・6頁）。原告Nは、本件石鹼による小麦アレルギーを知り、その診断のためにプリックテストを受けるため、奈良県立医科大学附属病院を受診した（甲個30の2の2・5頁，個30の2の3）。原告Oは、同病院で、平成24年8月27日血液検査を受けたところ、小麦について0.54（クラス1），グルテンについて0.72（クラス2）， $\omega$ -5グリアジンについて陰性であった（甲個30の2の3・17頁）。また、平成24年10月22日グルパール19Sのプリックテストを受けたところ、陽性反応を示した（同・13，14頁）。その後、原告Oは、平成25年1月7日，同年7月25日，平成26年2月13日，平成27年3月26日に再度血液検査を受けたが、小麦について平成25年1月7日以降いずれも陰性で、グルテンについて同日0.54（クラス1）であったが、以降は陰性であった（同・18頁，甲個30の2の4・2，3枚目，乙イ個30の2の1・6ないし8頁）。

#### ウ 原告Oの主張について

原告Oは、平成22年10月のアナフィラキシー症状について、呼吸困難、鼻づまり、眼の腫れが生じており、これらの症状を考慮すると、原告Oは当時アナフィラキシーショックに準ずる症状を発症した状態にあった旨主張する。しかし、同日時点のカルテの記載を見ても、鼻づまりによ

る息苦しい感じについては記載があるものの、これ以上に呼吸困難状態に陥っていたことを示す記載はない（甲個30の2の1・5頁）。当時の原告の症状については、前記認定の限りで認めることができるがその余は認めるに足りる証拠がないから、原告Oが当時アナフィラキシーショックに

5

#### エ 被告らの主張について

被告らは、原告Oが、医師らに対し、現在小麦摂取していることなどを申告したこと（甲個30の2の4，乙イ30の2の1・4頁）を捉え、このときすでに小麦摂取できる状態にあった旨主張するが、同申告に係るカルテの記載に照らしても、運動を避けていたり、少量であったりするものであって、通常程度の小麦摂取後にアレルギー症状が発症しないことを申告したものではない。各申告時において、原告Oが、小麦製品を摂取しても、アレルギー症状を誘発しない状態にあったということとはできない。

10

#### (2) 原告Oの損害及び損害額

症状の内容及び経緯に照らせば、平成22年10月に発症した目の腫れ等の症状は、本件アレルギーによるものと推認できる。原告Oは、遅くとも平成22年10月ころに本件アレルギーを発症した。原告Oについて、平成22年10月以降、本件石鹼の使用中止後5年5か月経過時点である平成28年9月ころまでに、本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく、また、同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。原告Oは、平成22年10月から平成28年9月までの間の6年、本件アレルギーに罹患しており、本件アレルギーにより、眼瞼浮腫等の症状を発症した。

15

20

以上を勘案し、原告Oの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 160万円

既払金控除 120万円

25

弁護士費用 4万円

合計 44万円

よって、原告Oの請求は、被告フェニックスに対し、44万円及びこれに対する平成24年11月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

## 第17 原告Pの損害

### 1 原告の主張

#### (1) 原告Pの症状経過等

ア 原告Pは、平成21年3月ころ以降、平成22年7月ころまでの間、本件石鹼を顔や首周りの洗浄に日常的に使用していた。平成23年12月19日京都府立医大病院で本件アレルギーと診断された。

イ 原告Pは、平成21年末ころから、本件石鹼使用後に顔面、頸部に膨疹上の皮疹が出、お好み焼きを食べた30分後に下痢をするようになった。

原告Pは、平成22年8月2日、自宅で冷やし中華を食べた後、両手に蕁麻疹、腫れが現れ、のどに違和感が生じ、全身に蕁麻疹が広がり真っ赤になったため、夫に付き添われて黄原病院を受診した。診察を待つ間、トイレから出たときに、突然体中が脱力し、立ってられず、息苦しくなり、話すことも動くこともできなくなった。同病院医師は、原告Pに全身ミミズ腫様の蕁麻疹、嘔吐、悪寒があり、脈に触れないほど血圧が低下していたため、アナフィラキシーショックと診断し、酸素吸入をした。原告Pは、同月3日、同病院で血液検査を受けたところ、小麦特異的IgE抗体値がクラス2であったため、医師から、アレグラを処方され、小麦を食べないように指示された。同年9月7日にはエピペンの処方も受けた。以降、原告Pは、アレロックの服用を続け、小麦を一切摂取しないように気を付けるようになった。

原告Pは、同年10月7日麩の味噌汁を食べ痒みを生じ、同月12日目

の下が痒くなり、平成23年6月にもミミズ腫れ様の蕁麻疹が出たため、調理中に味見をしたときは、すぐうがいをするようにしていた。その後  
も小麦を摂取しないように気を付け、アレロックの服用を続けているが、  
平成23年12月時点では、友人についてうどん屋に入っただけでもかゆ  
5 くなり、平成29年3月ころに、アレグラを服用の上、旅行先のホテルで  
根昆布茶を飲んだところ、これに小麦成分が入っていたため、唇がたらこ  
のように腫れたことがあった。

原告Pは、平成23年12月ころ本件アレルギーを知った息子から勧め  
られ、京都府立医大病院で検査を受けたところ、本件アレルギーが確認さ  
10 れた。原告Pの小麦についての血液検査の結果は、平成22年8月3日、  
1.69（クラス2）で、平成23年12月5日には陰性であったが、同  
月19日の本件石鹼及びグルパール19Sのプリックテストは陽性であっ  
た。

ウ 原告Pは、平成22年8月ころ以降現在に至るまで、7年余りにわたっ  
15 て通院加療を続けており、通院日数は45日を超える。また、原告Pは、  
アナフィラキシーショックを経験し、このまま死ぬかもしれないという恐  
怖を経験し、そのため小麦製品を一切摂取しないようになった。しかし、  
小麦を完全に除去することは難しく、小麦に触れて顔等がかゆくなること  
が続いている。原告Pは、従前小麦製品に触れたり吸引したりする百貨店  
20 の食品売り場で仕事をしていたが、本件アレルギーのために転職し、人材  
派遣会社に登録し、百貨店を中心に働いている。小麦製品を取り扱うこと  
もあるため、マスクや手袋をしてアレルギーを予防している。また、夫が  
パティシエであり、夫が仕事で使用した衣類の洗濯等では小麦に触れない  
よう細心の注意を払う必要がある。原告Pの職場や家事における負担は計  
25 り知れない。小麦製品が摂取できないため、外食が制限されたほか、家族  
旅行に行けなくなり、制約が大きい。

昆布のでんぷん粉をまぶして袋詰めをする仕事をしているときに頸部、手掌に発赤及び掻痒感が出たことがあったが、佃煮昆布の醤油に小麦成分が含まれていたからである。

オ 以上の事情に鑑み、原告Pの身体的精神的経済的損害は、悠香からの既  
5 払金を控除しても700万円を下らない。また、原告Pは、本件石鹼及び  
グルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余  
儀なくされ、これによる損害は70万円を下らない。

## (2) 被告らの主張に対する反論

### ア 血液検査等

10 被告らは、原告Pの平成23年12月5日の血液検査で、小麦につき陰  
性であることを指摘するが、同月19日には0.01%グルパール19S  
で陽性が確認されており、原告Pの小麦アレルギーは陰性化していない。  
このとき医師からパンを避けるよう指導された。

### イ 因果関係

15 原告Pは、本件アレルギーが出るまでは、他のアレルギー症状が出たこ  
とはなかった。血液検査でのスギへの反応は本件疾患と関係はなく、特別  
なものではない。豚肉と鶏肉のアレルギーはあるが、幼少時から一切食べ  
ていない。花粉症はあるが、目が痒く、鼻がむずむずする程度で、本件ア  
レルギーとは全く別物である。

## 20 2 被告フェニックスの主張

原告Pの本件アレルギーによる症状について、平成22年8月2日に全身蕁  
麻疹や息苦しさ、血圧低下等が生じたとしても、その余に同様の症状を発症し  
たことはなく、全体の経過で見れば、格別に重度の症状が続いていたとはいえ  
ない。

25 原告PのIgE抗体値について、平成22年8月2日当時小麦がクラス2で  
あったが、平成23年12月5日には小麦及びグルテンのいずれについても陰

性であった。同月19日の小麦プリックテストは陰性であった。

原告Pは、スギ（クラス3）、豚肉、鶏肉及び魚アレルギー、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎の重篤なアトピー素因を有する。

### 3 悠香の主張

5 原告Pの小麦特異的IgE抗体価は、平成22年8月3日、1.69であったところ、平成23年12月5日には陰性化していたから、回復傾向が明らかであり、遅くとも同日ころ特段の支障なく小麦摂取できる状態にあった。また、同日の検査から5年経過しているから、さらに回復している。同月19日のパン、小麦のプリックテストはいずれも陰性であった。

10 小麦特異的IgE抗体価が陽性である期間における原告Pの通院日数は14日程度で、症状による入院はなく、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。

原告Pは、アレルゲンであるスギに対し、12.80（クラス3）と強い反応を示しており、幼少時から豚肉、鶏肉摂取で嘔吐や蕁麻疹が出、平成16年  
15 より前からアレルギー性鼻炎であったのであり、訴えている症状が本件アレルギーによるものか不明である。また、原告Pは、最終通院日である平成24年5月17日以降4年7か月にわたり通院していないが、これは小麦アレルギーの発症の心配がなくなったからである。

### 4 被告片山化学の主張

20 被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

### 5 当裁判所の判断

#### (1) 原告Pの症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠（甲個33の4の1、個33の4の2、原告P本人ほか後掲）並びに弁論の全趣旨によれば、原告Pの症状経過等に関し、以下の事実が認められる。

25

ア 原告Pの本件石鹸使用等

原告P（昭和34年6月22日生）は、平成21年3月25日本件石鹼の購入を開始し、同月ころから平成22年7月ころまでの間、本件石鹼を、顔や首周りを洗うのに使用した（甲個33の3の1，個33の4の1）。

#### イ 原告Pの症状経過等

原告Pは、平成22年8月2日冷やし中華を食べたところ、蕁麻疹があらわれ、のどがいがいがし、全身にミミズ腫れ・掻痒が出たため、黄原病院を受診した。受診後、点滴中に嘔吐があり、血圧が低下し、脈に触れることができず、悪寒が出ていたため、同病院医師は、原告Pにつき、アナフィラキシーショックであると診断し、酸素吸入をし、ボスミンを投与した。原告のこの日の最終血圧は130／80であり、脈拍触知も良好であったため、同病院医師は、原告Oを帰宅させた（甲個33の2の1・35頁，個33の2の2・2頁）。原告Oは、同月3日、再度同病院を受診し、血液検査をしたところ、小麦について1.69（クラス2）であった（甲個33の2の2・3頁）。その後も、原告Pは、小麦製品を摂取して、眼瞼等の掻痒や蕁麻疹が出るなどした（同・5，6，10頁）。平成23年10月27日、本件石鹼に係る被害情報を認識した原告Pは、精査を希望し、同病院の紹介により、京都府立医大病院を受診し、同年12月5日、血液検査をしたところ、小麦及びグルテンについて陰性であり（甲個33の2の1・38頁）、同年12月19日プリックテストを受けたところ、本件石鹼及びグルパール19Sについて陽性反応を示したが、パン及び小麦については陰性であった（同・27，33頁）。

#### ウ 原告Pの既往歴等

原告Pは、本件当時、アトピー性皮膚炎、エビアレルギー（甲個33の2の2・2頁）、花粉症（同・9頁）、喘息（乙イ個33の2の1）を有していた。

#### エ 原告Pの主張について

原告Pは、平成29年3月ころにもアレグラを服用の上根昆布茶を飲んだところ、唇が腫れるアレルギー症状を発症した旨主張するが、同症状は、本件アレルギーの典型的な症状（眼瞼浮腫等）とは異なる上、原告Pがそれまでに発症した症状とも異なることに照らせば、同症状と小麦成分との関係性は不明であるといわざるを得ない。まして、同月より前にすでに、血液検査及びプリックテストでは、小麦やグルテンについて陰性となっていたのであり、同症状をもって、原告Pが、当時、小麦を摂取した場合にアレルギー症状を発症し得る状態にあったということはできない。

(2) 原告Pの損害及び損害額

症状の内容及び経緯に照らせば、平成22年8月に発症したアナフィラキシーショック等の症状は、本件アレルギーによるものと推認できる。原告Pは、遅くとも平成22年8月ころに本件アレルギーを発症した。原告Pについて、平成22年8月以降、本件石鹼の使用中止後5年5か月経過時点である平成27年12月ころまでに、本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく、また、同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。原告Pは、平成22年8月から平成27年12月までの間の5年5か月、本件アレルギーに罹患しており、本件アレルギーにより、アナフィラキシーショック等の症状を発症した。

以上を勘案し、原告Pの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 240万円

既払金控除 159万円

弁護士費用 8万1000円

合計 89万1000円

よって、原告Pの請求は、被告フェニックスに対し、89万1000円及びこれに対する平成24年11月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

## 第18 原告Qの損害

### 1 原告の主張

#### (1) 原告Qの症状経過等

5           ア 原告Qは、本件石鹸を、平成19年3月ころ以降平成20年夏ころまでの間、毎朝晩の洗顔に使用し、また平成21年初めころ以降同年春ころまでの間、毎朝の洗顔に使用した。平成24年9月5日関西医科大学附属枚方病院で本件アレルギーと診断された。

10           イ 原告Qは、平成21年春ころ、職場で、顔全体が赤くなり、髪の毛の生え際に湿しん様のものができたことがあった。同年7月11日、朝食後ガーデニングをしていたところ、目が赤くなったため、近医の宮谷眼科を受診したところ、アレルギー性結膜炎と診断された。同年8月お盆ころには、蕁麻疹が出、目が赤くなったため、同病院を再度受診した。

15           原告Qは、平成21年10月12日、朝食にパンを食べ、庭でガーデニングをしていたところ、突然激しくしゃみが出始め、全身が痒く、目の前が真っ白になり、苦しくなって自宅の廊下で倒れた。枚方公済病院に救急搬送され、CCU（冠疾患集中治療室）にて治療を受けた。搬送時、背部及び両上肢に蕁麻疹があり、頭部等に搔痒感があり、意識朦朧状態で、問いかけにうなずきで答えられる程度の意識レベルで、皮膚がピンク色に腫れ、血圧が53/23、体温が35.4℃まで低下しており、アナフィラキシーショック、蕁麻疹と診断された。ノルアドレナリン、ステロイド等  
20           等の昇圧剤の投与を受け、血圧や意識レベル等が徐々に回復したものの、搬送後1時間が経過しても、悪寒があり、体が震えるなどの症状が残っていた。その日、原告Qは、同病院に入院した。このとき、原告Qは、医師に、1か月前から化粧品で身体が痒くなった旨告げているが、これは原因が分からず、心当たりとして約1か月前から新しく使用している化粧水を  
25           挙げたにすぎない。

原告Qは、平成22年2月8日、散歩していたところ、耳の後ろ辺りが熱くなり、蕁麻疹が出たため、原田皮膚科を受診したところ、関西医科大学附属枚方病院を紹介され、同病院で血液検査を受けたところ、小麦アレルギーに罹患していることが分かった（小麦6.76（クラス3））。原告Qは、同病院医師から、小麦製品の摂取を控えるようにし、蕁麻疹が出たときにアレグラを服用するよう指示された。その後も一、二か月おきに同病院を受診したが、原因は分からなかった。平成23年5月ころ、悠香から届いたはがきで本件アレルギーを認識し、同病院で再度血液検査をしたところ、同月26日グルテンでも陽性（クラス3）が確認された。同年12月1日エピペンを処方された。

ウ 原告Qは、平成23年11月28日、メロンパンを食べ、夫を駅まで送っていったところ、太腿も内側やお腹周り等全身に蕁麻疹が出、近医を受診した。平成24年9月4日、関西医科大学附属枚方病院に検査入院してプリックテストを受けたところ、グルパール19S0.01%及び同0.1%についていずれも陽性反応が出たことから、本件アレルギーと診断された。その後も、平成25年3月21日まで同病院に通院し、同日エピペンの処方を受けた。このとき、原告Qは、医師から、小麦摂取をできるだけ控え、添加物程度の小麦の摂取にとどめ、少量でも注意して摂取すること、蕁麻疹が出た場合にはアレグラを内服することを指示されていた。

エ 原告Qは、平成21年春ころ以降何度も全身蕁麻疹を発症し、同年10月12日にはアナフィラキシーショックを起こした。医師からの「間に合いました」という言を受け、命の危険を感じ、恐怖を覚えた。その後も本件アレルギーのために5年にわたる通院を余儀なくされ、入通院日数は30日を超える。その過半は原因不明で、検査が繰り返された。平成24年8月の血液検査では小麦及びグルテンにつきクラス2であり、同年9月のグルパール19Sのプリックテストで陽性反応が出、平成25年3月21

日にエピペンを処方されたのであって、原告Qについては、少なくとも数年間小麦アレルギーを発症する恐れがある状態が継続した。

原告Qはもともと小麦中心の食生活であったが、前記アナフィラキシーショック及び医師の助言があり、小麦製品を食べられず、外食に制約がある。平成24年9月5日以降は、夫が近くにいるときは小麦の添加物程度のもので、グルテンにならないものは摂取するようにしているが、現在も小麦製品の品目や量に気を使いながら摂取し、食後の運動を控える生活が続いている。また、仕事についても、通院のために休む必要があった上、ショック症状への恐怖から仕事を辞めざるを得ず、要した医療費も30万円を超える。

オ 以上の事情に鑑み、原告Qの身体的精神的経済的損害は、悠香からの既払金を控除しても700万円を下らない。また、原告Qは、本件石鹼及びグルパール19Sの欠陥により、本件訴訟提起のため弁護士への依頼を余儀なくされ、これによる損害は70万円を下らない。

## (2) 被告らの主張に対する反論

### ア 血液検査

血液検査の結果は経時的に改善していたものの、血液検査等以降数年間は本件アレルギー発症の可能性があったことは前記(1)エのとおりであり、数値の改善のみをもって治癒したと評価することはできない。

### イ 小麦製品の摂取状況

原告Qは、平成24年9月4日にクッキー等小麦の含まれる食品を食べてもアレルギー症状はほとんど出ないと医師に告げているが、このときも小麦製品摂取制限は続けており、摂取制限をしてもわずかに膨疹が出ていた。

### ウ 花粉症

原告Qは、花粉症であったが、花粉症は一般に広くみられる疾患であり、

本件アレルギー症状とは異なる。

## 2 被告フェニックスの主張

原告Qは、平成21年10月12日の血圧低下等の症状を発症して以降は、特に重篤な症状が再発して病院の治療を受けたことはない。

5 原告QのI g E抗体値について、平成22年5月当時小麦及びグルテンのいずれについてもクラス3であったが、平成24年9月4日、小麦はクラス1、グルテンはクラス2であった。

原告Qは、平成24年9月4日ころクッキー等の小麦製品を摂取してもアレルギー症状をほとんど起こさないようになり、平成25年3月21日、医師から小麦製品について少量であれば注意して摂取していくよう指示された。

また、原告Qは、花粉症であり、アトピー素因を有する。

## 3 悠香の主張

原告Qの小麦特異的I g E抗体価は、平成24年9月4日、0.65と擬陽性となっているから、回復傾向が明らかであり、同日特段の支障なく小麦摂取可能な状態にあったと考えられる。

小麦特異的I g E抗体価が陽性である期間における原告Qの通院日数は数日程度で、症状による入院はなく、積上方式によったとしても、治療費、交通費、傷害慰謝料は低額にとどまる。原告Qは、通院当初化粧水によるアレルギーを主張しており、問診において化粧水か、はちみつのどちらかがアレルギーの原因であると思うと述べていたのであり、当初の症状が本件石鹼によるものとはいえない。

原告Qが平成21年10月12日に経験した症状は、昇圧剤及びステロイドの投与により、救急搬送から3時間後には独歩でトイレまで歩行できるまで回復しているものであって、他のアナフィラキシーショックを起こした事例に比して軽いものであった。

原告Qは、平成24年9月4日ころクッキー等の小麦が含まれる製品を摂取

してもアレルギー症状はほとんど出現しない状態にあり、同年20日時点で小麦の添加物程度のものや食パンを食べていた上、平成25年3月21日ころには小麦が入っていると考えられるものは確認しながらであるが、月に1回外食することができていたのであるから、多少の制限はあるものの、当初から継続して小麦摂取できていた。

原告Qは、平成23年4月に仕事を辞め、専業主婦になったものであるが、本件アレルギーによって家事労働に支障が生じたとの主張はない。

また、原告Qは、花粉症の既往があり、訴えている症状が本件アレルギーによるものか不明である。

イネ科花粉症から合併して小麦に対するFDEIAを発症する者もいるところ(乙イB27)、原告Qはイネ科花粉症の疑いがあり、これにより小麦に対するアレルギーを発症した可能性がある。

#### 4 被告片山化学の主張

被告フェニックス及び悠香の主張と同旨。

#### 5 当裁判所の判断

##### (1) 原告Qの症状経過等

前記前提事実及び認定事実、証拠(甲個37の4の1、個37の4の2ほか後掲)並びに弁論の全趣旨によれば、原告Qの症状経過等に関し、以下の事実が認められる。

##### ア 原告Qの本件石鹸使用等

原告Q(昭和25年4月23日生)は、平成19年3月14日本件石鹸の購入を開始し、同月ころから平成20年夏ころまでの間、及び平成21年初めころから平成21年4月ころまでの間、本件石鹸を毎朝晩の洗顔に使用した(甲個37の3の1、個37の4の1)。

##### イ 原告Qの症状経過等

原告Qは、平成21年10月12日、朝食にパン等を食べガーデニング

をしていたところ、全身のかゆみ、背部蕁麻疹と呼吸困難を生じ（甲個37の2の1・5頁）、枚方公済病院に救急搬送された（甲個37の2の2）。搬送時（同日午前11時45分）、原告Qのバイタルサインは、血圧53／23、心拍103回／分、酸素5L吸入下でSpO<sub>2</sub>・90%、体温35.7℃、意識朦朧状態ではあるが、問いかけに頷きで答えることができる状態であった。同病院医師は、原告Qに強心剤であるノルアドレナリンを投与した。原告Qは、徐々に回復し、同日午後0時45分には、血圧111／53、心拍77回／分、SpO<sub>2</sub>・98%になり、同日午後1時、血圧が117／57まで回復したため、同病院医師は、原告Qへのノルアドレナリンの投与を中止した（同・4ないし6頁）。原告Qは、同日、同病院に入院し、翌日退院した（同・8頁）。

その後も蕁麻疹が出るなどした原告Qは、原因の精査のため、原田皮膚科医院の紹介を受け、平成22年2月20日関西医科大学付属枚方病院を受診し、血液検査を受けたところ、小麦について6.76（クラス3）であった（甲個37の2の3・28、31頁）。平成23年5月悠香からの本件石鹼による小麦アレルギーを知り、同病院で、同月26日血液検査を受けたところ、小麦について2.16（クラス2）、グルテンについて4.27（クラス3）、 $\omega$ -5グリアジンについて0.92（クラス2）であった（甲個37の2の4・16、38頁）。原告Qは、同病院で、平成23年12月1日及び平成24年9月4日に血液検査を受けたところ、小麦について、1.12（クラス2）から0.65（クラス1）へ、グルテンについて1.69（クラス2）から0.99（クラス2）へ低下しており、 $\omega$ -5グリアジンについては、0.49（クラス1）から陰性化した（甲個37の2の1・5、6、個37の2の4・37頁）。また、平成24年9月4日のプリックテストでは、グルパール19Sについて陽性反応を示した（甲個37の2の1・9頁）。

ウ 原告Qの既往歴等

原告Qは、本件当時花粉症であった（甲個37の4の1）。

エ 原告Qの主張について

原告Qは、平成21年春ころ以降、小麦製品の摂取により、顔全体が赤く、髪の毛の生え際にぶつぶつができた、ガーデニング中に眼が赤くなった、同年8月ころには蕁麻疹が出、眼が赤くなったが、これらは本件アレルギーの症状である旨主張する。しかし、蕁麻疹以外の症状について、原告Qが当時有していた花粉症の症状である可能性が否定できないし、髪の毛の生え際に湿しん様のものできるというのは本件アレルギーの典型的な症状ではなく、本件アレルギーとの関連性も不明である。蕁麻疹についても、発症の契機等が不明であり、本件アレルギーとの関連性が不明である。したがって、これらの症状は、本件アレルギーによるものであるということとはできない。

(2) 原告Qの損害及び損害額

原告Qが平成21年10月に経験した血圧低下や呼吸困難、意識朦朧状態は、アナフィラキシーショック状態といえるところ、症状の内容及び経緯に照らせば、同ショック症状は、本件アレルギーによるものと推認できる。原告Qは、遅くとも平成21年10月ころに本件アレルギーを発症した。原告Qについて、平成21年10月以降、本件石鹼の使用中止後5年5か月経過時点である平成26年9月ころまでに、本件アレルギーが治癒寛解したと認めるに足りる証拠はなく、また、同月以降も本件アレルギー発症の危険があると認めるに足りる証拠もない。原告Qは、平成21年10月から平成26年9月までの間の5年、本件アレルギーに罹患しており、本件アレルギーにより、アナフィラキシーショック等の症状を発症した。

以上を勘案し、原告Qの損害を以下のとおり認めるのが相当である。

慰謝料 240万円

既払金控除 162万1800円

弁護士費用 7万7820円

合計 85万6020円

5 よって、原告Qの請求は、被告フェニックスに対し、85万6020円及びこれに対する平成24年11月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

以上